

---

# 西 木 村

## 次世代育成支援行動計画

平成 17 年 3 月

秋田県 西木村

---



# 目 次

---

## 第1部 総論

計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	3
5 性格・位置づけ	3
子育て家庭を取り巻く現状	5
1 西木村の沿革	5
2 人口及び世帯の動向	7
3 就業の状況	1 8
4 保育園・幼稚園・小学校・中学校の状況	2 2
次世代育成支援に関するニーズ調査	2 7
1 実施と概要	2 7
2 調査結果	2 8
計画の基本的方向	4 1
1 基本理念	4 1
2 基本目標	4 1
3 基本的な視点	4 3
4 計画策定にあたっての課題	4 5
5 施策の体系	4 7
本計画の推進と施策の点検について	4 8
1 基本的姿勢	4 8
2 計画の推進体制	4 8

## 第 2 部 各 論

施策 1 地域における子育ての支援	5 0
1 地域における子育て支援サービスの充実	5 2
2 保育サービスの充実	5 3
3 子育て支援のネットワークづくり	5 5
4 児童の健全育成	5 6
5 交流事業の充実	5 9
施策 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	6 0
1 子どもや母親の健康の確保	6 2
2 「食育」の推進	6 5
3 思春期保健対策の充実	6 7
4 小児医療の充実	6 8
施策 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	7 0
1 次代の親の育成	7 2
2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	7 3
3 家庭や地域の教育力の向上	7 5
4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	7 7
施策 4 子育てを支援する生活環境の整備	7 8
1 良質な住宅の確保	8 0
2 良好な居住環境の確保	8 1
3 安全な道路交通環境の整備	8 2
4 安心して外出できる環境の整備	8 3
5 安全・安心まちづくり推進等	8 4
施策 5 職業生活と家庭生活との両立の推進	8 5
1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	8 7
2 仕事と子育ての両立の推進	8 8
施策 6 子ども等の安全の確保	9 0
1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	9 1
2 子どもを犯罪等から守るための活動の推進	9 2

3 防災活動	9 3
4 被害に遭った子どもの保護の推進	9 4
施策7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	9 5
1 児童虐待防止対策の充実	9 6
2 ひとり親家庭の支援の推進	9 8
3 障害児施策の充実	9 9

## 資料編

特定14事業に係る目標事業量の設定	1 0 0
-------------------	-------



# 第1部 総論



# 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景

子どもたちが成長する姿からは、将来に向けた夢と希望を見出すことができます。いかなる時代であっても次代を担う子どもたちの笑顔や歓声は、子どもを持つ家庭のみならず、地域の人々や地域全体に対して優しさや活力を与えてくれます。

しかし、そんな子どもたちを取り巻く環境が一段と厳しさを増しています。我が国の出生率は一貫して低下傾向が続き、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率の全国平均が 2.08 とされているのに対し、平成 14 年は 1.32、平成 15 年には 1.29 にまで低下しており、まもなく人口減少時代を迎えることとなります。

出生動向基本調査によれば、夫婦が理想とする子どもの数は平成 14 年時点で 2.56 人であるのに対し、実際の出生数は 2.23 人と理想と現実には大きな差が生じており、「子どもを生み、育てにくい社会」「子どもが生まれ、育ちにくい社会」になっているという現実を、社会全体で再認識する必要があります。

さらに、今日の少子化の背景として、従来の主たる要因であった晩婚や非婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな現象が顕在化し、少子化が一段と加速することが危惧されます。

急速な少子化の進行は、社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがし、極めて深刻な影響を与えるものであることから、将来を見据えたとき、「少子化問題」は早急に取り組むべき国政上の重要課題となっています。

こうした少子化の流れを変えるため、国では「少子化対策推進基本方針」を受け、「新エンゼルプラン」(重点的に実施すべき対策の具体的実施計画)を策定したのに続き、平成 14 年には「少子化対策プラスワン」を発表し、従来の“子育てと仕事の両立支援”を中心とする施策に、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」などを加え、「子育ての社会化」の必要性を提起しています。

また、これらの施策を具体的に推進するため、国と地方公共団体に少子化対策実施の責務、企業に協力の責務を課す「次世代育成支援対策推進法」が平成 15 年 7

合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女性の各歳ごとの出生率を合計したものであり、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当するもの。

月に成立し、さらに少子化対策の総合的推進のための枠組みとなる「少子化社会対策基本法」が同時期に制定されました。

## 2 計画策定の目的

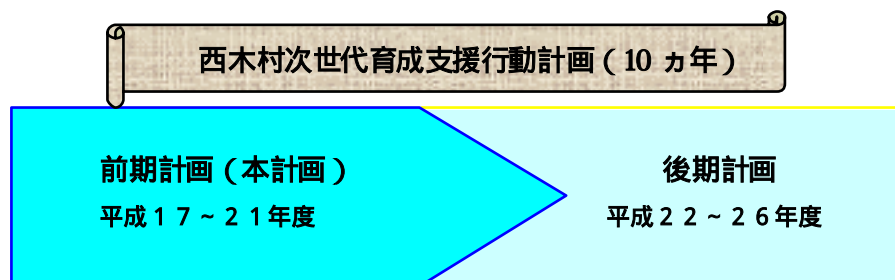
この「次世代育成支援行動計画」は、10年間の時限立法である次世代育成支援対策推進法の第8条第1項において、地方公共団体に策定が義務付けられた計画で、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取組を促進することを目的としており、これまで策定してきた「母子保健計画」などを包括する計画として策定するものです。

本村においても、総人口の減少並びに出生率の低下による少子化の進行など、年少人口は着実に減少してきています。次世代育成支援行動計画は、これら少子化に的確に対応していくための緊急的な課題とその対応を定めたもので、子どもが健康に育つ社会、安心して子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会へ転換していくよう、行政のみならず地域住民、地域企業と連携した少子化対策推進のために策定するものです。

## 3 計画の期間

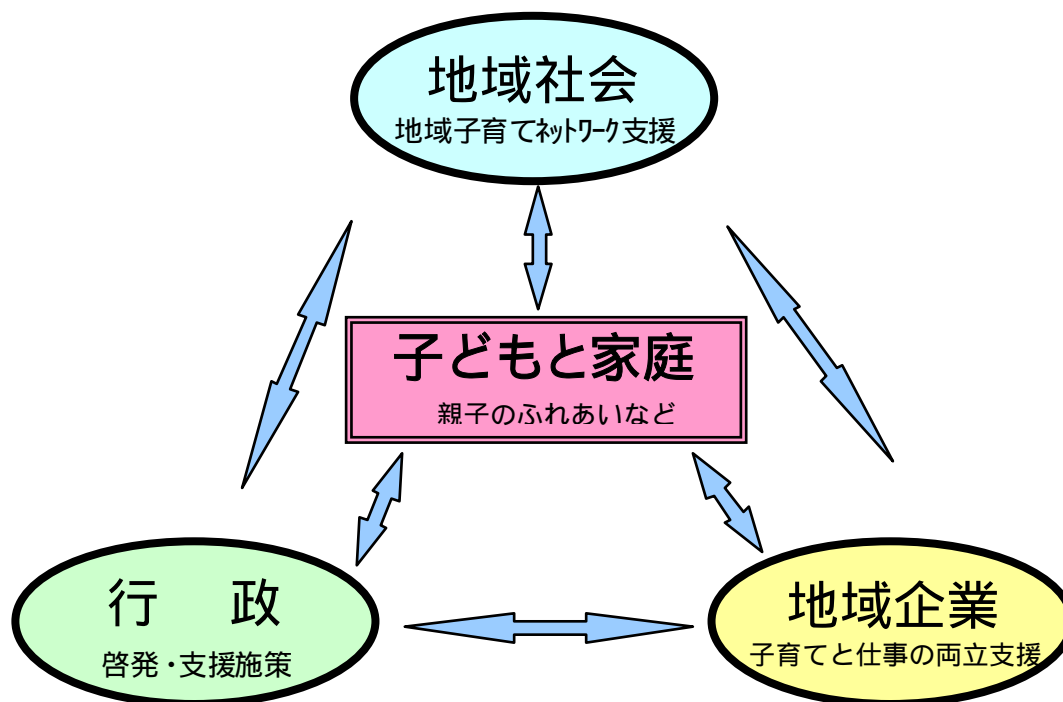
この次世代育成支援行動計画は、平成17年度から10カ年を期間とする計画で、計画実施から5年後の平成21年度までを「前期」、平成22年度から平成26年度までの5年間を「後期」とします。

なお、計画の推進にあたっては、年度ごとに計画の実施状況を把握するとともに、国・県の諸施策や社会情勢の変化等に対応するよう見直し、公表を行い、後期の計画については前期の計画に係る必要な検証を行ったうえで策定するものとします。



## 4 計画の対象

この計画の対象者は、全ての子どもとその家庭を中心に、地域、企業、行政等全ての主体を対象とします。



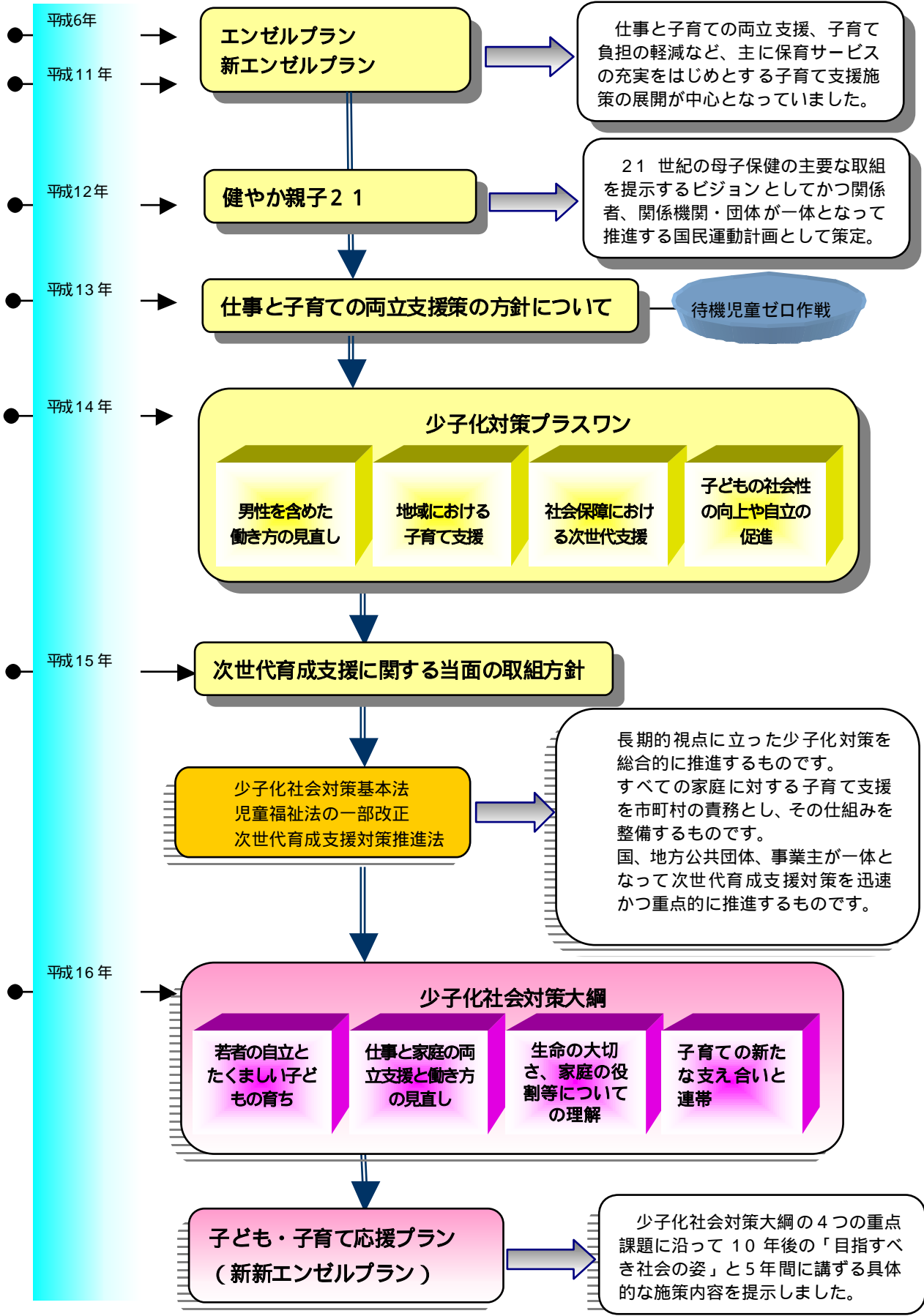
## 5 性格・位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく法定計画です。

この計画は、「総合計画」をはじめとする子どもにかかわる関連計画との整合を図った計画です。

この計画は、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮し策定しています。

国における取組の経緯



# 子育て家庭を取り巻く現状

## 1 西木村の沿革

西木村は秋田県仙北郡の北部に位置し、東側には水深日本一の田沢湖があり、広大な山々、清らかな溪流と豊かな自然あふれる村で、昭和31年9月、町村合併促進法に基づいて西明寺村と桧木内村の合併により誕生し、村名は両村のそれぞれの一字をとっています。

総面積は264.95 km<sup>2</sup>、東西12.5 km、南北29.5 kmと南北に細長く、上桧木内、桧木内、西明寺の3地区が山並みに区切られた峠筋でつながっていて、南部地域は平坦地が多くその大部分は仙北平野の一端をなしていますが、北部地域は一般に急峻で500～1000 mの山々が連なり、面積の9割が山林・原野によって占められ、耕地率4.9%の典型的な山村です。

気候は、奥羽山脈の著しい影響を受ける裏日本気候に属し、冬期間の降雪量は1.5 m～2.0 mと多く、積雪期間は150日以上の特豪雪地帯となっています。

村の中央部を国道105号線、秋田内陸縦貫鉄道が縦断しています。また、秋田新幹線や秋田自動車道など高速交通ネットワークの整備により、自然環境や生活文化、伝統産業などの地域資源を活用した様々な交流・連携が展開されています。

本村の産業において農業が占める割合は、戸数・人口・所得とも過半数を超えており、農業は社会的にも経済的にも村の要であることから、農業の伸展がそのまま村の発展につながります。

良質米の生産や複合経営も定着し、出荷作物は市場でも高い評価を得ています。また、豊富な森林資源を生かした林産物の栽培や、広大な草地を利用した畜産の振興など、一次産業の活性化を推進しています。本村は三地区に商店地が形成されていますが、そのほとんどは家族で経営している小規模店舗です。従って、村内消費者の多くは日常雑貨を購入するほかは、近隣市町にある大型店に依存しています。このような状況を踏まえ、今後は商業機能の充実と魅力づくりが必要になっています。

上桧木内・桧木内・西明寺の3地区にはそれぞれ小学校・中学校がありました。平成11年度に上桧木内中学校を桧木内中学校に統合し、小学校3校・中学

校2校として教育環境の整備を行っています。就学前児童については、平成10年度まで幼稚園を3地区に開設していましたが、平成11年度に西明寺地区の幼稚園を残し、2園をへき地保育園に変更しました。さらに、平成15年度にはひのきない保育園を新築して認可保育所として開設しています。

老人保健施設関係では、平成5年、西明寺地区に老人保健施設（現在は介護老人保健施設）「にしき園」を開設しています。桧木内地区には、平成12年に特別養護老人ホーム「清流苑」が開設され、平成15年にはその隣にグループホーム「ピアホームかたくりの里」が開設されました。また、上桧木内地区では、廃校となった中学校を多世代交流施設「山鳩館」にリニューアルして、高齢者生きがい事業・保育事業・多世代交流事業を行っています。

## 2 人口及び世帯の動向

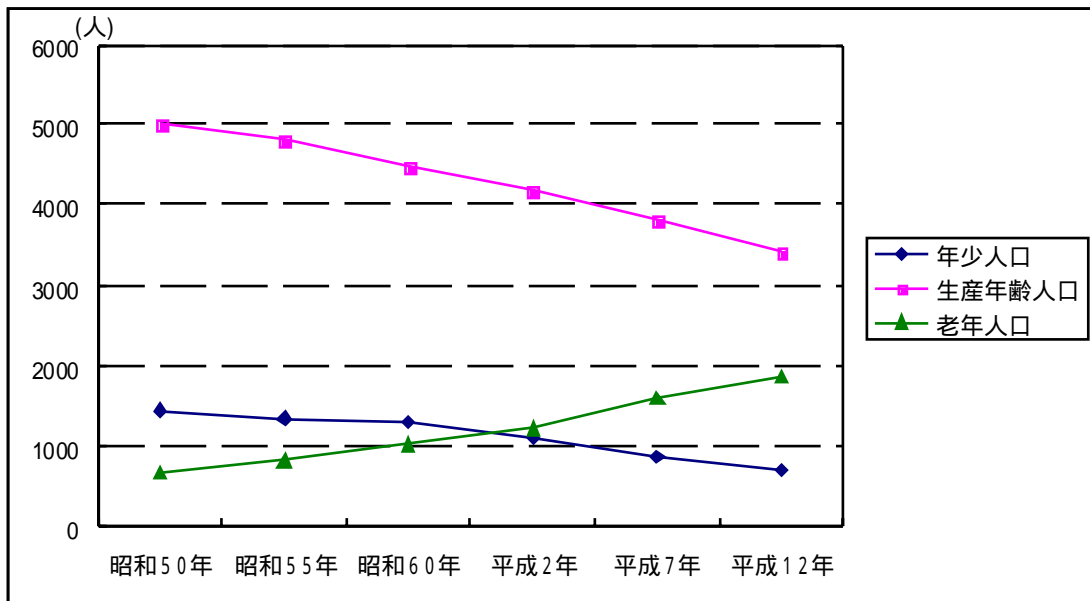
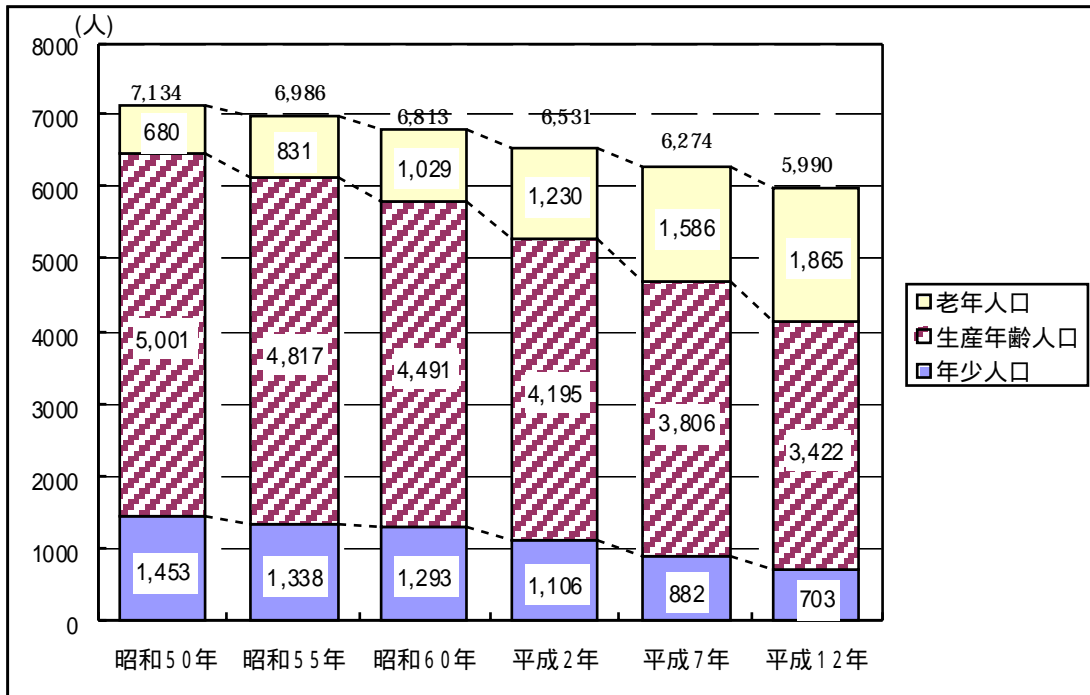
### (1) 人口の状況

西木村における近年の人口の動向をみると、総人口は、昭和 50 年の 7,134 人から、平成 12 年の国勢調査では、5,990 人と減少してきています。これと同様に総世帯数も減少傾向にあり、平成 12 年には 1,633 世帯となっています。

全国的に少子化が進むなか、西木村においても総人口が減少するのと同様に、14 歳以下の年少人口も減少してきています。昭和 50 年の国勢調査では人口比で 20.4%であったのが平成 12 年は 11.7%に低下し、703 人となっています。これに対し、高齢者は昭和 50 年の 9.5%から、平成 12 年には 31.1%となり、昭和 60 年までは年少人口のほうが老年人口より多かったものが、平成 2 年には逆転しています。

年少人口・・・・・・・・0～14 歳人口
生産年齢人口・・・・・・・・15～64 歳人口
老年人口・・・・・・・・65 歳以上人口

### 年齢3区分別人口の推移



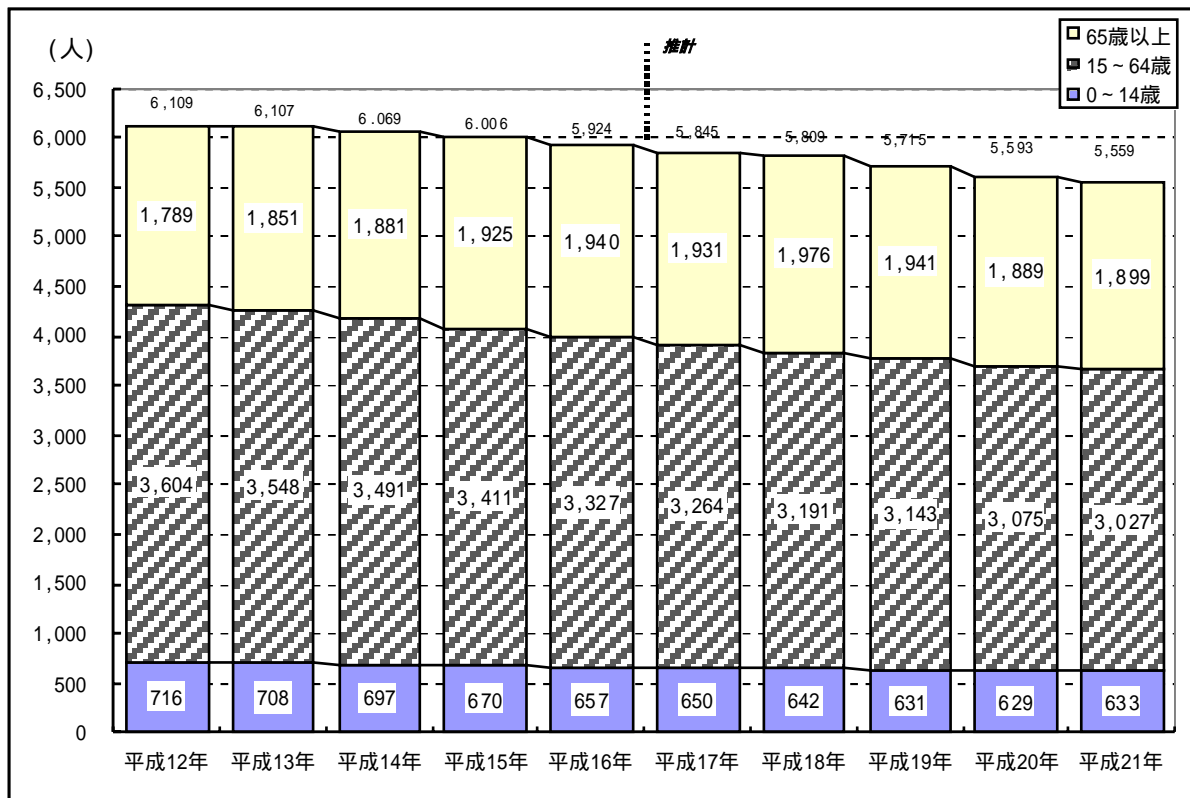
資料：国勢調査

## (2) 住民基本台帳人口による現況と推計

西木村の総人口を住民基本台帳ベースで見ると、平成12年から16年までの4年間の推移は減少で推移しています。平成16年4月1日現在の人口は5,924人となっています。今後とも減少で推移することが見込まれ、平成21年度には5,559人となり、5千人を維持すると予測されます。

また、年齢3区分で見ると、本計画の対象となる年少人口及び生産年齢人口は減少傾向で推移するものとみられ、全国的な高齢化の進行とともに老年人口が増加していくことが予測されます。

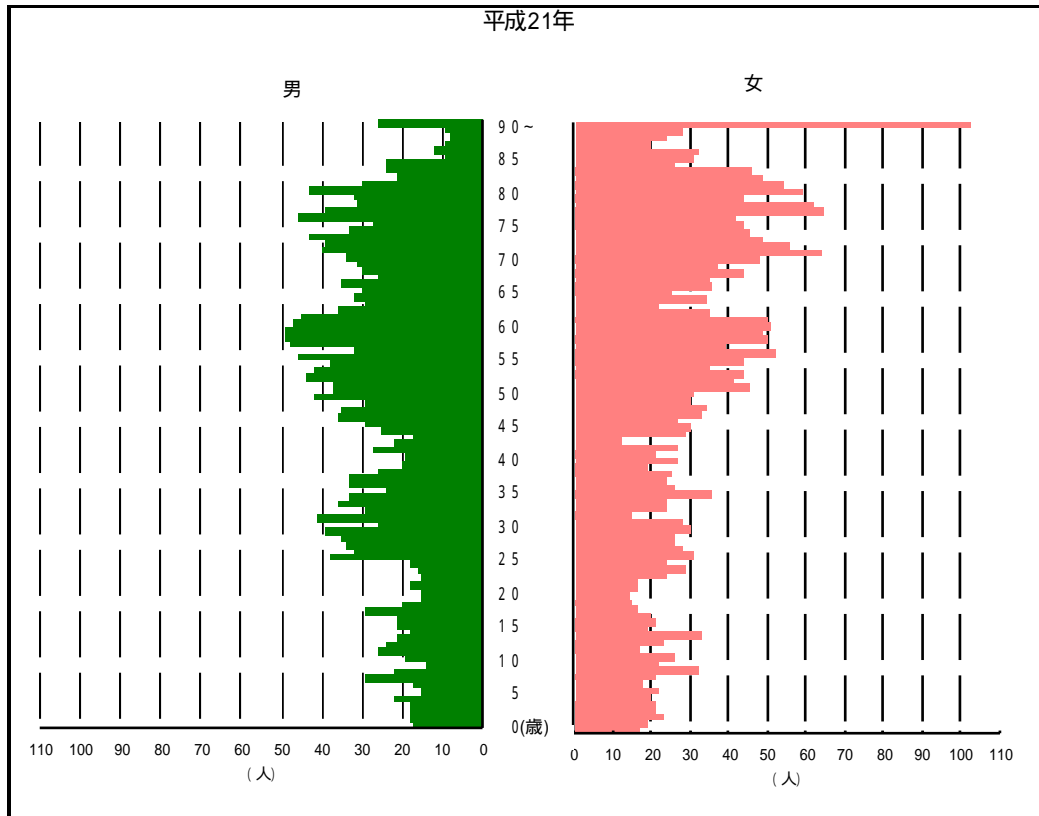
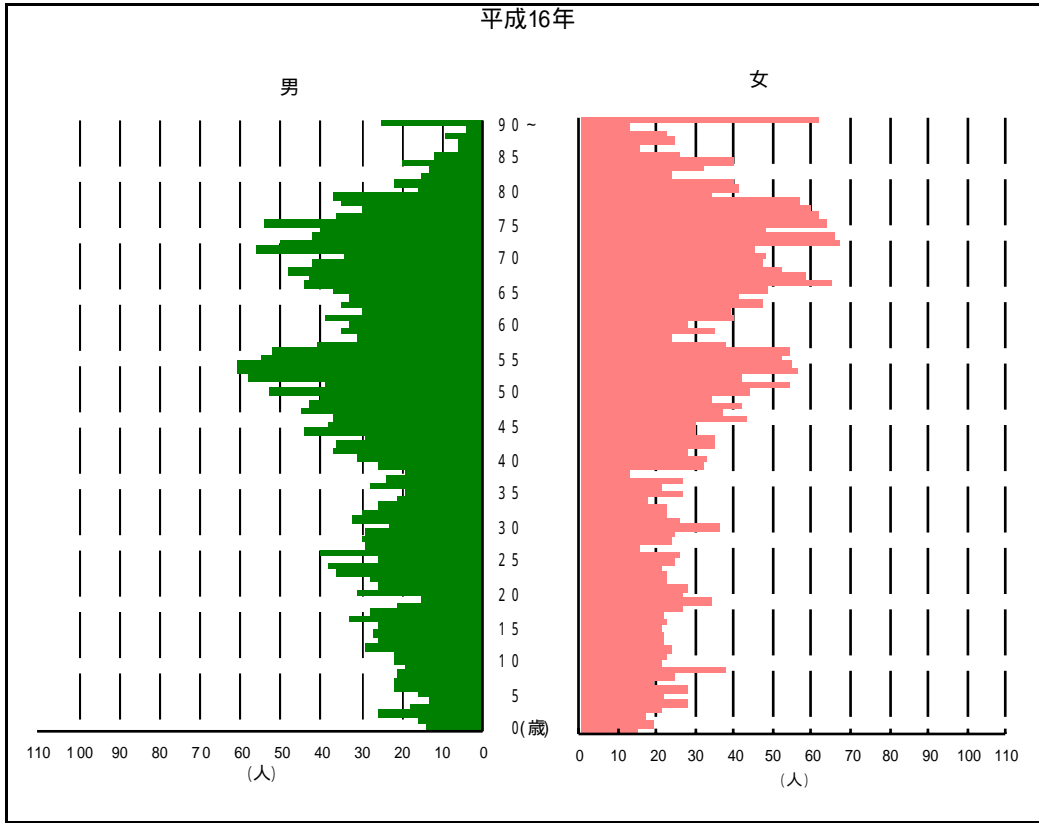
住民基本台帳による年齢3区分別人口の推移と推計



資料：住民基本台帳 各年4月1日

予測人口は、次世代育成支援行動計画策定のために、厚生労働省から示されたワークシートから推計しています。なお、推計手法は、コーホート間の移動法を採用しています。

年齢別・男女別人口の現状と推計結果



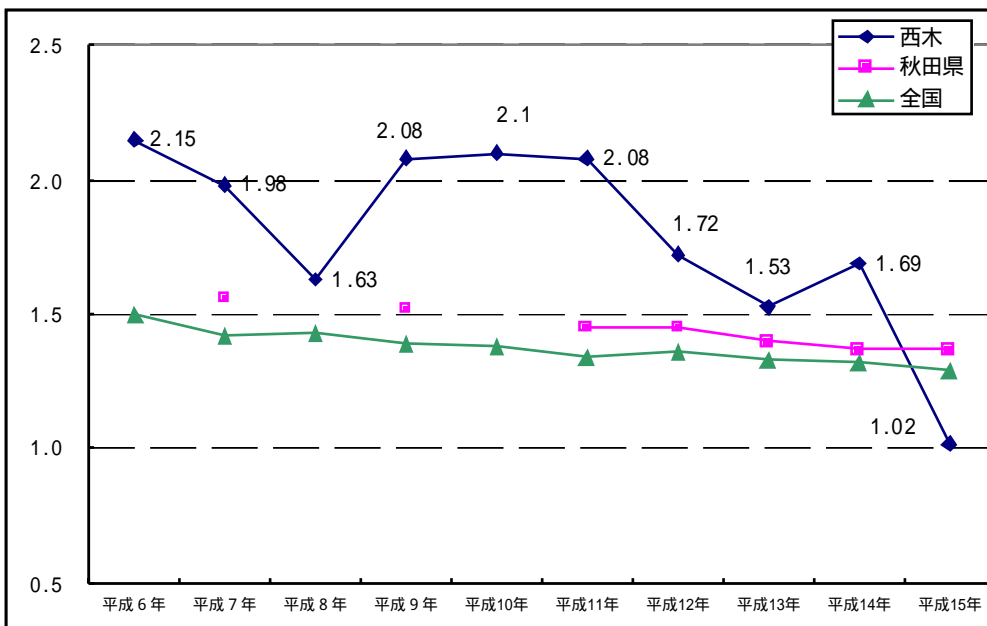
### (3) 合計特殊出生率及び出生の状況

わが国の合計特殊出生率は平成14年が1.32、平成15年は1.29となり、秋田県は国平均を若干上回る傾向で推移しています。西木村は国及び県を上回る傾向で推移していましたが、近年は全体的に減少する傾向を示しています。

出生数については、平成7年から30人から40人台を推移しており、平成15年に若干少なくなりましたが、平成16年は近年の数値を上回る状況となっています。これは、当初想定していた出生数を上回っており、村営住宅の整備等により、若者が住みやすく子供を育てやすい環境になってきていることなどが要因の一つと考えられ、増加する子育てニーズに対応するための体制・施設整備が早急に必要となっています。

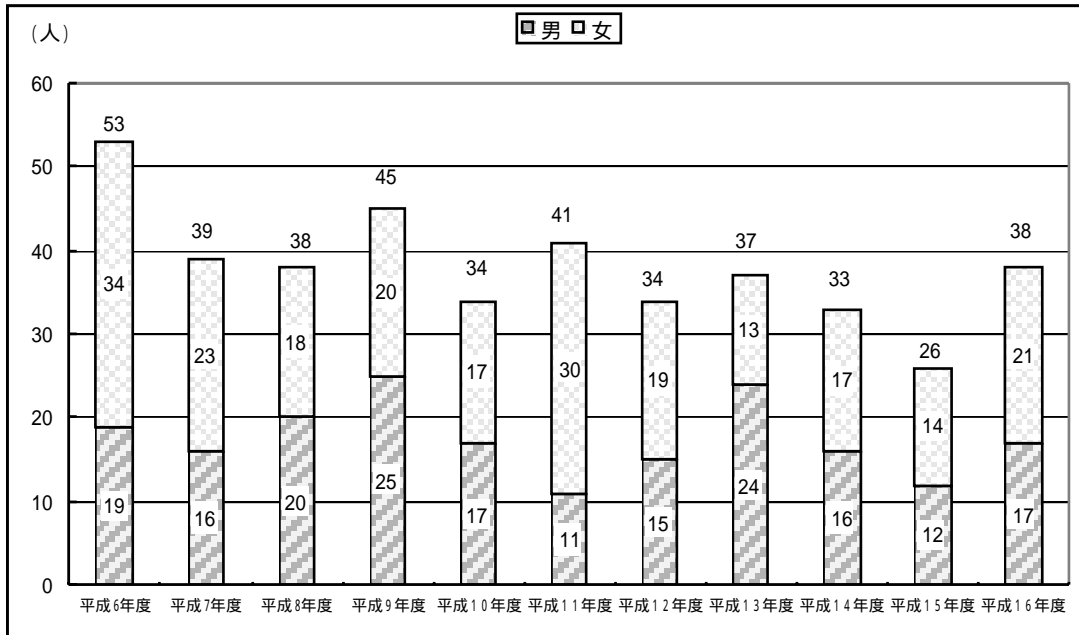
出生数を母親の年齢別に見た場合、20歳から34歳の間の出産が大部分を占めています。

合計特殊出生率の推移



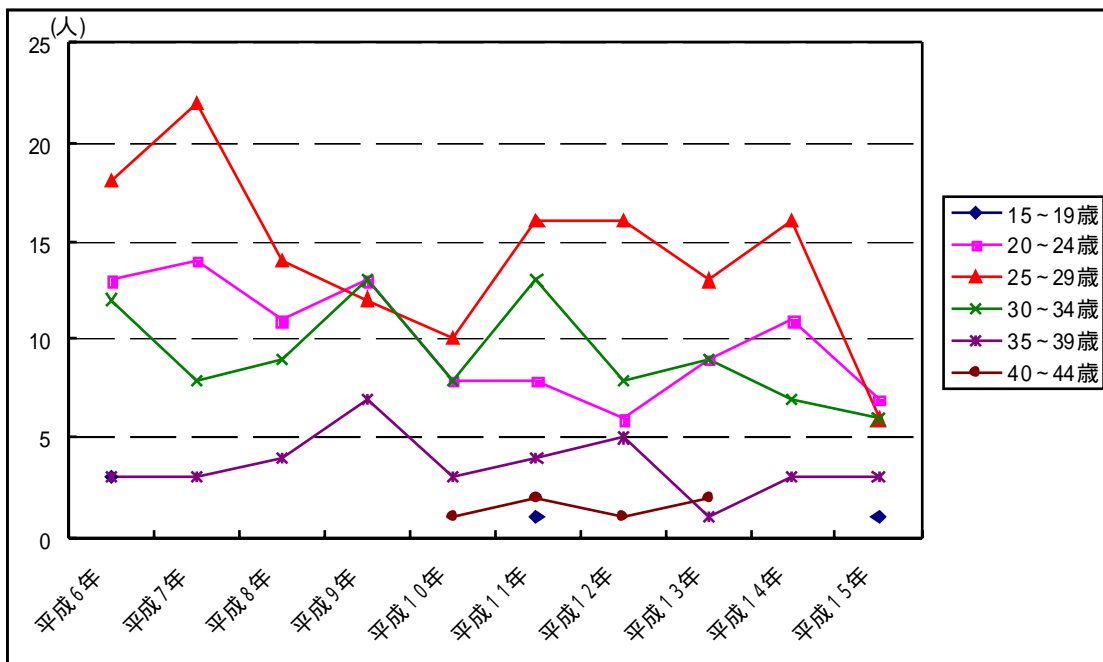
資料：村資料

### 出生数の男女別推移



資料：村資料

### 母親の年齢別に見た出生数の推移



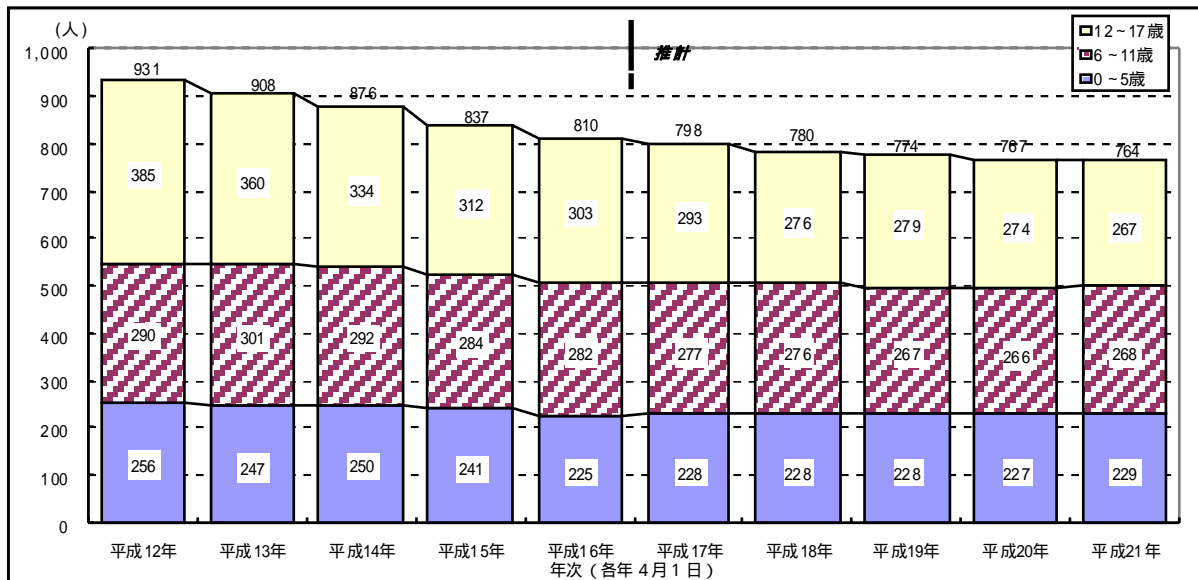
資料：保健所資料

#### (4) 青少年等の人口の状況

本村全体の住民基本台帳搭載人口は減少で推移し、同様に青少年等の数も減少してきています。平成16年4月1日現在の0～17歳の人口は810人であり、これを6歳ごとにみると、0～5歳の就学前児童は225人、6～11歳の小学生は282人、12～17歳の中学・高校生は303人となっています。

平成21年の青少年等の見込み数は764人とみられ、0～5歳人口は横ばいで推移するものの、それ以上の年代では減少で推移し平成16年との比較では6～11歳が14人、12～17歳が36人減少すると見込まれます。

住民基本台帳による青少年等の推移と推計



資料：住民基本台帳 各年4月1日

推計手法は、コーホート間の移動法を採用しています。

## (5) 世帯

平成12年国勢調査結果の世帯（一般世帯）の状況を見ると、核家族世帯は全体の39.0%を占め、「6歳未満親族のいる一般世帯」に占める核家族世帯の割合は13.5%となっており、「18歳未満親族のいる一般世帯」に占める割合も16.7%となっています。これに対し3世代、4世代といった多世代（その他の親族世帯）の世帯数は「6歳未満親族のいる一般世帯」で86.5%、「18歳未満親族のいる一般世帯」で83.3%となっています。

また、母子世帯、父子世帯の数は全世帯に占める割合は低いものの、総数で母子世帯が15世帯、父子世帯が3世帯となっており、少なからずみられます。

### 一般世帯の状況

単位：人、世帯

	一般世帯		6歳未満親族のいる一般世帯		18歳未満親族のいる一般世帯	
	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員
総数	1,631 (100.0)	5,854 (100.0)	192 (100.0)	1,135 (100.0)	544 (100.0)	2,955 (100.0)
核家族世帯	636 (39.0)	1,167 (27.6)	26 (13.5)	95 (8.4)	91 (16.7)	319 (10.8)
その他の親族世帯	810 (49.7)	4,052 (69.2)	166 (86.5)	1,040 (91.6)	453 (83.3)	2,636 (89.2)
非親族世帯	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
単独世帯	185 (11.3)	185 (3.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

資料：国勢調査結果（平成12年）

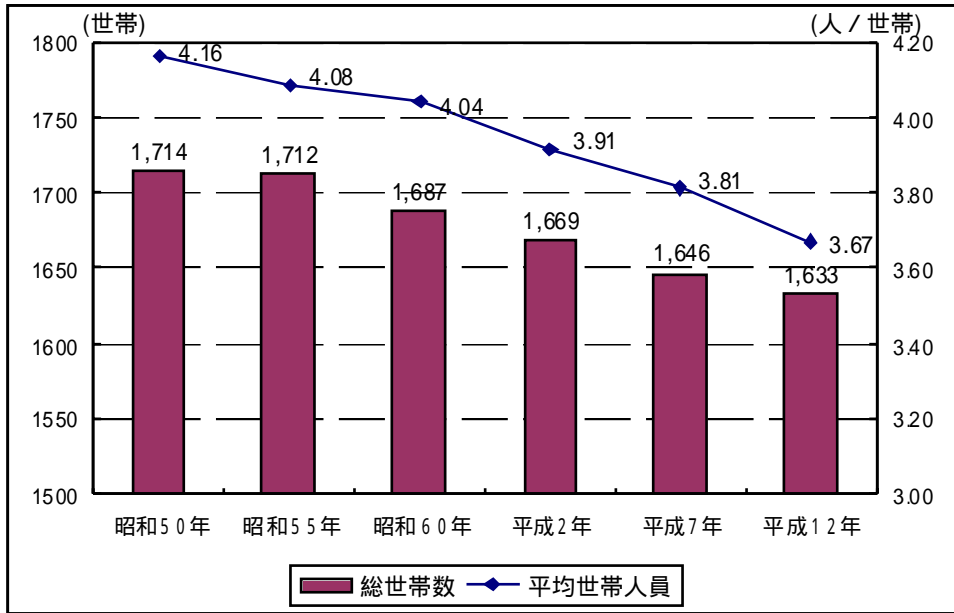
### 母子世帯・父子世帯の状況

	一般世帯	6歳未満親族のいる一般世帯	18歳未満親族のいる一般世帯
世帯数	1,631	192	544
世帯人員	5,854	1,135	2,955
うち母子世帯の世帯数	15	3	13
うち母子世帯の世帯人員	38	10	34
うち父子世帯の世帯数	3	0	3
うち父子世帯の世帯人員	8	0	8

資料：国勢調査結果（平成12年）

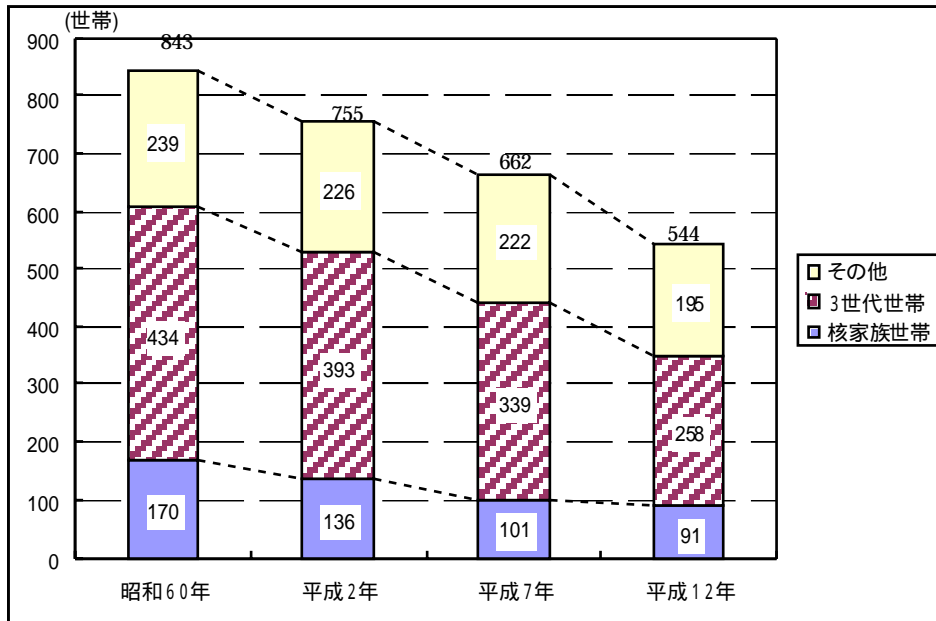
注；国勢調査では、母子世帯、父子世帯の定義は母親あるいは父親と20歳未満の子供からなる世帯と定義されています。

### 世帯・平均世帯人員の推移



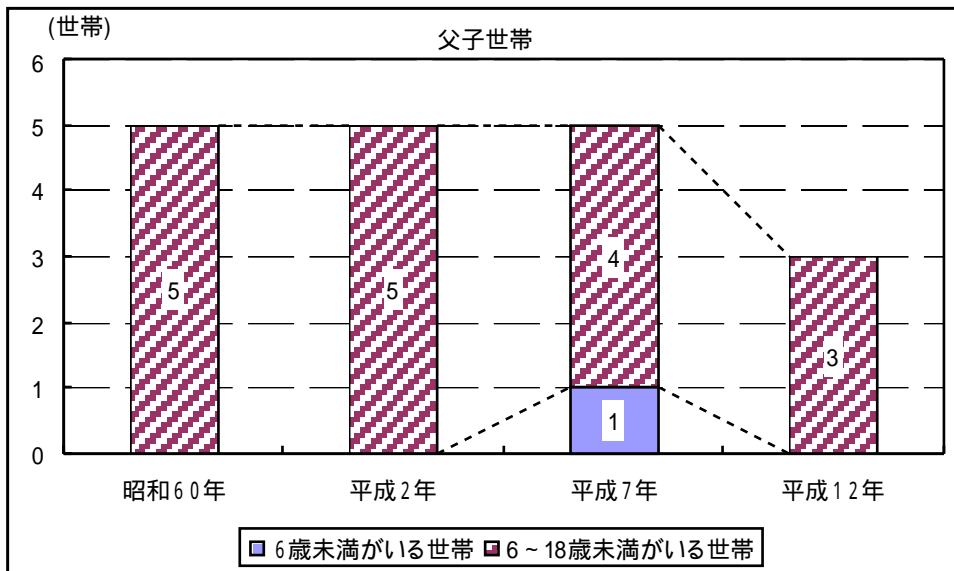
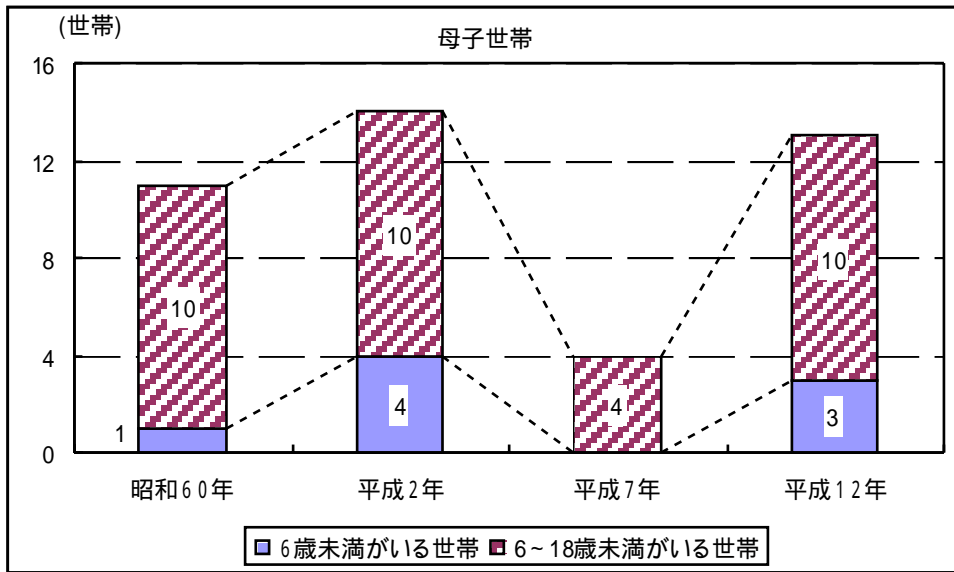
資料：国勢調査

### 18歳未満の子どもがいる世帯



資料：国勢調査

### 18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の状況

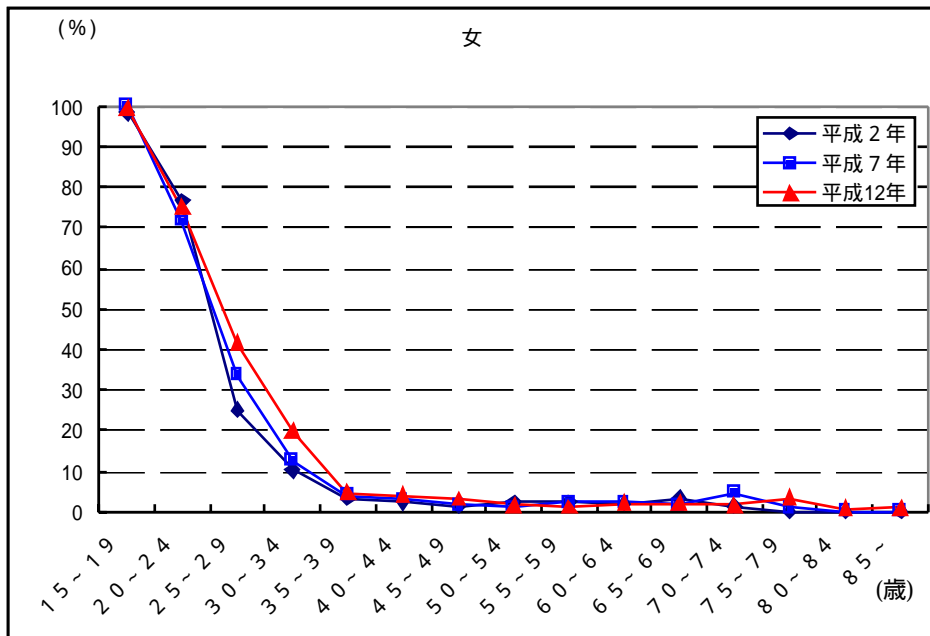
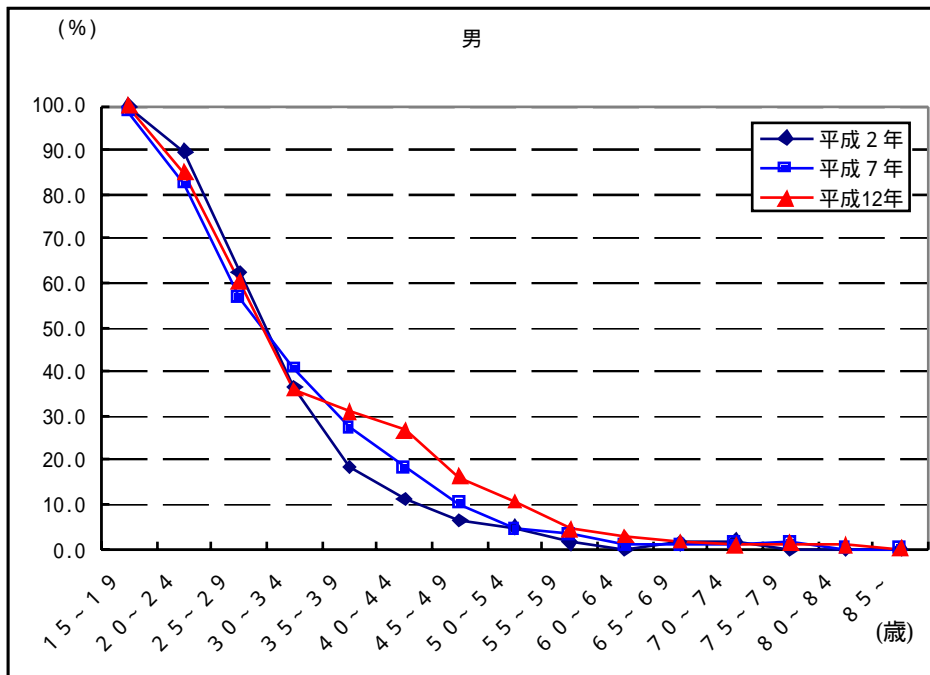


資料：国勢調査

## (6) 未婚の状況

少子化の主たる要因であるとされる晩婚化・未婚化について平成2年から12年までをみると、男性は30歳代から50歳代にかけて年々未婚率が高くなる傾向があり、女性では20歳代後半から30歳代にかけて年々未婚率が高くなってきています。

未婚状況の推移



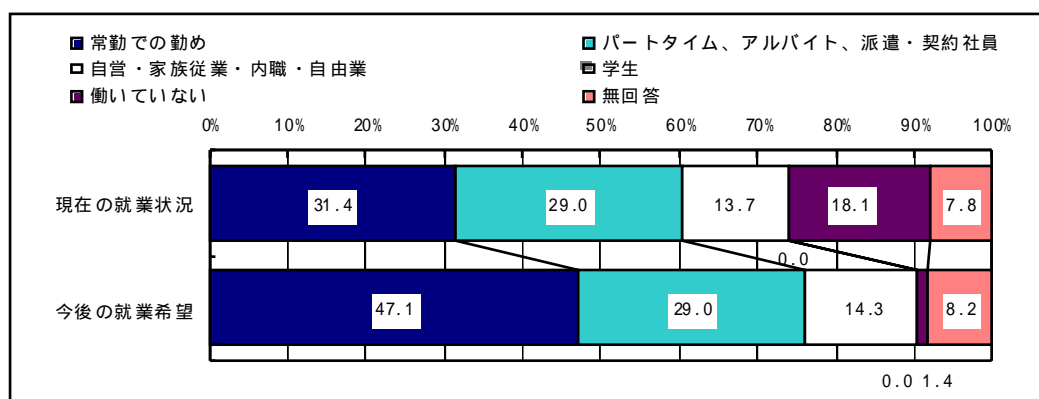
資料：国勢調査

### 3 就業の状況

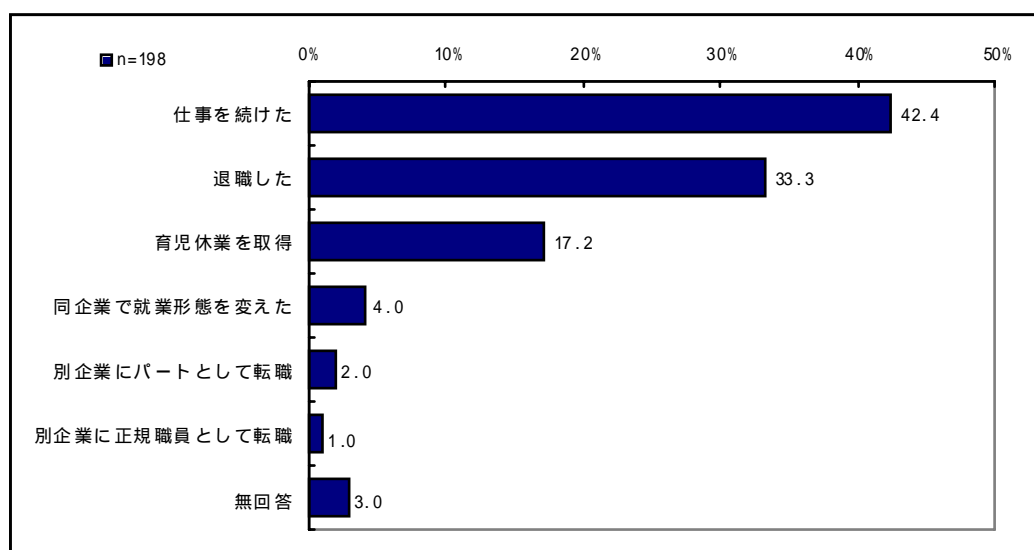
就学前児童の保護者の就業状況についてみると、これまで働いていなかった人18.1%のほとんどが何らかの就業をしたいという希望を示し、全体では特に常勤を望む人が半数近くに増加しています。

小学生の保護者が出産を契機にそれまでの仕事に対し、およそ5人に2人はそのまま仕事を続けています。これに対しおよそ3人に1人は退職をしており、育児休業を取得した人はおよそ6人に1人となっています。

就業状況・就業希望



出産後の仕事の状況

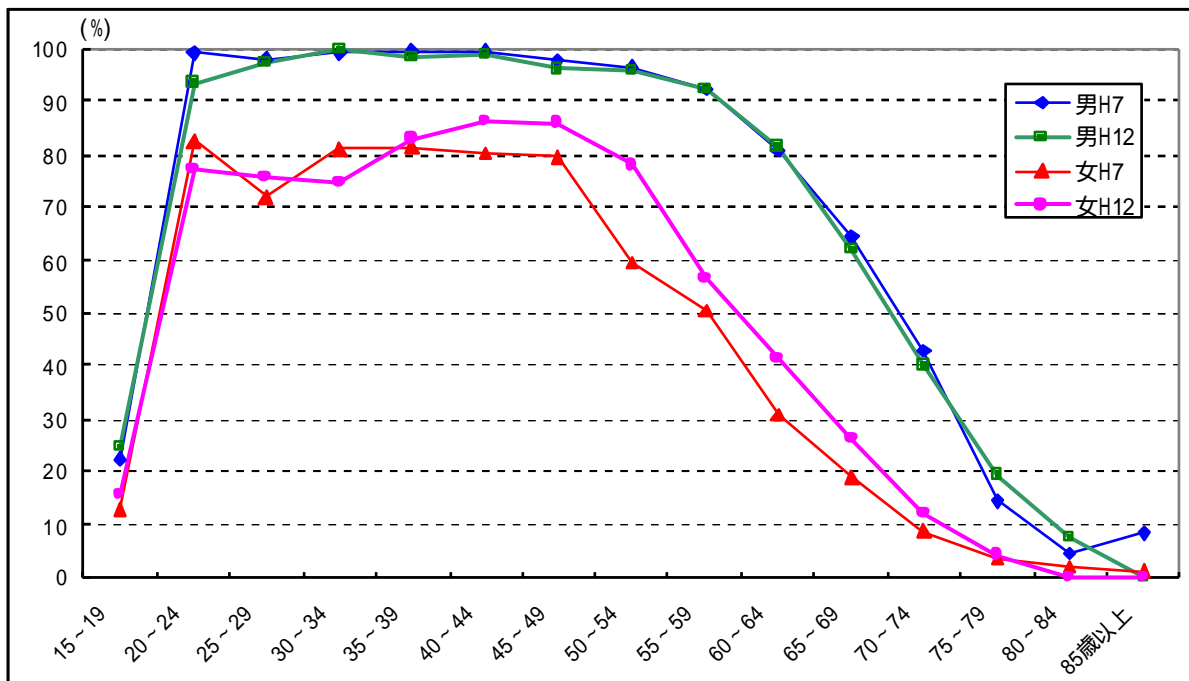


## (1) 労働力率

本村の労働力率をみると、男性が20歳代から50歳代まで90%を超える労働力率を示しているのに対し、女性は40歳代において80%程度となっているものの、全体的には男性より低い状況となっています。特に25歳から34歳ころまでの労働力率が低下しています。これは、結婚や子育てのために仕事を辞め、子育てなどに専念する女性が多いという状況を示しています。

また、平成7年と平成12年を比較すると、男女ともに特に若い世代で労働力率が減少しているという特徴がみられますが、女性は35歳から79歳まで増加しています。

性別、年齢別労働力率

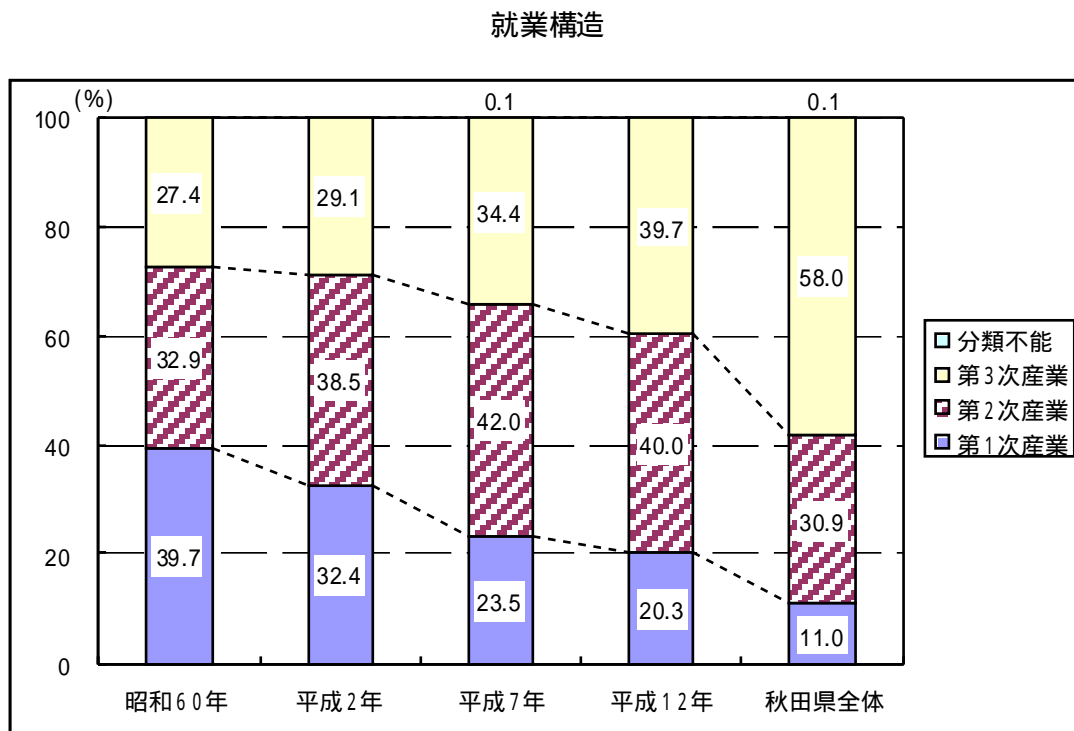


資料：国勢調査

## (2) 就業構造

西木村の就業者数は、平成12年国勢調査で2,916人となっています。第1次産業就業者が20.3%、第2次産業就業者が40.0%、第3次産業就業者が39.7%となっており、秋田県全体に比べ、第1次産業、第2次産業が多いという特徴がみられます。

また、第1次産業人口が年々減少し、第3次産業人口が増加しています。



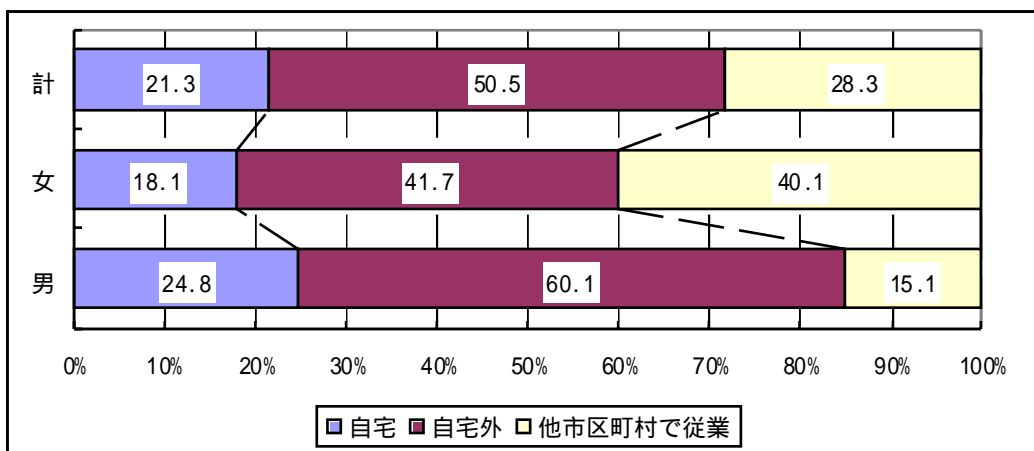
資料：国勢調査

### (3) 通勤

平成 12 年の国勢調査から常住地（夜間人口）による通勤先についてみると、7 割を超える住民が昼間の時間、西木村内に通勤しています。これを男女別にみると、男性に比べ女性のほうが村外での就業が多くなっています。

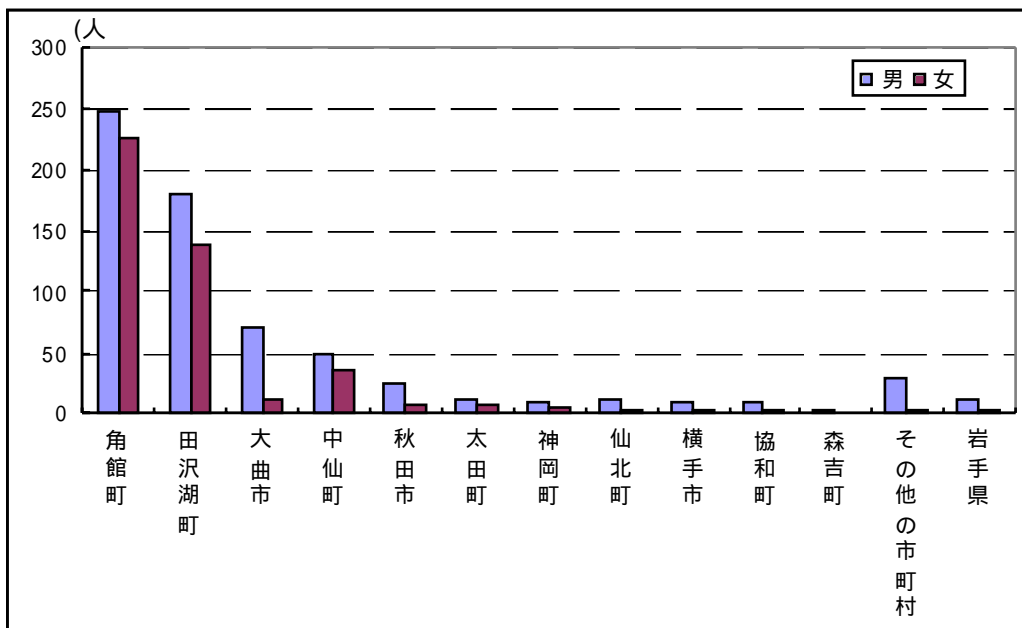
村外の通勤先をみると、近隣の角館町、田沢湖町の順となっていますが、女性に限ってみると中仙町が大曲市より多くなっています。

通勤の状況



資料：国勢調査（平成 12 年）

他市町村への通勤の状況



資料：国勢調査（平成 12 年）

## 4 保育園・幼稚園・小学校・中学校の状況

### (1) 保育園

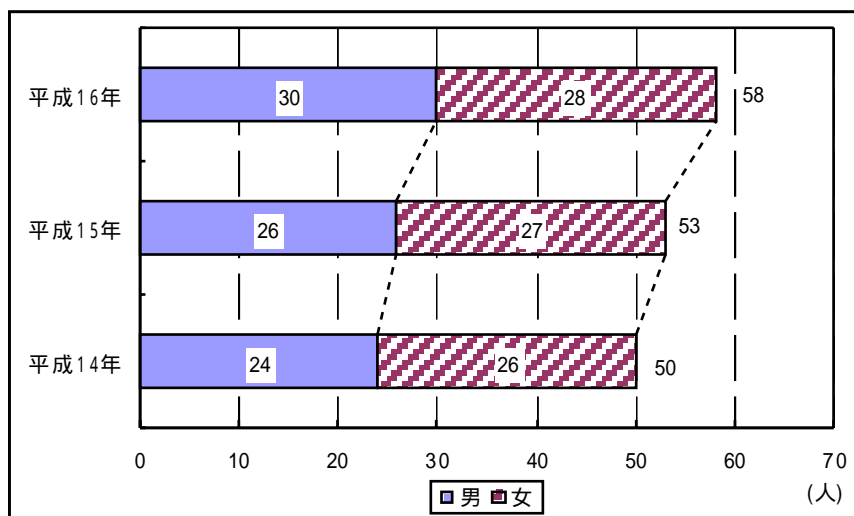
保育園の児童数の推移をみると増加傾向で推移しています。園別では、ひのきない保育園では増加しており特に平成16年は大幅に増加しています。これに対し、かみひのきない保育園では横ばいであったのが平成16年に半減しています。

理由としては、ひのきない保育園がへき地保育所から認可保育所に変更となったため、かみひのきない保育園の園児の一部がひのきない保育園に異動したものと考えられます。また、桧木内が上桧木内の保護者の通勤途中となっているということや、認可保育所としての多様なサービスが求められている状況を表しているとも考えられます。

ひのきない保育園では、入所申込みが定員を上回っている状況であり、さらに、近くに平成17年4月村営住宅がオープンして保育需要の増加が予想されることから、入園できない児童を受け入れるための施設整備が緊急に必要となっています。

西明寺地域には幼稚園がありますが、入園対象とならない多くの乳幼児が他市町やひのきない保育園に入所申込・入所している状況であり、ひのきない保育園と合わせてこれらの保育需要を満たす必要があります。

保育園児童数の推移



資料：村資料

保育園別児童数の推移

(単位：人)

		平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
かみひのきない	男	10	11	6
	女	7	6	2
	計	17	17	8
ひのきない	男	14	15	24
	女	19	21	26
	計	33	36	50

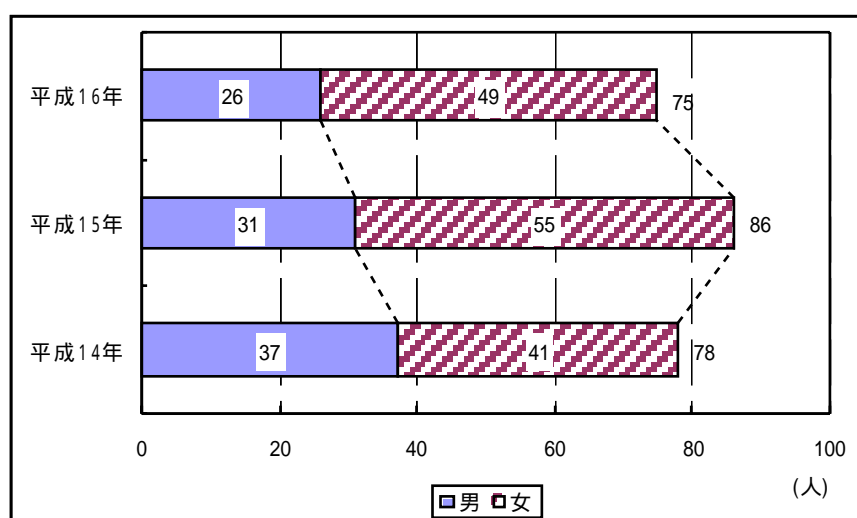
## (2) 幼稚園

にこにこ幼稚園の児童数は平成15年に増加したものの、横ばい傾向で推移しています。西明寺地域は村内で一番多くの人口となっており、かみひのきない保育園、ひのきない保育園に比べ園児数も多くなっています。

建物は木造で築38年と

なっており、老朽化が著しく構造上の不安も出てきています。

幼稚園児童数の推移

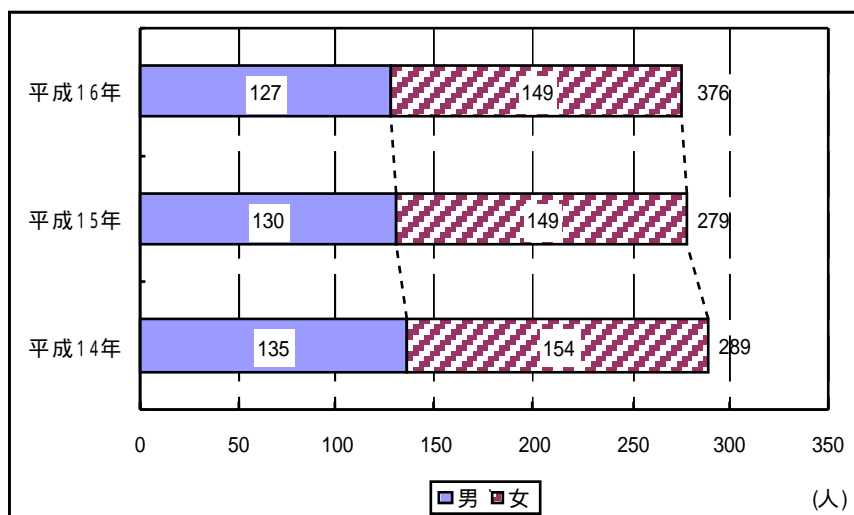


資料：学校基本調査

### (3) 小学校

小学校の児童数は減少傾向で推移しています。小学校別にみると西明寺小学校はほぼ横ばい、桧木内小学校及び上桧木内小学校は減少傾向で推移しています。

小学校児童数の推移



資料：学校基本調査

小学校別生徒数の推移

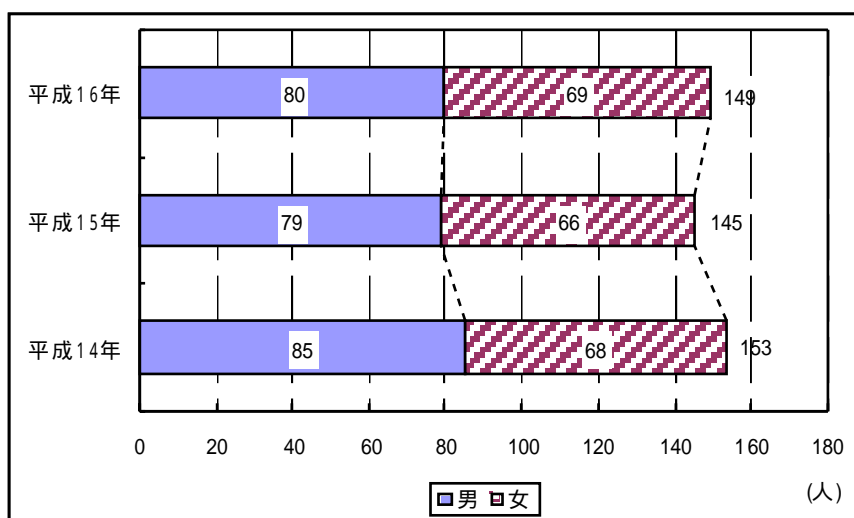
(単位：人)

		平成14年	平成15年	平成16年
上桧木内	男	16	14	13
	女	20	18	20
	計	36	32	33
桧木内	男	38	29	26
	女	43	41	41
	計	81	70	67
西明寺	男	81	87	88
	女	91	90	88
	計	172	177	176

#### (4) 中学校

中学校の生徒数はほぼ横ばいで推移しています。中学校別にみると西明寺中学校は減少傾向、桧木内中学校は増加傾向で推移しています。

中学校生徒数の推移



資料：学校基本調査

中学校別生徒数の推移

(単位：人)

		平成14年	平成15年	平成16年
桧木内	男	37	34	40
	女	27	28	28
	計	64	62	68
西明寺	男	48	45	40
	女	41	38	41
	計	89	83	81

# 次世代育成支援に関するニーズ調査

## 1 実施と概要

本行動計画策定に当たり、住民の子育てに関する生活実態や要望・意見などを把握するため、就学前児童と小学生を持つ保護者並びに中学生・高校生の若者に対しニーズ調査を行いました。

実施時期 : 平成16年2月10日～2月20日

調査票の配布・回収方法

調査対象者	調査票の配布・回収方法
就学前児童の保護者	保育園・幼稚園の入園児童については園を通じて配布・回収を行い、その他の児童については民生児童委員を通じて配布・回収
小学校児童の保護者	小学校を通じて配布・回収
中学校児童及び角館町内高等学校通学者	中学校・高校を通じて配布・回収

調査票の配布・回収状況等

調査対象者	設問数	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
就学前児童の保護者	37	311	235	75.56
小学校児童の保護者	32	280	254	90.71
中学校児童及び角館町内高等学校通学者	31	186	182	97.85
合計	100	777	671	86.36

また、調査内容については、本村の保育・子育て支援事業に関する通常保育事業・延長保育事業・一時保育事業等の14事業(特定14事業)の具体的な数値目標を設定するための基礎資料としています。(資料編に数値を掲載。)

## 2 調査結果

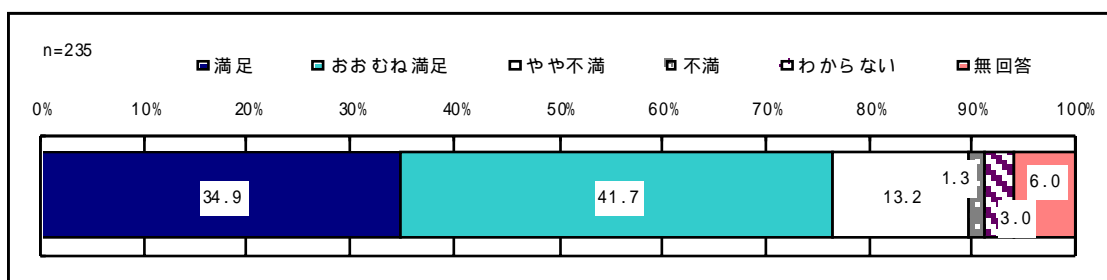
### (1) 妊娠・出産に対する満足度

問 妊娠・出産に満足していますか。(1つに )

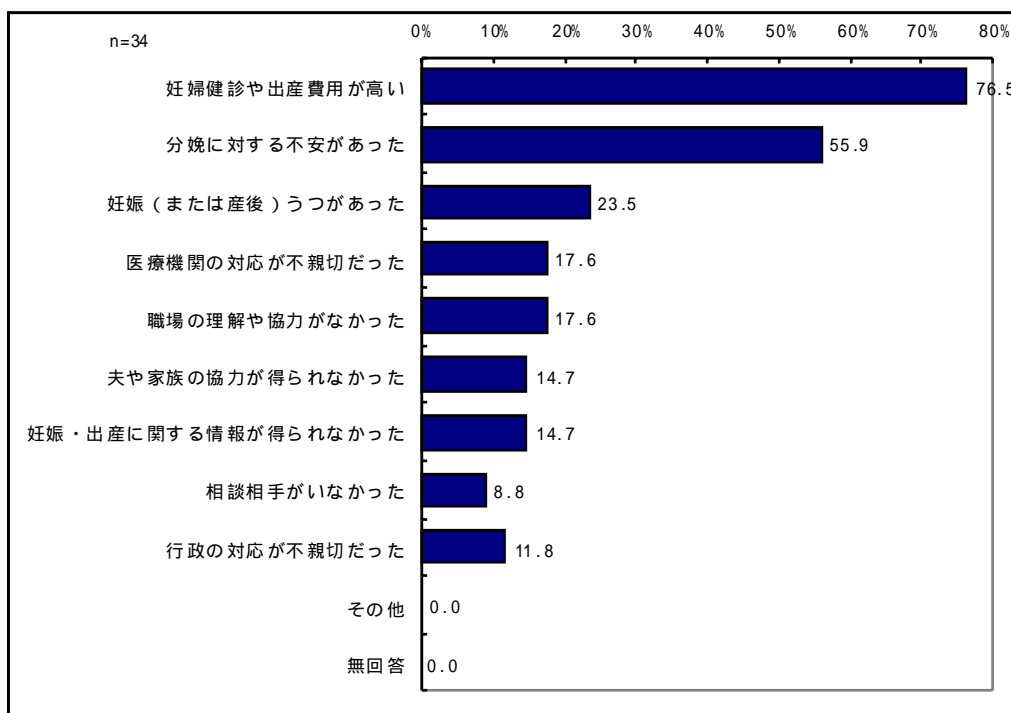
付問 満足していない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに )

妊娠・出産に対する満足度については「満足」「おおむね満足」と回答した人の合計が7割を超えています。また、「やや不満」「不満」と回答した人のうち「妊婦健診や出産費用が高い」「分娩に対する不安があった」と感じている人が5割を超えています。

#### 妊娠・出産に対する満足度 (就学前児童の保護者)



#### 満足していない理由 (就学前児童の保護者)



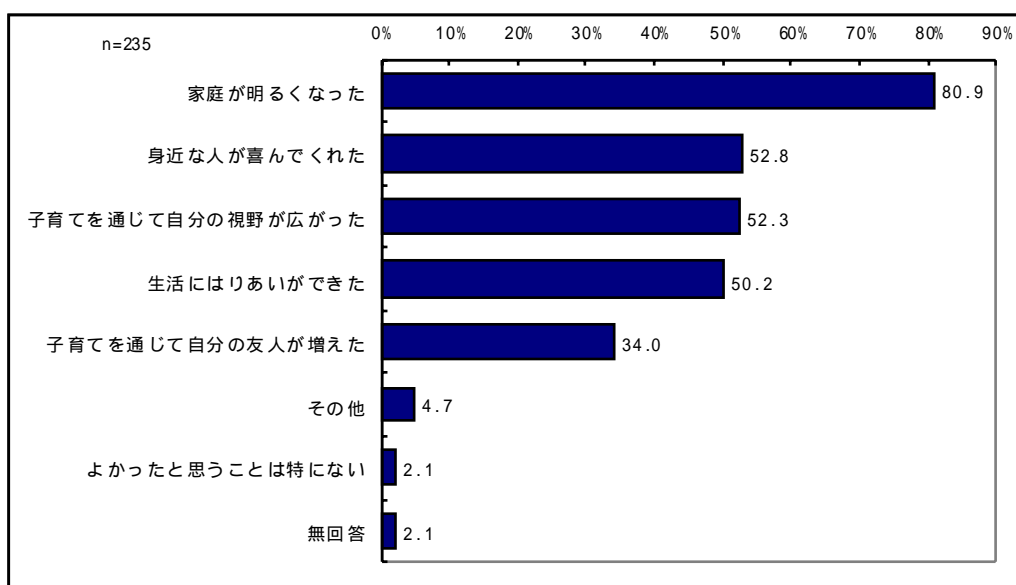
## (2) 子どもが生まれたことで良かったと思うこと

問 子どもが生まれてよかったと思うことはどのようなことですか。

(あてはまるものすべてに)

「家庭が明るくなった」を選択した人が最も多く 8 割を超え、次いで「身近な人が喜んでくれた」、「子育てを通じて自分の視野が広がった」、「生活にはりあいができた」が 5 割を超えています。

就学前児童の保護者



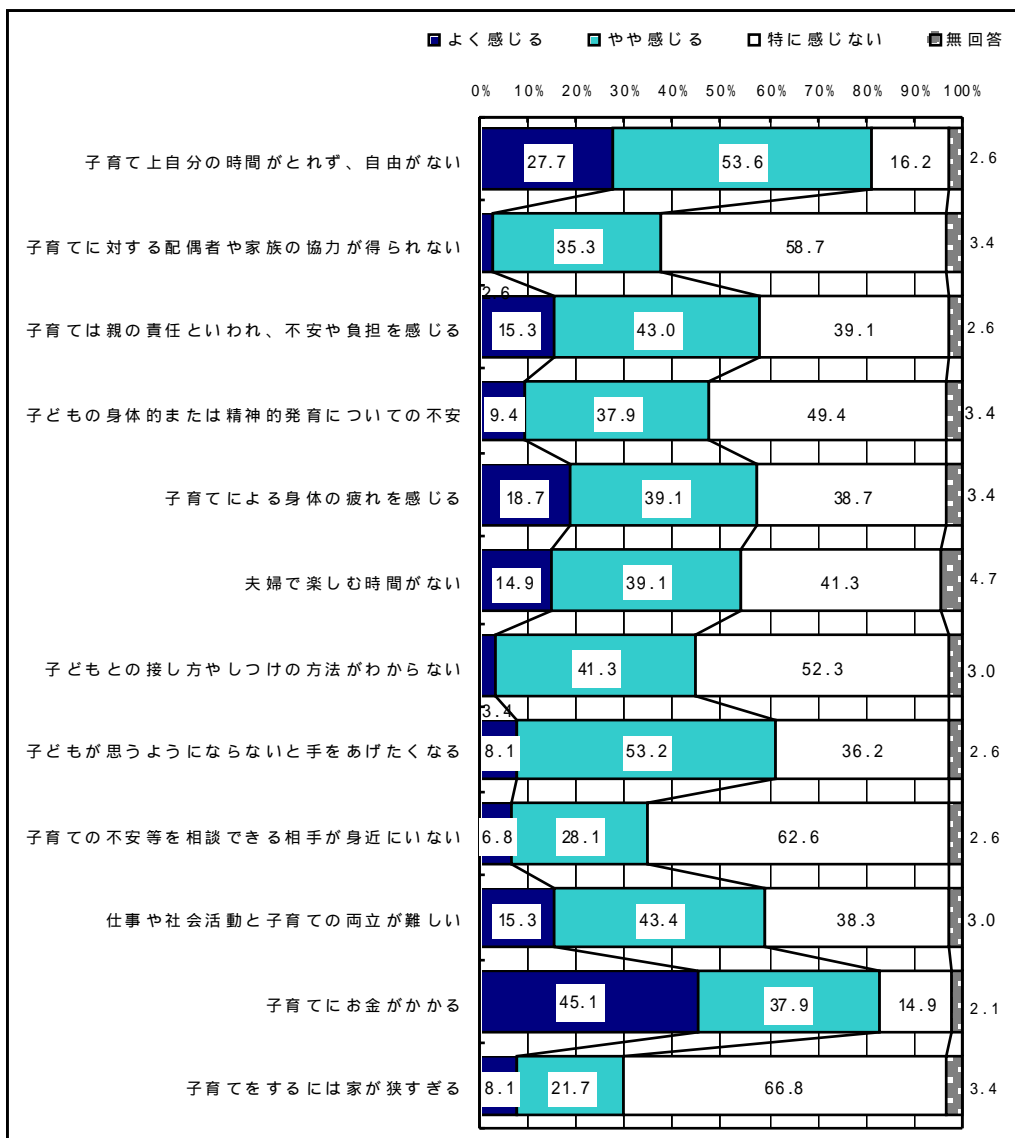
### (3) 子育てをされていて感じること

問 現在、子育てをする上で次のようなことを感じることはありますか。次の12の項目それぞれについてお答えください。(1つに )

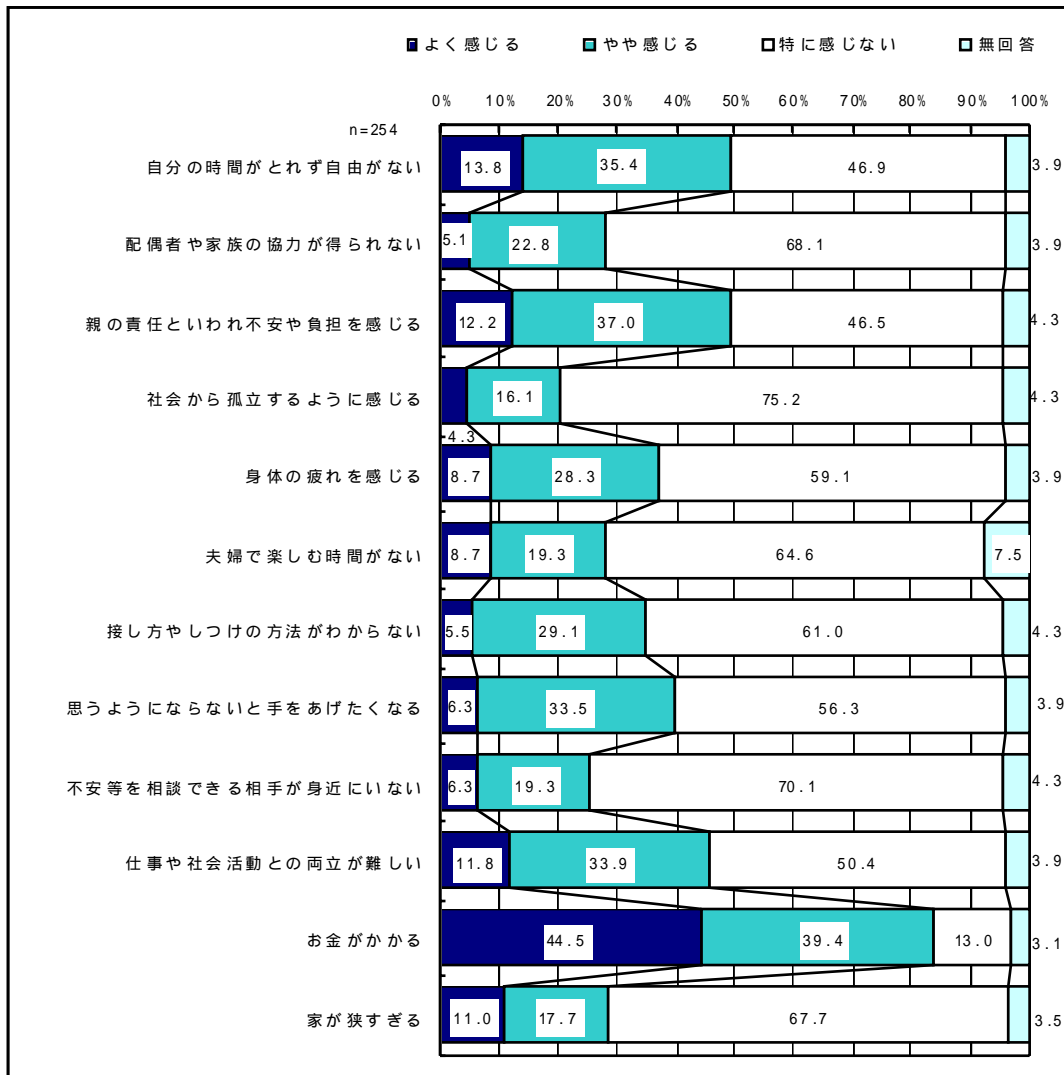
就学前、小学生児童の保護者ともに、「子育てにお金がかかる」と回答した人の「よく感じる」と「やや感じる」の合計が最も多く8割を超えています。

就学前児童の保護者についてみると、「子育て上自分の時間がとれず、自由がない」についても、「よく感じる」と「やや感じる」の合計が8割を超えています。

就学前児童の保護者



## 小学生児童の保護者

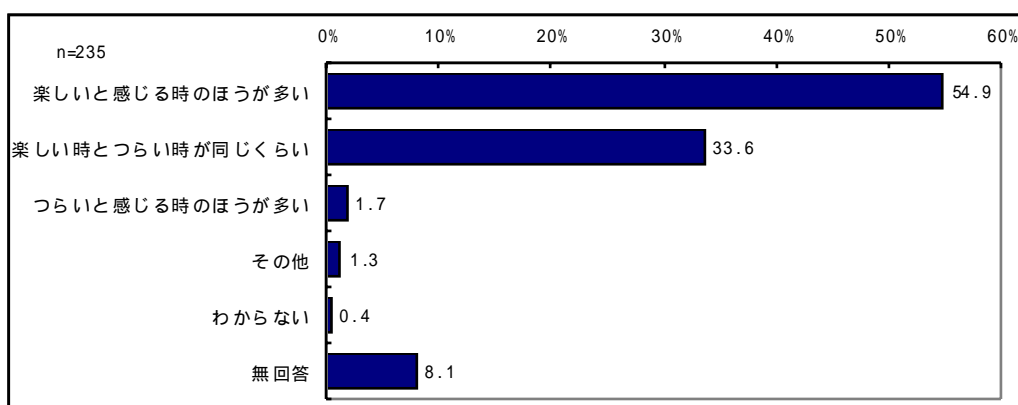


#### (4) 子育てに対する気持ち

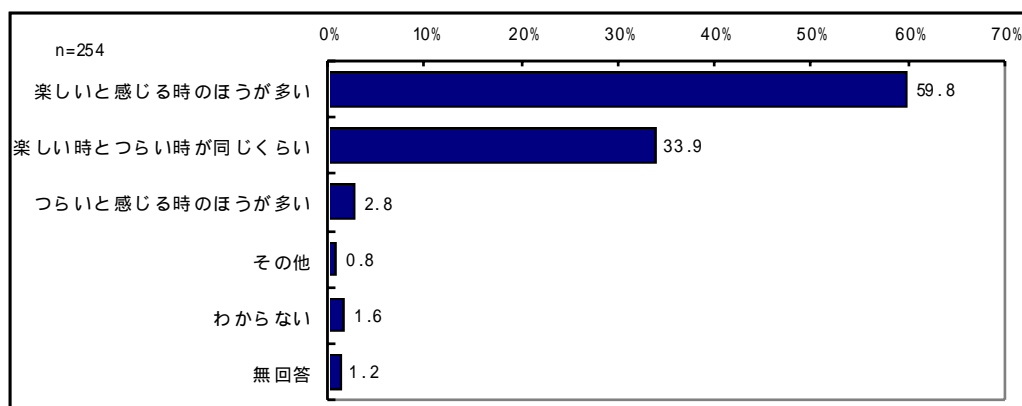
問 子どもを育てることについて、あなたはどのように思いますか。(1つに)

子育てについて就学前、小学生児童の保護者ともに「楽しいと感じる時のほうが多い」と回答した人が半数以上います。

就学前児童の保護者



小学生児童の保護者

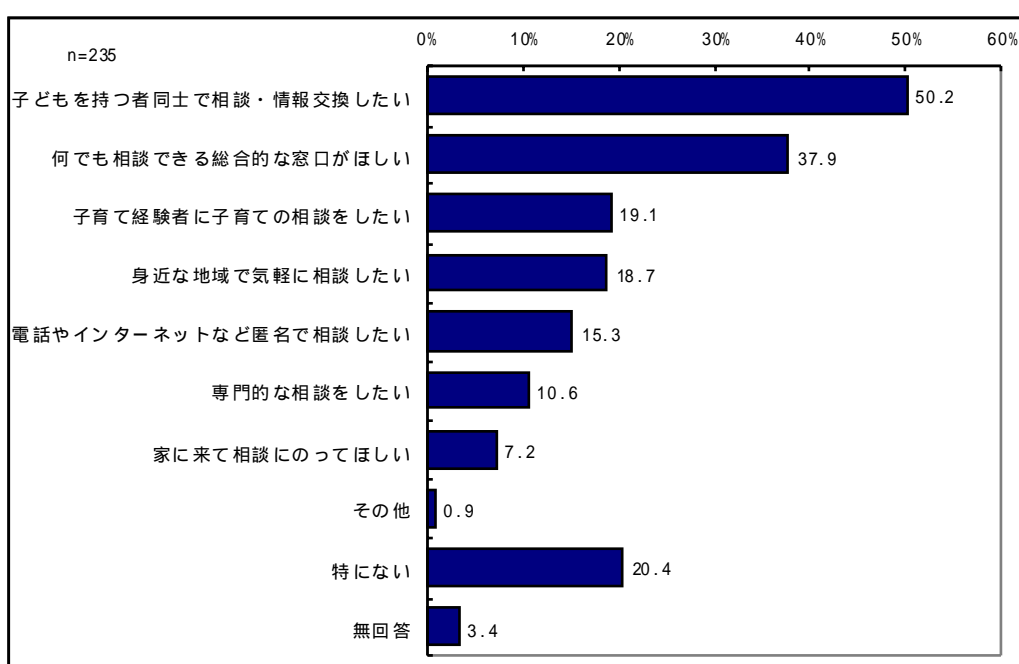


### (5) 子育ての相談相手、相談場所として希望すること

問 今後、子育ての相談相手、相談場所として希望することは何ですか。  
(あてはまるものすべてに )

「同年齢の子どもを持つ者同士で相談・情報交換したい」を選択した人が半数あり、次いで「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口がほしい」が3割を超えています。

就学前児童の保護者



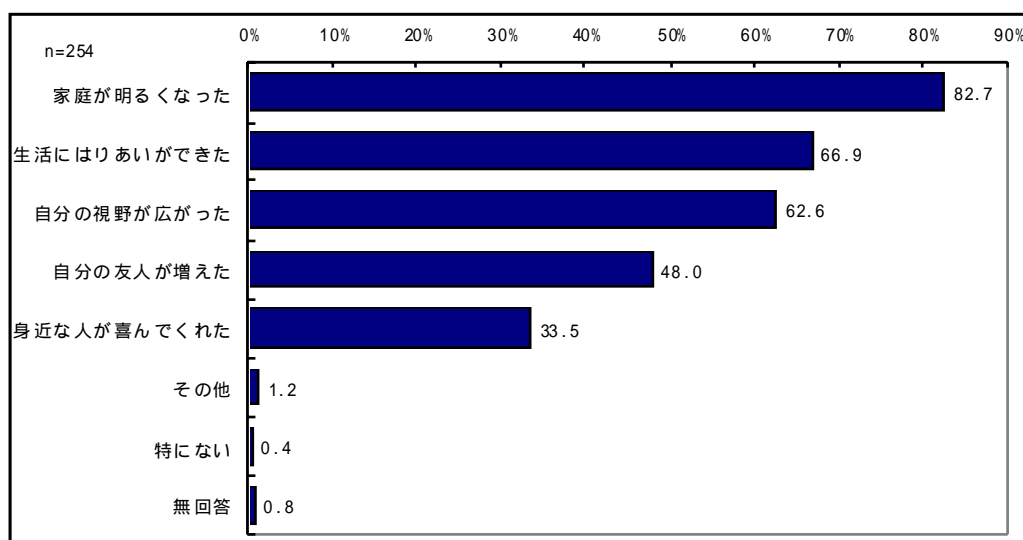
## (6) 子どもがいて良かったと思うこと

問 子どもがいる生活で、よかったと思うことはどのようなことですか。

(あてはまるものすべてに )

「家庭が明るくなった」を選択した人が最も多く 8 割を超え、次いで「生活にはりあいができた」、「子育てを通じて自分の視野が広がった」が 5 割を超えています。

小学生児童の保護者



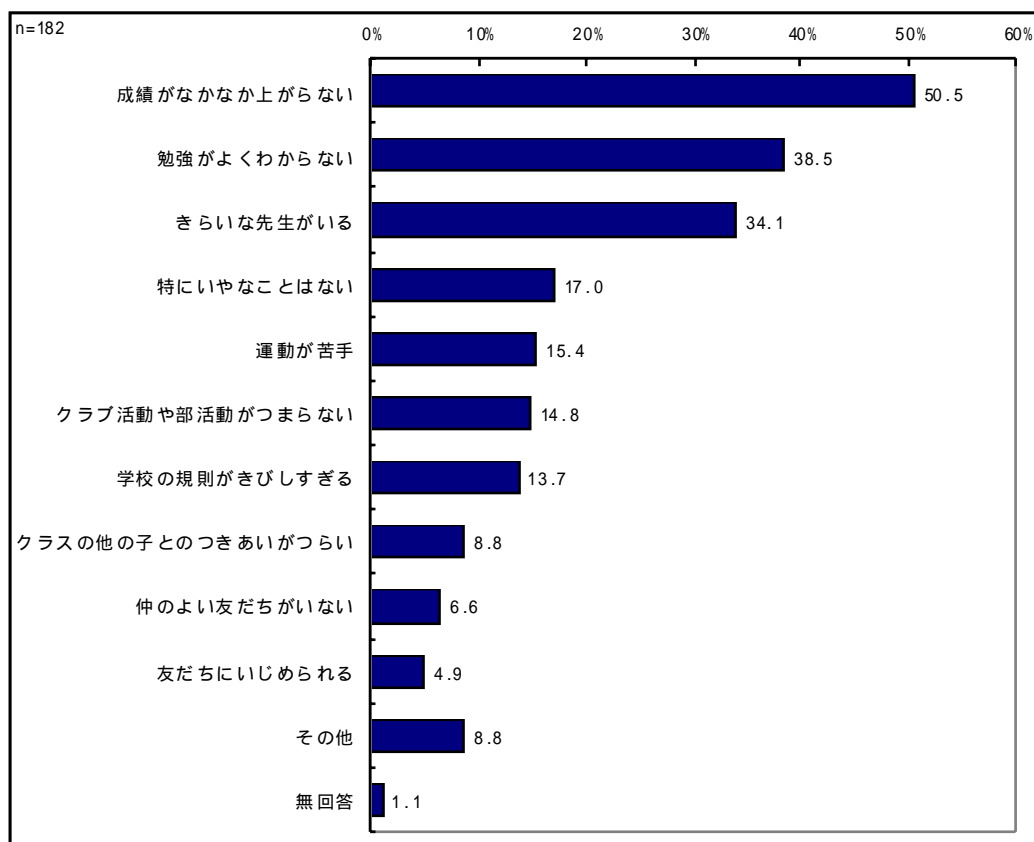
## (7) 学校生活で困ること、いやなこと

問 あなたは今の学校生活で何か困ったこと、いやなことはありますか。

(すべてに )

「成績がなかなか上がらない」を半数の生徒が選択しており、「勉強がよくわからない」、「きれいな先生がいる」が続いています。

### 中学生・高校生



## (8) 大人になることについて

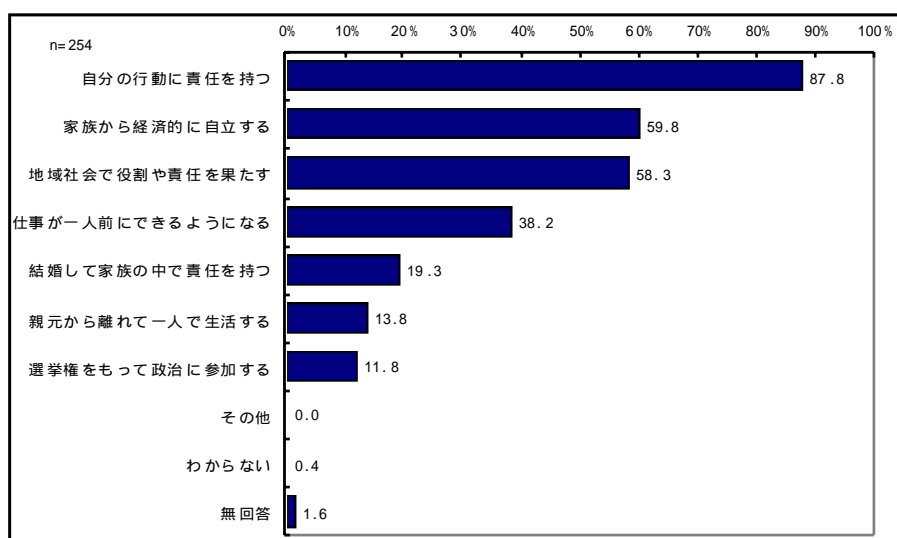
問 子どもが大人になるということは、どういうことだと考えますか。

(あてはまるものすべてに )

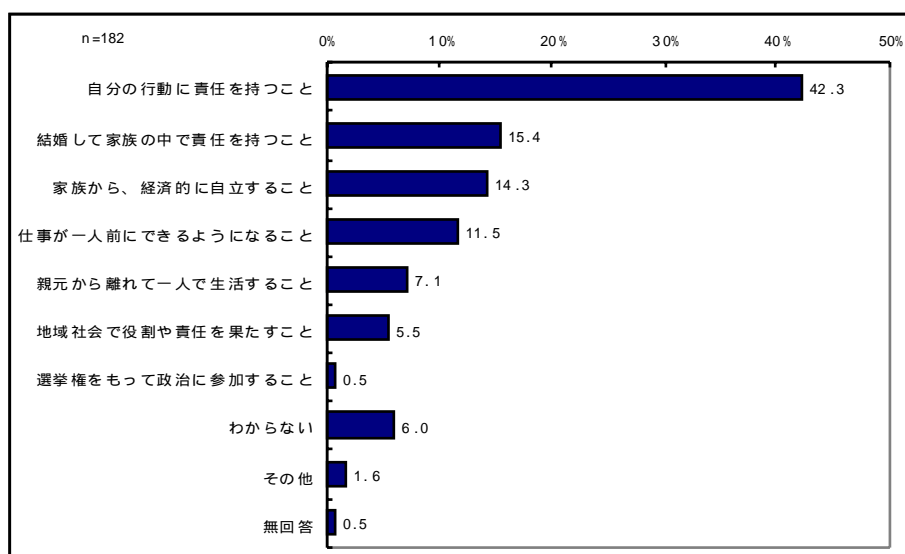
問 大人になるということは、どういうことだと考えますか。(1つに )

小学生では「自分の行動に責任を持つこと」と選択した人が8割を超え、次いで「家族から、経済的に自立すること」等となっています。中学生・高校生は「自分の行動に責任を持つこと」に意見が集中しています。

### 小学生



### 中学生・高校生

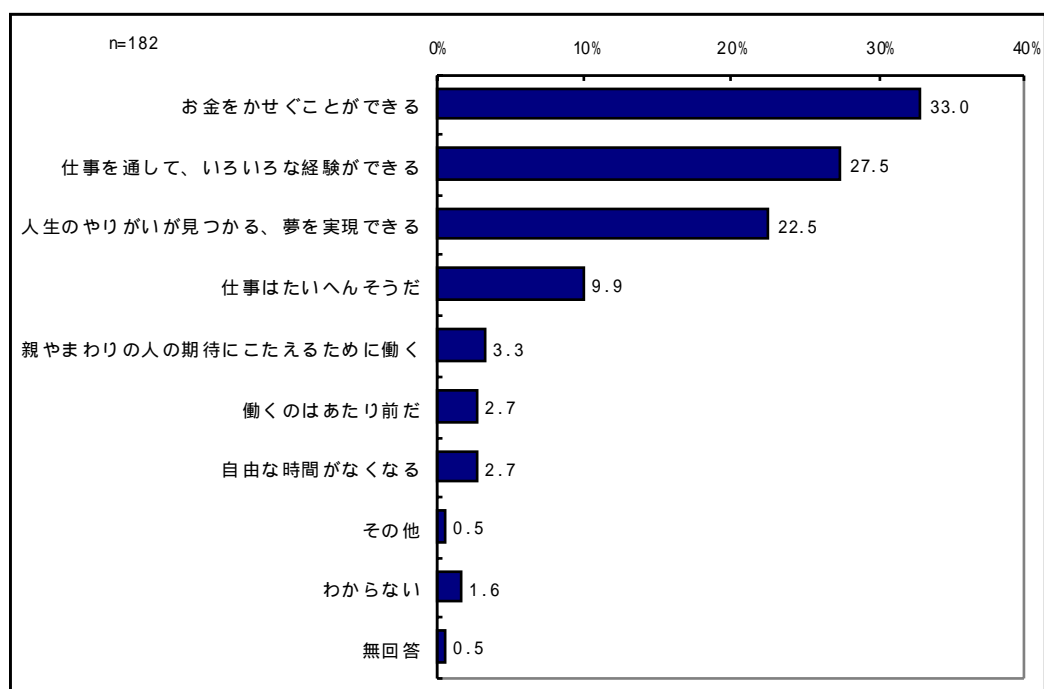


## (9) 仕事に対するイメージ

問 仕事のイメージについてうかがいます。あなたの考えにもっとも近いものを選んでください。(1つに )

中学生・高校生の仕事に対するイメージとしては、「お金をかせぐことができる」、「仕事を通して、いろいろな経験ができる」、「人生のやりがいが見つかる、夢を実現できる」が上位となっており、前向きな良いイメージを持っていることが分かります。

中学生・高校生



## (10) 少子化の原因

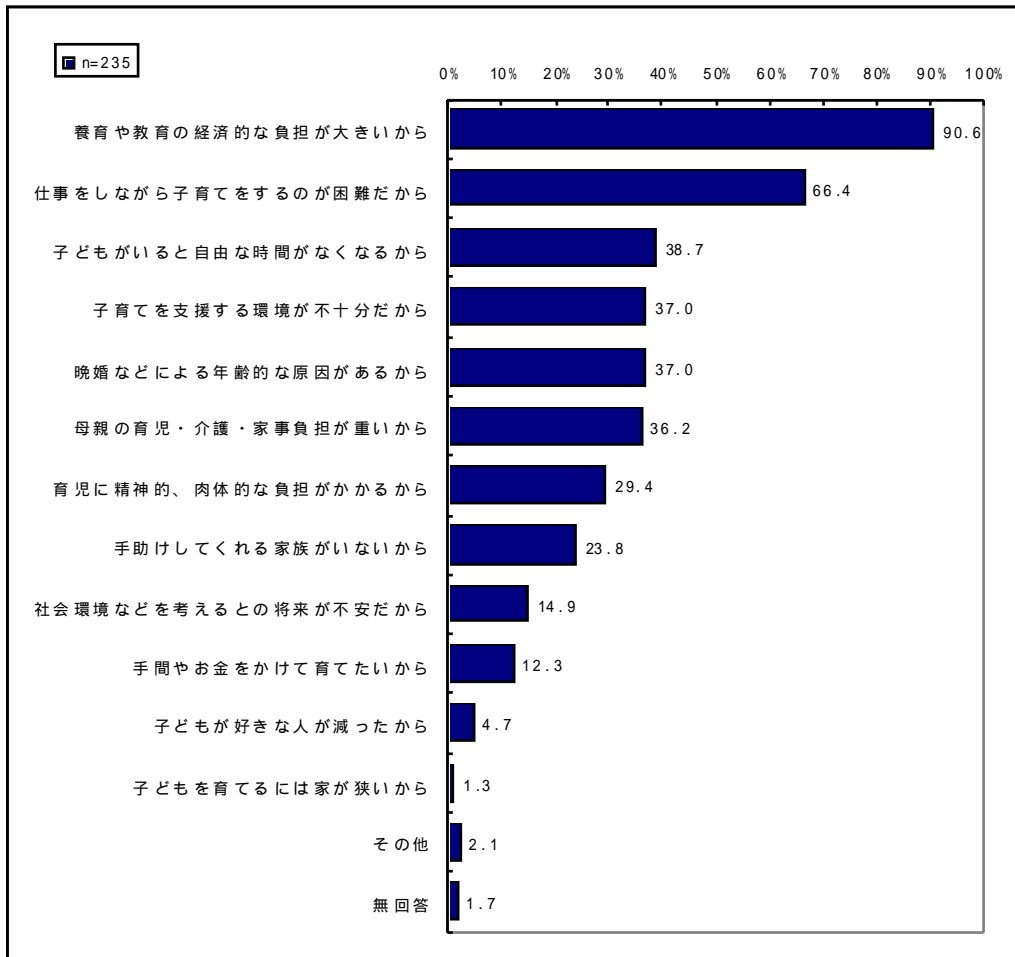
問 夫婦間の子ども数が少なくなる原因はどのようなことだと思いますか。

(あてはまるものすべてに )

「子どもの養育や教育の経済的な負担が大きいから」を選択した人が9割を超えており、子育て家庭に対する経済的な負担の軽減をする施策が必要とされています。

また、「仕事をしながら子育てをするのが困難だから」は6割を越えており、仕事環境の整備も少子化を変えるための重要な課題であることが分かります。

就学前児童の保護者

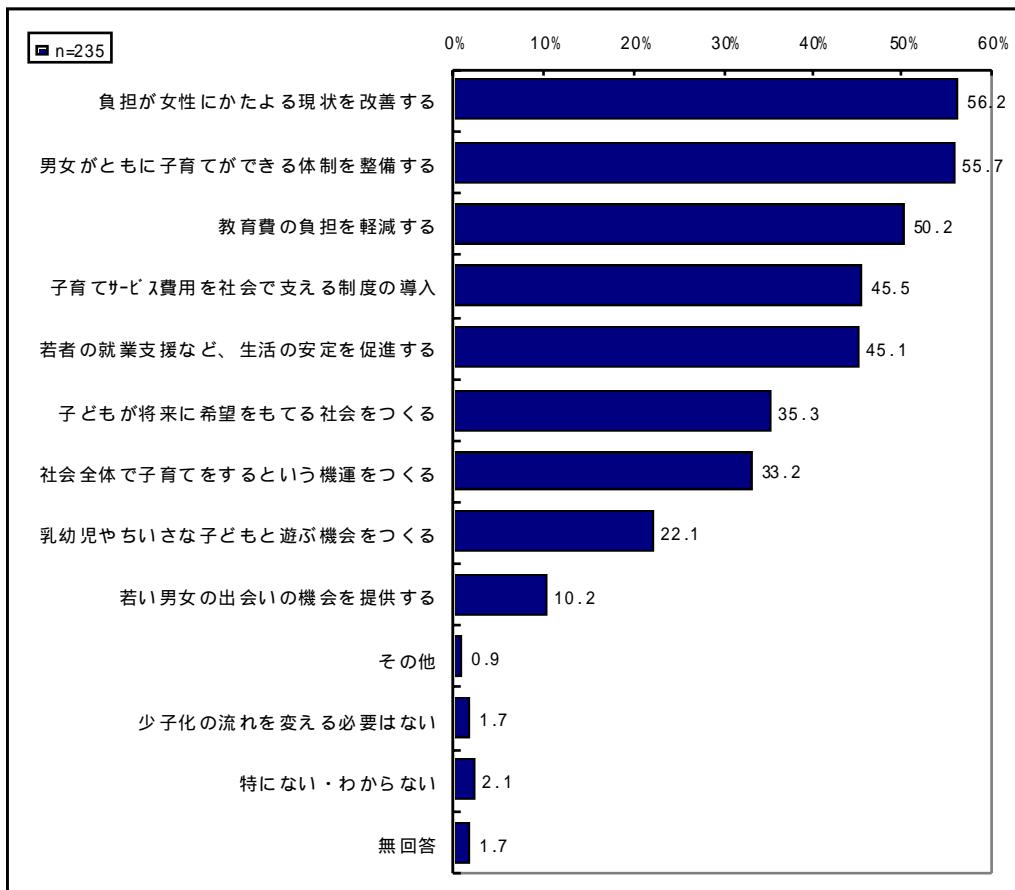


### (11) 今後の少子化対策で重要なこと

問 少子化の流れを変えるためには、今後どのようなことが重要だと思いますか。  
(5つまでに)

少子化の流れを変えるために重要なことについて、「家事や子育ての負担が女性にかたよる現状を改善する」、「男女がともに仕事や社会参加が中断されずに子育てができる体制を整備する」、「教育費の負担を軽減する」を半数以上の人が回答しています。

就学前児童の保護者

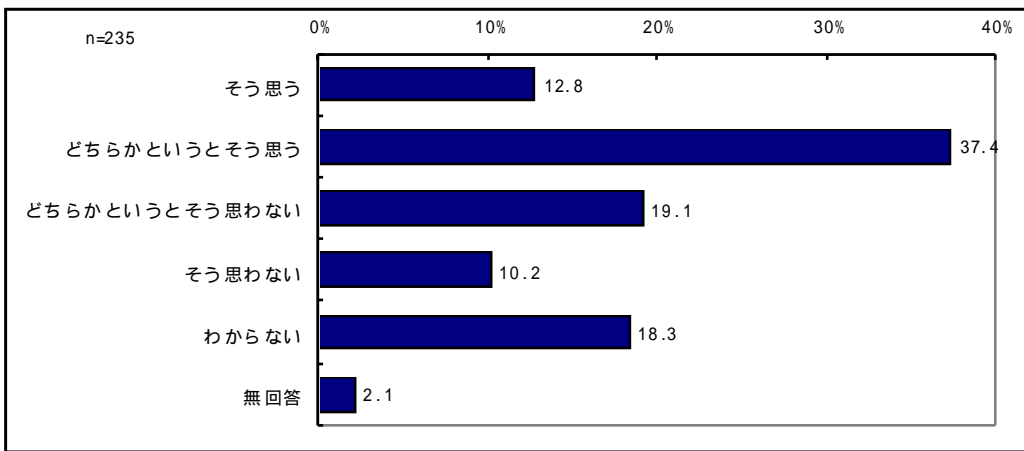


(12) 本村の子育て環境について

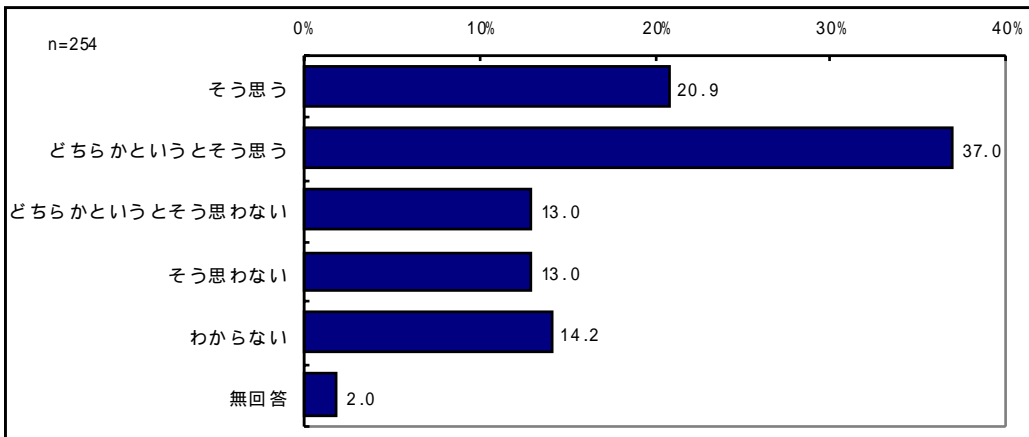
問 あなたは、総合的に判断して本村は子育てしやすいところだと思いますか。  
(1つに )

就学前、小学生児童の保護者ともに半数以上の人(「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計)が子育てをしやすいと考えています。

就学前児童の保護者



小学生児童の保護者



# 計画の基本的方向

## 1 基本理念

本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨や策定指針にのっとり、以下の基本理念を定めます。

**すこやかに育ち 安心して子育てのできる村**

## 2 基本目標

次世代育成支援に関する施策を推進していくため、施策の目標を次のとおり設定します。

### 施策1 地域における子育ての支援

- ・子どもを安心して生み育てることができるよう、保育サービスや相談、情報提供、児童の健全育成事業などの子どもの成長と子育てを応援します。

### 施策2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- ・親子の健康が確保されるため、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら母子保健事業を展開し、健康づくりを応援します。

### 施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ・子ども一人ひとりが自ら持つ個性や可能性を教育や遊び、暮らしのなかで伸長することができるよう、家庭、学校、地域が連携しながら様々な事業を展開できるよう応援します。

#### 施策4 子育てを支援する生活環境の整備

- ・子どもとその家族が、快適な環境のなかで生まれ育ち、活動できる重要な要素となる住まい・地域・生活環境・道路交通などの整備を行い、良好な環境の中で生活できるよう応援します。

#### 施策5 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ・仕事と子育ての両立を目指し、就業者や企業との連携を図りながら仕事と子育てをする子育て家庭の努力を応援します。

#### 施策6 子ども等の安全の確保

- ・事故や犯罪の被害から子どもを守るため、地域ぐるみで協力しながら安全で安心して生活できる地域づくりを応援します

#### 施策7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- ・子どもへの不適切な対応の防止と適切な対応体制の確保、母子家庭の自立支援、障害児対策などの課題に取り組み、誰もがあたりまえに暮らせる地域づくりを支援します。

### 3 基本的な視点

この行動計画の施策を実効性のあるものとするため、次のような視点を持ちながら策定し、個別事業を実施していくこととします。

- ・ 子どもの視点
- ・ 次代の親づくりという視点
- ・ サービス利用者の視点
- ・ 社会全体による支援の視点
- ・ すべての子どもと家族への支援の視点
- ・ 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- ・ サービスの質の視点
- ・ 地域特性の視点

#### (1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮していくという視点にたった取組を進めます。

#### (2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものであり、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

#### (3) サービス利用者の視点

社会環境の変化や住民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、保護者等の就労形態により異なってくる家庭の特性を踏まえることも必要であることから、このような多様な個別ニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を進めます。

#### **( 4 ) 社会全体による支援の視点**

子育ては父母その他の保護者が第一義的責任を有するものであるが、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な役割を担う者が協働できるように対策を進めます。

#### **( 5 ) すべての子どもと家族への支援の視点**

子育てと仕事の両立支援のみならず、広くすべての子どもと家庭への支援を行うという観点から取組を進めます。

#### **( 6 ) 地域における社会資源の効果的な活用の視点**

地域においては子育てサークル、子ども会、子育てに関する活動を行うNPO、自治会を始めとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会や民生委員、主任児童委員等が活動するとともに、森林等の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用できるような取組を進めます。

#### **( 7 ) サービスの質の視点**

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量・質を確保することが重要であるため、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

#### **( 8 ) 地域特性の視点**

人口構造や産業構造、社会資源の状況等地域の特性は様々であり、また、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めます。

## 4 計画策定にあたっての課題

### (1) 子育て家庭への応援

孤立感や負担感が増している子育て家庭に対し、子育てすることが本来持つ“楽しさ”が持続するよう支援する必要があります。子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮しながら、子育てを男女が協力して行っていくことを支援する取組が重要になってきます。

就学前児童の保護者には、同年齢の子どもを持つ者同士での情報交換の場や専門的な相談、子育て経験者との相談が求められています。

また、専業主婦の子育て不安が高いことも指摘されており、専業主婦を対象とした子育て支援の強化も必要です。

さらに、0歳児の母子密着がその後の子育てのあり方や子どもの育ちに大きな影響を与えるという調査結果なども発表されています。ゆとりを持って、上手に、楽しく子育てができるよう、早期から子育てのコツを学ぶ機会なども必要と考えられます。

### (2) 次代の社会を築く子どもの自立の促進

子どもが将来への夢や目標を持ちにくい社会になっています。これは大人社会の責任です。豊かな心の育成とともに、主体的に生きることのできる力を育成することが必要であり、家庭、学校、地域社会が協働し、子どもが目標を見つけるきっかけづくりが求められています。

次代の社会を築く子どもが将来に希望を持ち、自信を持って大人になり、結婚し、子どもを生子、育てることは有意義で楽しいと思えるような施策が求められています。

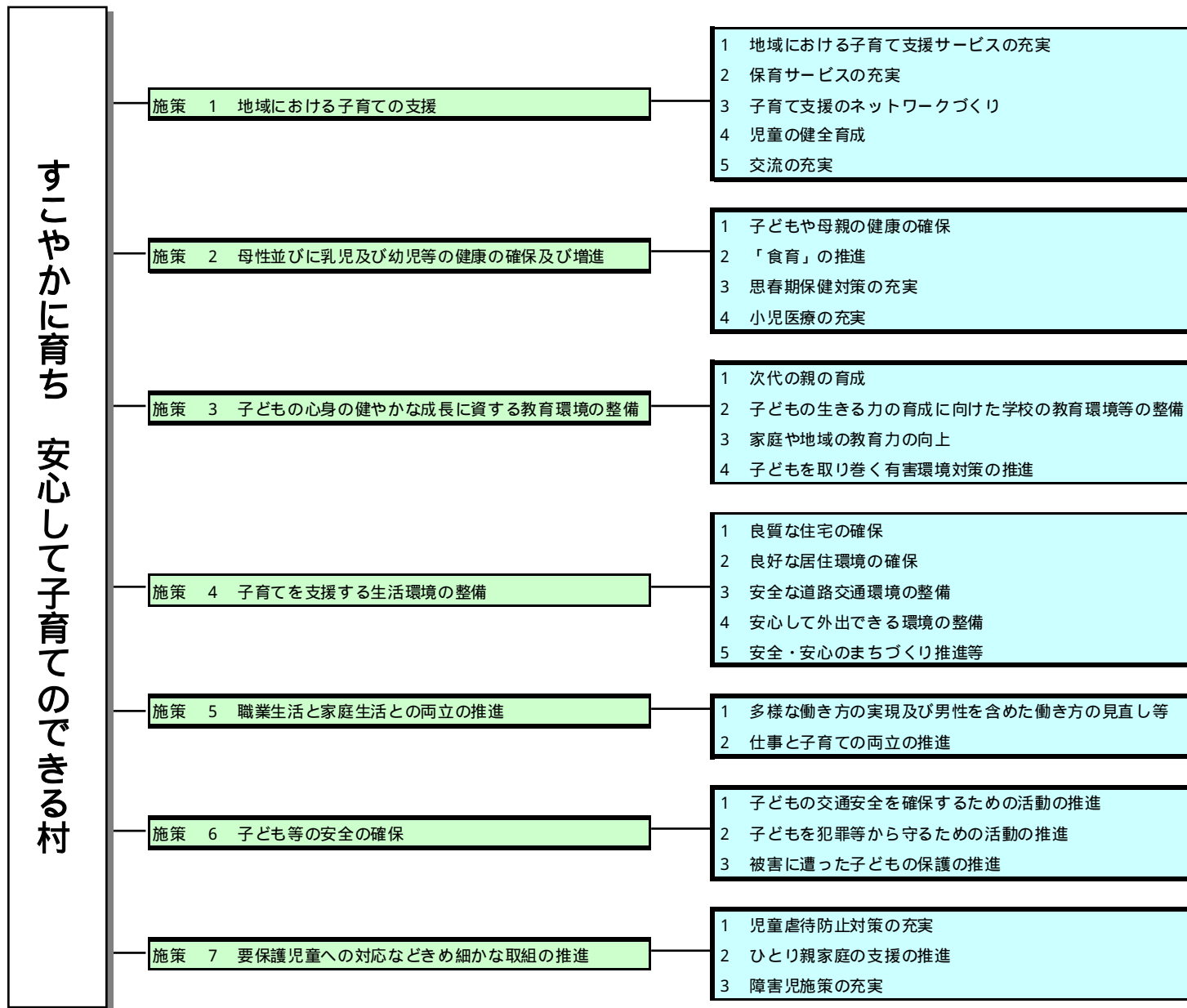
### (3) 地域で育てる意識と仕組みの構築

子育ては基本的には家庭の役割であり、第一義的責任は家庭にあります。しかし、核家族化が進む今日、家庭にのみ子育てを負わせる状況ではなくなっています。子育てしやすいむらづくりには、子育ての楽しさが続くような支援とともに、子育てが地域社会で支えられているという実感が必要です。そのためには、子育てを家庭の問題とするのではなく、子育てすることへの社会的評価を高め、子どもをきっかけとしたむらづくりが求められています。

地域に子どもの声や笑顔があふれるむらづくりは、活気や活力を生み出す新たなエネルギーとなり、コミュニティとしての地域の力（「地域力」）を高めることが期待されます。そのために、地域全体に少子化問題を広く周知し、それぞれの立場での役割を担う、家庭、学校、地域社会、行政が一体となった有効で実効性の高い施策が求められます。また、企業を含めた地域社会の構成員が行うべき役割について提起する必要があります。

## 5 施策の体系

本計画における施策の体系を次のとおりとします。



# 本計画の推進と施策の点検について

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づいて計画され、推進にあたっては、毎年少なくとも1回、本計画に基づく措置の実施の状況を報告するよう規定されています（第8条）。

したがって、本計画の推進にあたっては、村全体で取り組むためにも、全庁的な体制の下に、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検するとともに、村民の意見を反映しながら、その後の対応を実施することが必要となります。

## 1 基本的姿勢

### （1）総合的な施策の展開

この計画は、子どもの育ちと子育て及び次の世代の親を育成する上での総合的な行政の行動計画です。そのため庁内、庁外の推進体制を整備します。また、家庭や地域、学校、企業などとも連携し、広がりのある施策の展開を図ります。

### （2）具体的な進ちょく状況の説明

計画の進ちょく状況を具体的に示すため、数値目標の達成状況などについて、定期的に公表します。

## 2 計画の推進体制

### （1）庁内体制の整備

庁内の横断的な組織を設置して、施策の計画的な推進と、進行管理を行います。

### （2）地域協議会の活用

計画策定組織を発展的に活用し、地域協議会を母体にした推進組織を整備します。そして、地域協議会へは進ちょく状況等を説明・報告し、推進に向けて

の協議・意見交換を行う場とし、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させます。

### **( 3 ) 村民への周知と意見聴取**

本計画の実施状況等に係る情報を広報誌やホームページ等により公開し、村民に分かりやすく周知を図ります。

## 第2部 各論

# 施策 1 地域における子育ての支援

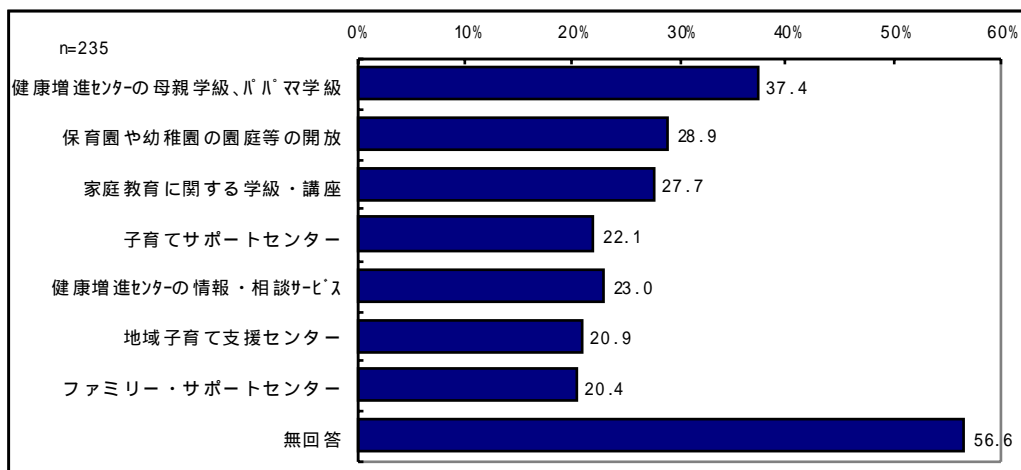
## 現状と課題

本村では、将来的に人口規模は減少傾向と推計されます。出生数に関してみても同様の傾向にありますが、核家族化や女性の社会進出など社会の変化に伴い、保育ニーズは多様化しており、時間延長や一時保育などの保育需要は増加傾向にあります。

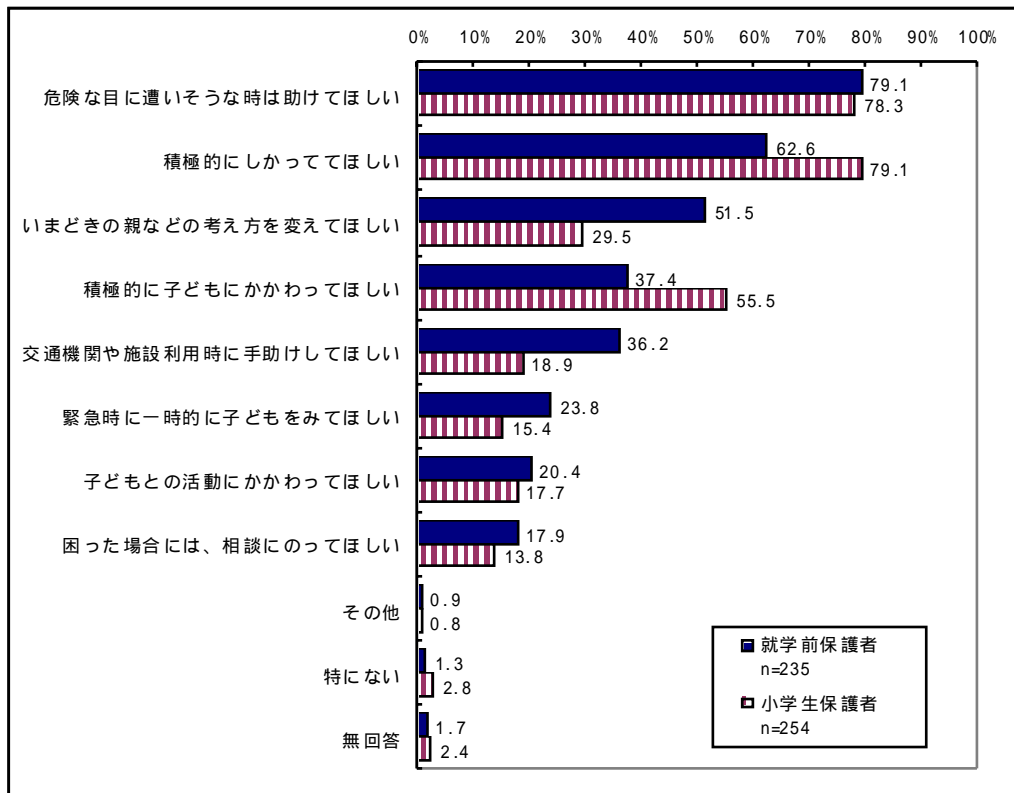
放課後児童クラブは、現在、設置に向けて検討中ですが、今後は国の目標とする各小学校区への設置を行い、地域の公民館、学校、保育所との連携を進めていく必要があります。

青少年に対しては、精神的、経済的自立を促し、次代の村を担う住民として、その意識づけが重要となっています。そのために、地域に対する理解を深めるための場の提供やボランティアへの参加、各種体験学習も重要となっています。

利用したいサービスとして「健康増進センターの母親学級、パパママ学級」を4割近くの方があげています。



「子どもが危険な目に遭いそうな時は手助けや保護をしてほしい」が最も多く、以下、「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、積極的にしかってほしい」、「子どもがうるさい」とか「いまどきの親」などの一方的な考え方を变えてほしい」を地域に対し望んでいます。



## 施策の方向

### 1 地域における子育て支援サービスの充実

多くの地域住民が子育てへの理解や関心を持てるよう、地域全体で子育て家庭を支援できる地域づくりを目標とし、様々な子育て支援サービスの充実に努めます。これらのサービスが効果的に実施できるよう、必要な措置を講じるとともに、地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を把握し、相談の受付、助言、情報の提供を行います。

子育て家庭の育児相談、子育てサークル等の活動支援などを実施し、地域の子育て家庭の支援を行います。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
地域子育て支援センター事業	子育て家庭に対する支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、育児不安についての相談指導、子育てサークルへの支援等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。 また、保育園を開放し、入園児童と在宅児童の交流や保護者との情報交換等を図ります。	福祉課	1ヶ所 相談件数月5件 子育てサークル1団体 園開放月1回 機関紙「さくらんぼだより」の発行及び広報掲載毎月1回	2ヶ所 相談件数月15件 子育てサークル2団体 園開放月2回 機関紙の発行及び広報掲載毎月2回
保育サービスに係る情報提供	保育サービスの利用者に対して選択や質の向上を図るために、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。	福祉課	保育園要覧の作成・設置・配布。子育てマップの作成・配布	継続
児童相談の充実	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、民生・児童委員・主任児童委員が家庭児童の福祉に関して相談に当たります。 担当地区内の家庭状況を把握し、日常電話や訪問により個々の相談に応じ、必要な支援の分析をして関係機関を紹介します。	福祉課	年2回 民生委員・主任児童委員・教職員が連携して対応	継続

## 2 保育サービスの充実

### (1) 保育サービスの充実と情報提供

多様化する保育ニーズに対応するための体制を整備するとともに、延長保育、一時保育、障害児保育等のきめ細かな保育サービスを提供していきます。また、保育サービスに関する積極的な情報を提供して、サービスの質の向上や利用者の選択の幅が広がるように努めます。

### (2) 保育所施設整備

現在は、上桧木内地域にへき地保育所、桧木内地域には認可保育所、西明寺地域には幼稚園があります。村営住宅等の住環境の整備により、子育て中の家族やこれから子供の生まれてくるような若い世代の居住が見込めるため、それにともない保育需要も増加していくものと考えられ、それらに対応するための体制及び施設の整備を行っていきます。

にこにこ幼稚園では、入園対象とならない3歳未満の保育需要を満たすためのサービスが提供できないため、西明寺地域の多くの乳幼児が他市町やひのきない保育園に入所申込・入所しています。しかし、近隣の神代保育所や角館保育園では定員以上の申込となっており、入所待機となる児童がでてしまう状況です。また、ひのきない保育園に児童を入園させている保護者については、就業地とは反対方向へ送迎している場合もあり、子育て環境を改善していく必要があると考えられます。

西明寺地域の保育所整備計画では、想定していた出生数が18名(全体29名)に対し、実際の出生数が25名(全体38名)となっています。これに伴い、定員も90名の計画が100名程度と見込まれることから、これら児童が保育サービスを受けられるように、また、近隣保育園の定員を上回る入園希望者の受け皿となれるように、早急に保育所整備を行っていきます。

現状の保育所は比較的新しい建物ですが、快適な環境で保育サービスを受けることができるよう保育環境整備に努めます。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
保育所の運営	保護者の労働または疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり、保育所での保育を実施します。	福祉課	認可保育所1カ所 定員50名 へき地保育所1カ所 定員15名	認可保育所2カ所 定員150名 へき地保育所継続
保育所施設整備	乳幼児が安全で健康的な保育サービスを受けるため、また、多様化する保育ニーズに対応するために保育所の施設整備を図ります。	福祉課	2カ所	平成19年度までに3カ所
産休明け保育	出産後の養育者の就労と子育ての両立支援のため、生後9週目からの産休明け保育の充実を図ります。	福祉課	1カ所	2カ所
延長保育事業	保護者の就労時間等に対応するため、通常保育の時間帯の前後に延長して児童を預かります。	福祉課	村単独実施 1カ所 定員6名程度	2カ所 定員20名程度
一時保育事業	保護者の通院や農繁期など、家庭での保育が一時的に困難になる児童を保育所で預かります。	福祉課	1カ所 定員3名程度	2カ所 定員9名程度
障害児保育	障害のある子どもであっても入所の制限無しに、保育を実施します。	福祉課	実施	継続

### 3 子育て支援のネットワークづくり

#### (1) 子育てネットワークの整備

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を検討します。

#### (2) 情報提供体制の強化

各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、情報の提供を図ります。

また、広報活動を通じて、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

各保育所や幼稚園におけるホームページの設置、充実・活用を進めます。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
子育てサークルの支援	子育てサークルの活動を支援するため、保育所等の場所の提供、子どもと関わる各種事業への参加の促進を図り、地域全体で子育て家庭を支援する体制を作ります。また、保育士、栄養士、保健師等との連携を深め、きめ細やかな子育て支援サービスの提供を行います。	福祉課	子育てサークル1団体	子育てサークル2団体
子育てマップの作成 (保育班)	地域の子育てサービスに関する情報を取りまとめ、子育てマップを作成します。また、情報の提供、サービスの利用の促進を図るため、子育て家庭への配布を行います。	福祉課	年1回	継続
子育てマップの作成 (福祉班)	民生・児童委員協議会の児童福祉部会が主体となり、子育てに関する情報をとりまとめ、子育てマップの作成・配布を行います。	福祉課	130世帯	継続

## 4 児童の健全育成

### (1) 児童の居場所や活動の場の確保

#### 既存施設を利用した居場所づくり

調査結果では、「雨の日に遊べる場がない」「安心して遊べる場がない」という意見が多くみられました。これらをふまえ、子どもたちが気軽に遊び、親同士も雨の日も気軽に集まれる場を確保するため、公共施設あるいは民間の既存施設の有効活用を検討します。

#### 子どもの居場所づくり

平日の放課後や休日、子ども同士が遊び等を通じて交流の機会を持つことができるよう、安全な遊び場確保や、学校（交流ホール）、河川公園、体育館等の既存の公共施設を活用しながら居場所づくりを進めます。

#### 学校外活動の推進

子どもたちの「生きる力」を育むために、各種団体・機関等と連携を図りながら自然体験活動をはじめとする様々な体験活動等の機会を提供します。

### (2) 健全育成及び非行対策

#### 教育・啓発活動

学校での学習への適応指導、生活習慣指導、性の逸脱行動の問題点等について適切な指導を促進します。

#### 少年非行の防止

少年非行を防止するため、関係機関、団体等と連携を図りながら、犯罪を未然に予防する地域社会作りを進めます。

### (3) 引きこもり及び不登校への対応

児童・生徒一人ひとりが生き生きと学校生活を送ることができる魅力ある学校づくりを推進することなどにより、不登校等の防止を図ります。

不登校及び不登校傾向にある児童・生徒への対応として、校内組織の充実、関係機関との連携等を行います

#### (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌販売しているコンビニエンスストア等に対し、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、その設置状況を把握し、自主規制について指導を実施します。

#### (5) 民生・児童委員活動の充実

児童虐待への民生児童委員の対応等、地域活動における役割はますます大きくなっています。今後とも、連絡体制を十分にとって活動を支えていきます。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
アフタースクール推進事業	小・中学生を対象に、放課後や週末を活用して様々な体験活動や交流活動の機会等を提供します。	生涯学習課	4回	10回程度に増やし充実を図る
地域で進める親子国際理解推進事業	国際化に対応できる子どもの育成を図るために、週末の体験活動のひとつとして地域において外国の生活や文化、言語などに親しむ機会を提供します。	生涯学習課	16回 西明寺、桧木内地区各8回	継続
親子参加型体験活動	住民の要望を取り入れながら、児童の健全育成を図るため、親子参加型の体験活動を実施します。	生涯学習課	2回	アフタースクール事業と関連させながら充実を図る
スポーツ団体の育成	スポーツ少年団活動を支援し、一層の充実を図ります。	生涯学習課	実施	継続
スポーツ教室の開催	子どもたちにいろいろなスポーツに触れる機会を提供するために、体育協会と連携を図りながらスポーツ教室を開催します。	生涯学習課	3教室	継続 総合型地域スポーツクラブ設立との関連を図る
総合型地域スポーツクラブ	子どもたちがそれぞれの体力や技術、興味、目的に応じてスポーツに親しむことができるよう、地域の子どもたちへスポーツ活動の受け皿となる総合型地域スポーツクラブを設立します。	生涯学習課	-	体育協会、スポーツ少年団等と連携を図りながら設立を検討する
放課後児童健全育成事業	小学校の放課後児童クラブ開設のほか、中学生や高校生などについても、自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めます。	学務課	-	定員20名 2か所 桧木内・西明寺小学校に放課後児童会を設置

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
小中連携の指導連絡会議	「心因性」「遊び・非行型」「無気力型」など様々なタイプの不登校児童・生徒に適切に対応するため、指導連絡会議を開催し、必要な場合は家庭訪問を行いながら不登校児童・生徒に対処します。スクールカウンセラーを交えた事例検討を中心とした研修、民生委員との懇親会、福祉・医療との連携による指導体制の強化や関係機関との連携による当事者への支援体制づくりを進めます。	学務課	実施	継続 特にスクールカウンセラーとの研修の内容と回数を増やしていく
青少年育成西木村民会議	青少年の健全な育成を村民総ぐるみで推進することを目的に青少年関係団体、関係機関をもって組織し、啓発用チラシ等を作成し非行防止を呼びかけます。	環境課	実施	継続
学校教育と連携した森林環境に係る体験活動推進事業	児童・生徒が森林体験活動を通じて、「考えて、行動する」過程を経ることで子どもたちの「生きる力」を育みながら、地球温暖化防止や生物の多様性など、森林の持つ多面的機能、森林や木材を活用した地域産業などを正しく理解させるため、自然体験などの事業充実を図ります。	産業課	森と川体験塾 年2回 森を歩こう年 2回 木の実の工作 会年1回 村内5年生に よる総合学習 年2回	森と川体験塾 200人 森を歩こう 150人 木の実の工作 会500人 村内5年生に よる総合学習 400人
民生委員の連絡・研修	定例会や情報交換、研修の場において、地域における児童の健全育成に関する委員の資質の向上を図ります。児童福祉部会においても、子育てに関する講演会や児童施設の見学研修などにより、地域における児童の健全育成に関する委員の資質の向上を図る。	福祉課	毎月の定例会での相談活動の報告と方策の検討 各種研修会への参加	活動の強化 各種研修会への積極的な参加

## 5 交流事業の充実

### (1) 世代間・異年齢児との交流

現在各保育所・幼稚園で実施している世代間交流や異年齢児交流の充実を図り、老人福祉・児童福祉の向上と共に、小中学生の保育に対する意識を啓発します。

また、中学生や高校生の保育ボランティアへの参加を促します。

### (2) 園庭・園舎の開放

保育所・幼稚園の園庭・園舎を開放し、保育所・幼稚園の子どもと地域の子どもが遊びを通じて交流を深め、健やかな成長ができるよう努めます。また、地域の子育て家庭の子育てサービス等に関する意見・要望を把握し、支援の充実に努めます。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
保育所地域活動事業	地域の高齢者や小中学生と保育所の児童が、老人福祉施設への慰問、季節の各種行事やレクリエーションを通じて、世代間・異年齢児による交流を図り、児童の福祉の増進を図ります。また、地域に開かれた保育事業により、地域住民全体で子育てを支援する意識を高めます。	福祉課	各保育所が老人福祉施設、小中学校と連携し、活動を実施	継続
保育所開放	入園児童と在宅児童の交流を深め、同年代の子どもとのふれあいを通じて心身の成長を図ります。また、保育士等と保護者、あるいは保護者同士が育児に関する相談、情報交換のできる機会として保育所を有効に活用します。	福祉課	1か所 月1回	2か所 月2回
多世代交流施設	多世代交流施設には、かみひのきない保育園、介護予防のデイサービスセンター、体育館、屋外運動場、会議室、図書室、展示室があり、一般にも開放している。保育園の外、介護予防(デイサービス)、健康づくり教室、趣味の教室、各種スポーツ・レクリエーションの場として活用することにより、子どもからお年寄りまで世代を超えた交流を図る。	福祉課	月延べ300人位	月延べ360人位

## 施策 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保 及び増進

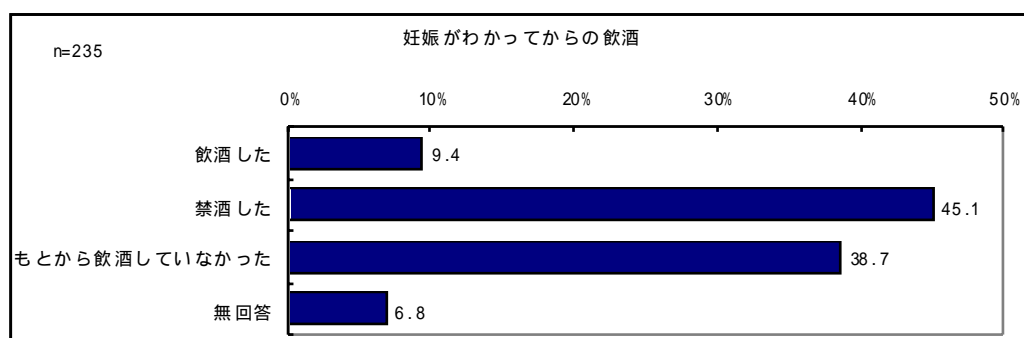
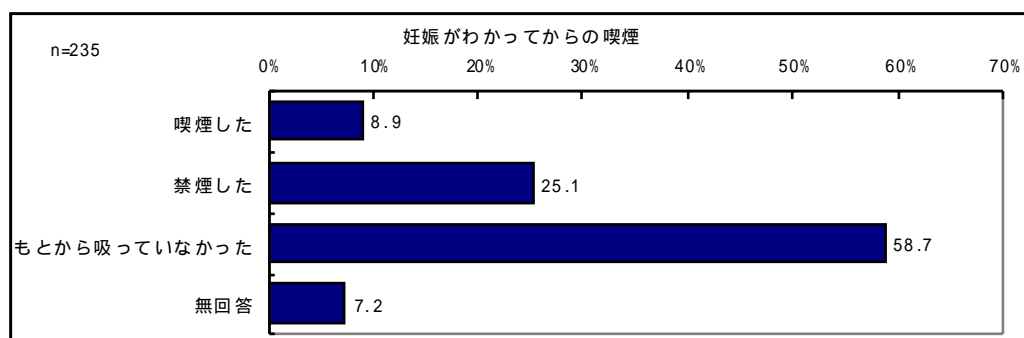
### 現状と課題

母子保健事業は、出産、子育ての最初の段階であり、母子の健康維持や健やかな乳幼児の発達のために重要な役割を果たしています。生活環境の変化や食生活の欧米化に伴い、生活習慣病についての関心が高まるなかで、中高年になってからの健康づくりは難しく、子どものころからの健康づくりや生活習慣が重要視されるようになってきています。

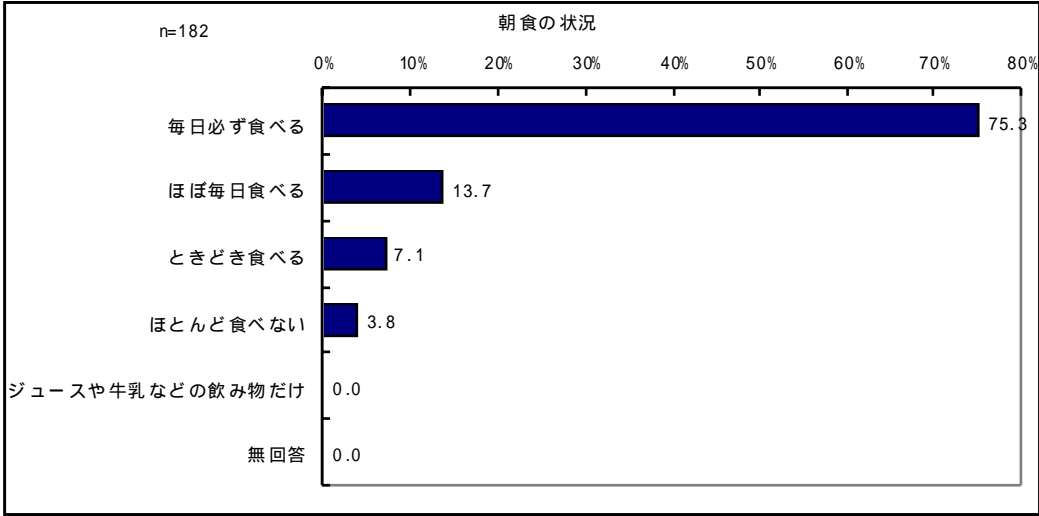
最近では、子育て不安を訴える母親の増加や幼児虐待の問題もあり、悩みを抱える母親の相談や指導において、本来の役割に加えてこのような複雑多様化する問題に対しての母子保健分野の役割も大きくなっています。

さらに、次の世代の父親や母親になる人に対し、出産、子育てに関する意識づくりや飲酒・喫煙・薬物等に対する危険性を伝える思春期保健事業も重要となってきています。

「もともと吸っていなかった」は約6割、「もともと飲酒していなかった」が約4割となり、喫煙・飲酒をしていた人も多くの方が禁煙・禁酒しています。



中高生の7割を超える人が毎日朝食を食べています。



## 施策の方向

### 1 子どもや母親の健康の確保

#### (1) 母子健康手帳交付時の指導と相談

親子の健康の確保に向けては、妊娠届の提出と母子健康手帳の交付が第一歩となります。

広報や医療機関への日程を周知し、早期に母子健康手帳が交付されるように努めます。母子健康手帳交付時には、指導・相談を充実し、妊婦が安心して出産の準備ができるように努めます。

#### (2) 妊産婦・新生児等訪問指導

保健部門だけでなく、民生児童委員や社会福祉協議会、福祉分野などとの連携を強化し、必要とされる家庭に対し、乳児の養育、健康管理に必要な知識と適切な情報提供、必要なアドバイスを実施します。

各種乳幼児健診等で継続して指導が必要な子どもとその家庭に対しては、保健師が訪問し、精密検査や専門機関への紹介、個別相談などへつなげるようにします。複雑化する問題に対応できるように、専門相談員等の確保を含め相談体制を整備します。

#### (3) 妊婦・乳幼児健康診査

妊婦健康診査では、正常な妊娠の経過を妨げる合併症を未然に防ぐことを目的として、医療機関で実施しています。県との協力のうえ、妊婦が健康診査を受診しやすい環境づくりを行い、より安心して健康な赤ちゃんを無事出産できるよう努めます。

乳児、1歳6か月児、3歳児等の健診や歯科健診については、子どもの月齢に応じた発育・発達を確認し、疾病や異常等の早期発見と親子の心身の健康保持を図る目的で実施します。これまでも取り組んできた未受診者への対応を継続し、受診率の向上を図ります。また、こうした乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等子どもの事故予防のために啓発を行います。

#### (4) 育児相談

母親学級や育児学級については、父親の参加も含めて参加を呼びかけます。また、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ります。

#### (5) 学校保健法による健康審査等

学校保健計画に基づき、各種定期健康審査による疾病の早期発見と健康状態の把握、衛生管理を推進します。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
母子健康手帳交付日の周知	広報への掲載や医療機関への交付日の周知を図り、早期に交付が受けられるように努めます。	福祉課	医療機関への交付日の周知	広報への掲載を行う
母子健康手帳交付時の指導と相談	妊婦健康診査について指導を行い、適切な時期での受診券の使用や疾病の早期発見ができるよう指導します。また、妊娠期の生活の中で、注意する内容についての指導や相談を行い、安心して出産に望めるように努めます。	福祉課	月1回 (20日前後)	継続
妊産婦・新生児訪問指導事業	妊婦健康診査の結果、訪問が必要な妊婦に対し、状態に応じた保健指導を行い、健康な赤ちゃんを無事出産できるよう援助します。また、新生児訪問指導では、児の状態観察を行い、育児の内容について指導を行います。産婦に対しては、妊娠中や出産後の経過を観察し、状態に応じた指導を行い、疾病や心理的变化の予防に努めます。	福祉課	実施	継続
乳幼児訪問指導事業	指導が必要な子どもとその家庭に対しては、保健師が訪問し、精密検査や専門機関への紹介を行います。必要時、専門相談員等と連携を図り、子どもの問題解決のための体制の整備を進めます。	福祉課	実施	継続
妊婦健康診査	県と協力し、妊婦健康診査受診券を発行し、妊婦の経済的な支援を行い、必要な健診回数を受診を促します。	福祉課	一般健康診査7回、HBS検査1回、感染症検査1回、超音波検査1回、歯科健康診査1回	継続

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
乳児健康診査	発育や運動発達状態、また、精神機能の状態の観察を行い、疾病や異常の早期発見を行います。また、育児の不安なども聴取し、不安の軽減や解消を図るように努めます。	福祉課	年10回	継続
1歳6か月児健康診査	成長発達の節目であるこの時期に健診を行い、発達の確認や養育についての支援を行います。また、う歯が増え始める時期であるので、歯科健康診査を行い、歯の疾病や異常の早期発見、歯科指導を行い、う歯の予防や進行防止に努めます。	福祉課	年6回	継続
2歳児歯科健康診査	乳歯は生えそろうこの時期に健診を行い、再度子どもの口腔ケアについての保護者の意識を高め、う歯予防について努力できるように努めます。	福祉課	年4回	継続
3歳児健康診査	心身共に大きな成長がみられるこの時期に健診を行い、成長の確認を行います。また、日常生活の自立に向けての保護者への支援を行います。歯についての健診を行い、歯の疾病や異常の有無、個別指導を行い、歯についての意識の向上に努めます。	福祉課	年6回	継続
母親学級	妊婦と父親同士が集まる機会を作り、お互いに交流を深めることで、仲間づくりを図ります。また、生まれてくる赤ちゃんへの知識や母性を深めることに努めます。	福祉課		年3回
乳児相談 (赤ちゃん教室)	母親だけでなく、父親や祖父母の参加も促し、家族とともに成長の観察を行います。また、相談しやすいように環境を配慮し、相談の充実に努めます。	福祉課	月1回	継続

## 2 「食育」の推進

### (1) 食育の推進

健康で豊かな食生活や食習慣を送る力を身につけるとともに、地域の食材や、その生産・流通に携わる人たちを知り、食べ物大切さとそれを育む自然の素晴らしさや農産物の生産現場などを活用しながら食に関する教育を推進します。

子どもの頃から「食」の大切さを学び、からだに良い食べ物を選ぶ目を育て、好ましい食習慣を身につけると共に、地域のよい食文化を継承させるよう支援します。親になる、若い世代に朝食の欠食、野菜不足が見られます。家族に偏食する人がいると、それが子どもにも影響します。家族が何でも食べられ、楽しい食事になるように一緒に考えます。

### (2) 地産地消の推進

地産地消の視点から地元農協や農家等との連携により、学校給食への地元食材の活用を進めます。

村内でとれた新鮮で安心できる農産物をもっと村内で消費するため、地元の農産物に対する住民一人ひとりの意識を高め、地域全体の取組に繋げるために地元で採れた農産物を地元で買い、料理して、食べる「生産・流通・消費」の仕組みづくりを推進します。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
学校給食	年間約190回実施されている学校給食の献立を生きた教材として活用することにより、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子ども達に身につけさせ、子どもが将来にわたって健康に生活していけるように導きます。	学務課	実施	継続 学校における「食に関する指導」の時間を確保する。
西木村学校給食推進協議会	産業課、学校給食センター、農家との連携により、安全、安心な農作物を学校給食へ安定的に供給する体制整備を図ります。	学務課	年2回	継続 地域農産物年間使用料3ト
	学校給食に地域で生産された新鮮な農作物を提供することにより、食を通じて、子ども達の地域農業や農村への理解を育みます。	学務課	実施	継続

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
	学校給食に地域農産物を供給することにより、生産拡大と所得の向上を図ります。	学務課	実施	継続
乳幼児健診	個性や月齢に合わせて個別指導により、特に偏食にならないように食べさせ方に気をつけ、食事の楽しさを身につけるよう支援します。	福祉課	乳児年6回 1歳6カ月児年6回 2歳児歯科年5回 3歳児年6回	継続 子どもの月齢にふさわしい食習慣と健康な生活を送るための基盤をつくる。
幼児教室	野菜などを使用した「手作りおやつ」を作り、家庭においても親子で作ってもらうようレシピも提供します。 おやつの前の手洗い、おやつの後の歯磨きなど、しつけも同時に身につけさせるよう支援します。	福祉課	年10回 年度内に3,4歳になる在宅児	継続
親子の料理教室	食生活改善推進員と協力しながら、長年の生活から生まれた郷土の味を伝承しながら、健康づくりを意識した食材の選び方、組み合わせ方、調理方法等を習得できるよう支援します。	福祉課	夏休み中1回	2回
学校給食推進事業	平成14年度に「学校給食に秋田の食材を供給推進事業」の実施に伴い、西木村学校給食推進協議会が設立されており、子どもたちに地元農産物は、新鮮・安い・美味しい、しかも安全・安心にこだわりを持てるよう、地産地消運動の一貫として食事のあり方について研修していく。 また、食と農業の関わりと関心が高められるよう、食べ物がどのようにつくられ食卓に届くかを知り、食べ物を育む自然や命のすばらしさを感じる心を育て、食べることを大切にする食習慣を身につけさせる。	産業課	実施	継続
食文化の伝承	地域には地域に伝えられてきた伝統的な食材が数多くある。これら地域特産である野菜の価値を再度評価し、栽培方法や加工技術を確立するなど、伝統食材を守り育てる活動を支援する。	産業課	実施	継続

### 3 思春期保健対策の充実

#### (1) 性教育

学校で実施されている性教育の授業に、資料の提供等を通して協力をおこないます。

性に関する健全な意識のかん養と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めます。また、学校での教育が家庭でも生かせるよう保護者に対する指導を行います。

#### (2) たばこ・アルコール・薬物に関する教育

学校での禁煙教育・薬物乱用防止教育を推進します。あわせて、家庭と地域の協力を得て活動ができるように連携を図ります。

#### (3) 思春期保健事業

小中学生が赤ちゃんとふれあい体験の機会を持ち、生命の尊さ、父性・母性を養うことができるような機会の提供を行います。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
性教育指導	養護教諭との連携を図り、性教育の授業に資料を提供し、性に対する知識の普及を図ります。	福祉課		村内小中学校で開催時資料の提供
学校でのたばこに関する教育	学校と協力し、たばこの体への影響や受態喫煙についての教育を行えるように、資料などの提供を行い、知識の普及を図ります。	福祉課		村内小中学校への資料提供
家庭でのたばこに関する教育	家庭でもたばこの害について話し合える機会を作れるように、地域の健康教育でも取り上げて、意識の向上を図ります。	福祉課		健康教育の実施
思春期ふれあい体験学習	赤ちゃんと触れ合うことで生命の尊さや父性・母性を養うことができるように、講演なども開催し、知識の普及を図ります。	福祉課	年1回	継続

## 4 小児医療の充実

### (1) 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、県、近隣の市町村及び救急指定の病院、消防署等の関係機関との連携に努めます。

また、各家庭に対しても「かかりつけ医」の普及促進を図るほか、休日・夜間の救急医療の周知を図ります。

### (2) 周産期医療の強化

妊娠・分娩時の突発的な緊急事態に対応するため、周産期医療体制の確保が進められており、搬送体制なども含め県や医療機関と連携して対応します。

### (3) 乳幼児医療費助成

乳幼児が必姿とする医療を容易に受けられるようにするため、乳幼児が医療機関にかかった際に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成する。

### (4) 小児救急法講習会

子どもの不慮の事故を予防し、事故や急病時に適切な判断と迅速な対応ができるよう、知識と技術を学ぶ小児救急法の講習の機会を検討します。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
福祉医療制度	医療保険の自己負担相当額を給付する。ただし、平成17年8月1日からは自己負担分の限度額を設定し、入院、外来、調剤とも、1レセプト当たり月額1,000円とする。	税務住民課	一定の所得基準を超えた世帯にも単独事業で受給者証を交付	継続
小児医療の充実	小児救急指定病院や消防署、また近隣の市町村との連携を図り、小児医療の充実に努めます。また、「かかりつけ医」の必要性についての指導を行い、普及に努めます。	福祉課		小児医療の充実とかかりつけ医の普及
周産期医療の強化	産婦人科医や県と連携を図り、遠隔地での救急医療を確立できるように努めます。また、妊婦への周知も図ります。	福祉課		救急医療の確立と妊婦への周知

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
小児救急法 講習会	講習などを通して、保護者等がとっさの事故の時に適切な行動がとれるように救急処置の基本と、技術を身に付ける機会を提供します。	福祉課		年1回

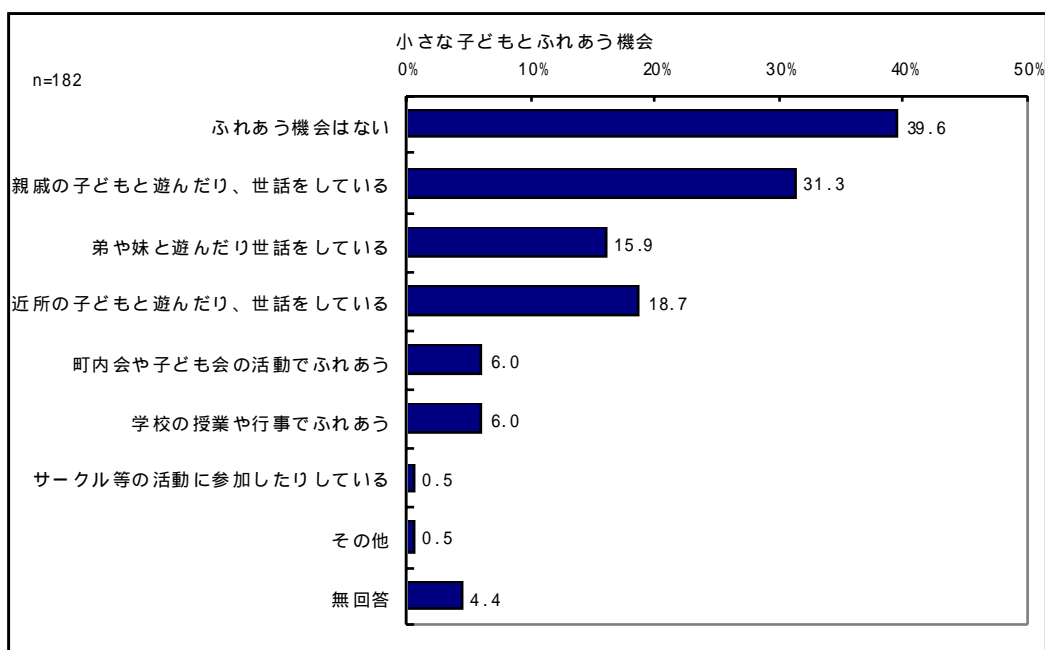
# 施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

## 現状と課題

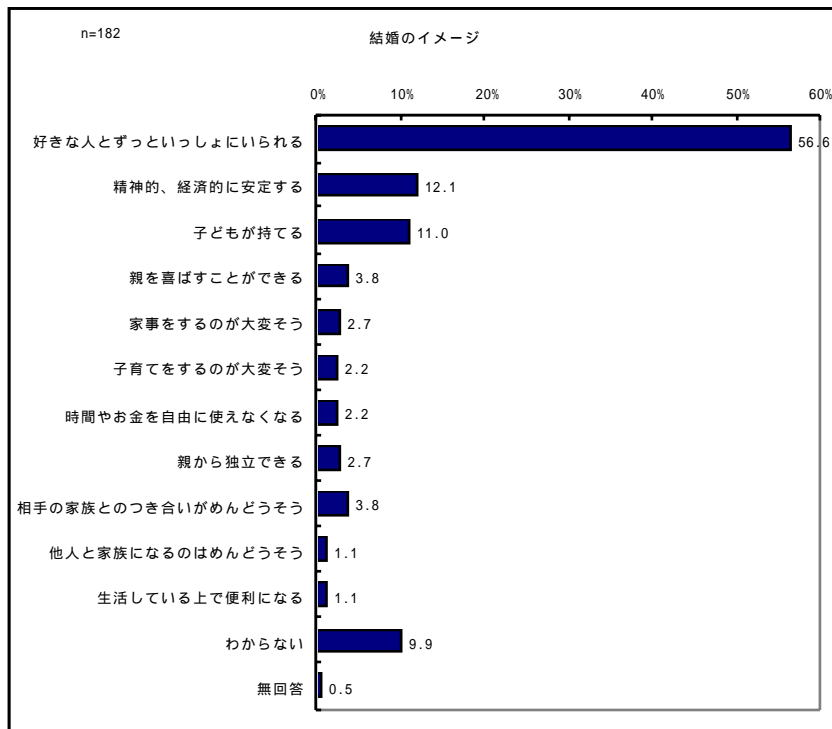
学校の現場は、ゆとりの確保と学力の向上の相反する考え方のなかで、総合的な学習の時間の活用等が大きな課題となっています。最近是不審者対策など学校の安全対策も課題となっています。

住民の学校教育に対する関心では、心の教育の充実が大きな割合を占めています。引きこもり児童や不登校児童等については対応に難しい問題があり、地域、学校、行政等の総合的な教育環境の整備が必要となっています。

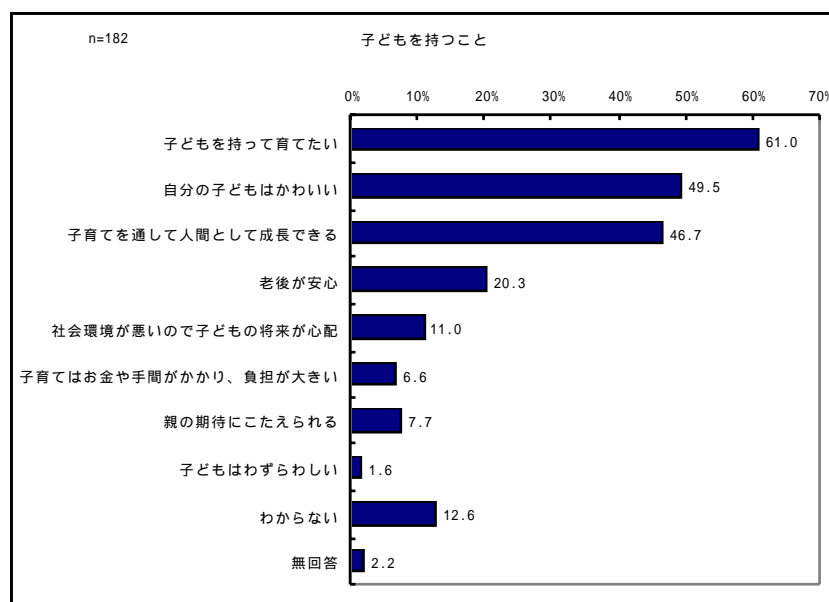
4割近くの中高生は小さな子どもとのふれあいがありません。



結婚のイメージは、「好きな人とずっといっしょにいられる」が最も多くなっています。



子どもを持つことについては、「当然、子どもを持って育てたいと思う」、「自分の子どもはかわいいと思う」、「子育てを通して人間として成長できる」と考えています。



## 施策の方向

### 1 次代の親の育成

#### (1) 次代を担う親の教育

中学生、高校生等が子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。

また、次代の親として、経済的にも自立できるよう職業体験活動などに取り組みます。

#### (2) 児童の人権の確保

子どもの権利条約に基づき、すべての子どもが人として尊重され、次代の村を担う希望の存在として尊重されるよう、子どもたちへの人権教育の実施と啓発活動を進めます。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
明日の親となる子育て理解講座	子供を産み育てることの意義や、子どもや家庭の大切さを学び理解する機会、及び、乳幼児と触れあうことのできる機会を提供します。	生涯学習課	-	年2回
思春期ふれあい体験学習(再)	赤ちゃんと触れ合うことで生命の尊さや父性・母性を養うことができるように、講演なども開催し、知識の普及を図ります。	福祉課	年1回	継続

## 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

### (1) 「生きる力」を育む学校教育の推進

基礎・基本を確実に身につけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力や豊かな人間性、健康と体力などの「生きる力」を育成するため「確かな学力」の向上と「心の教育」の充実を目指して、学校教育を推進します。

### (2) 豊かな心の育成

豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取組の充実に努めます。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との連携の強化を図ります。

### (3) 健やかな身体の育成

学校におけるスポーツ活動の充実をめざし、地域の人材活用も含め優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、学校間の交流を増やし、スポーツ少年団や部活動の充実を図ります。

### (4) 信頼される学校づくり

#### 学校施設整備

学校は、子どもたちの学習の場、生活の場であり、その伸びやかな成長と生命・身体の安全が最大限確保されていることが最低限の要件です。

子どもたちが日常的に過ごす場であるとともに、災害時における地域住民の緊急避難場所としても活用されることから整備を進めます。

#### 交流事業の充実

他地域の児童・生徒との交流機会の充実を図ります。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
学校教育の推進	知識や技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力等を育てるため、一人ひとりの子どもに応じたきめ細かな指導で基礎・基本の確実な定着と自ら学び考える力の育成を図るとともに、総合学習の時間等を通じて子どもたちが学ぶことの楽しさを実感でき、学習意欲を高める授業を進めます。	学務課	実施	継続
スクールカウンセラーの活用	スクールカウンセラー配置事業に係わって配置されている3名のカウンセラーを活用して、村内小・中学校5校の児童・生徒、保護者並びに地域住民に対するカウンセリング事業を実施しています。 また、これに係ってカウンセラーによる生徒、保護者、地域住民対象の公演会「心の花壇に花を育てよう」を実施するなど、地域と一体となって健全育成に努めています。	学務課	実施	継続
学校施設整備	昭和56年以前の新耐震基準以前の設計で建築された学校建物の耐震診断を計画的に実施し、耐震補強や改築・改修等を推進します。	学務課	実施	継続

### 3 家庭や地域の教育力の向上

#### (1) 家庭教育への支援の充実

##### 家庭教育支援総合推進

家庭の教育力向上を図るため、地域における家庭教育の推進に向けた総合的な協議会を設置します。

また、中学生を対象に乳幼児と触れあう機会を設け、保護者を対象に様々な機会に子育てについての学習機会を提供します。

##### 家庭教育ネットワークの充実

教育委員会や公民館だけでなく、保健や福祉部門との連携を強化しながら、公民館等の社会教育施設を始め、幼稚園や保育所、小中学校の授業参観や乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の整備に努めます。

#### (2) 地域の教育力の向上

##### 地域活動の充実

地域の自然環境や経験豊かな人材の活用により、子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツ指導者の育成等、子どもたちの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力の向上を図ります。

##### 地域と連携した教育推進

地域の教育力の活性化及び子どもたちの奉仕活動・体験活動の推進に向けた総合的な協議会を設置します。また、村内で行われる奉仕活動・体験活動について様々な面から支援するセンターを設置します。

さらに、学校施設の開放をするとともに人材リストを整備し地域人材の有効活用を図ります。

##### スポーツクラブ等の整備

村のスポーツ活動の受け皿となる総合型地域スポーツクラブの設立を検討します。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
家庭教育推進協議会	子育て支援団体やPTA、学校教育関係者、行政関係者等で構成し、地域における家庭教育の取組に関する企画・立案、関係団体やPTAとの連携による取組等について協議する事により総合的な推進を図っていきます。	生涯学習課	-	年2回 10人
妊娠期子育て講座	子どもが生まれる前の妊娠期の親を対象に、親子のふれあいやしつけ、コミュニケーションの取り方等についての基本的な理解を深めるための機会を、福祉課との連携を取りながら提供します。	生涯学習課	-	年2回
くれよん広場	保育園、幼稚園と連携を取りながら幼児とその保護者を対象にふれあい活動を実施するとともに、親同士の交流を図ります。また、保護者を対象に子育てについての基本的理解を図る機会を提供します。	生涯学習課	年1回	継続
就学時健診を活用した子育て講座	就学時健診で子どもたちが健診を受けている時間を利用して、子育てについての基本的理解を図る機会を提供します。	生涯学習課	2回 西明寺地区 桧木内地区	継続 参加者の増加を図る
思春期の子供を持つ親のための子育て講座	PTAや学校説明会等を活用して小学生、中学生の子を持つ親を対象に子育てについての学習機会を提供します。	生涯学習課	2回 西明寺地区 桧木内地区	継続
地域教育力・体験活動推進協議会	PTA、各種団体・機関、学校教育関係者、行政関係者等で構成し、地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動の推進に関するもののほか、地域教育力・体験活動等の推進方策について協議し総合的な推進を図っていきます。	生涯学習課	年2回	継続 地区支援委員会の回数を2～3回に増やす。 地区支援委員会で体験活動を企画・実施する。
体験活動ボランティア活動支援センター	地域における個人、学校、団体等からの活動希望に対する相談、情報収集・提供、場の開拓や人材の確保等を行うとともにコーディネーターの養成を図っていきます。	生涯学習課	1ヶ所	継続 コーディネーターの養成を図る
学校施設の開放	村内の小・中学校の体育館、グラウンド等学校施設を開放します。	生涯学習課	5ヶ所	継続
人材リストの整備	地域の人材を一覧化し、保育園や幼稚園、小中学校での活用を図ります。	生涯学習課	200人登録	継続 生涯学習ボランティアリストとしてさらに整備を図る

## 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌を販売しているコンビニエンスストア等に対し、その設置状況を把握し、自主規制について指導を実施します。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
有害環境対策	県の事業にあわせて、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする有害図書の立ち入り検査を、地域住民等との連携・協力により行う。	環境課	実施	継続
健全育成対策の充実	子どもが心身ともに健全に成長できるよう、非行防止啓発活動、文化、スポーツ等コミュニティ活動等を通じて地域社会が一体となり、健全育成対策を推進する。	環境課 学務課 生涯学習課	実施	継続

## 施策 4 子育てを支援する生活環境の整備

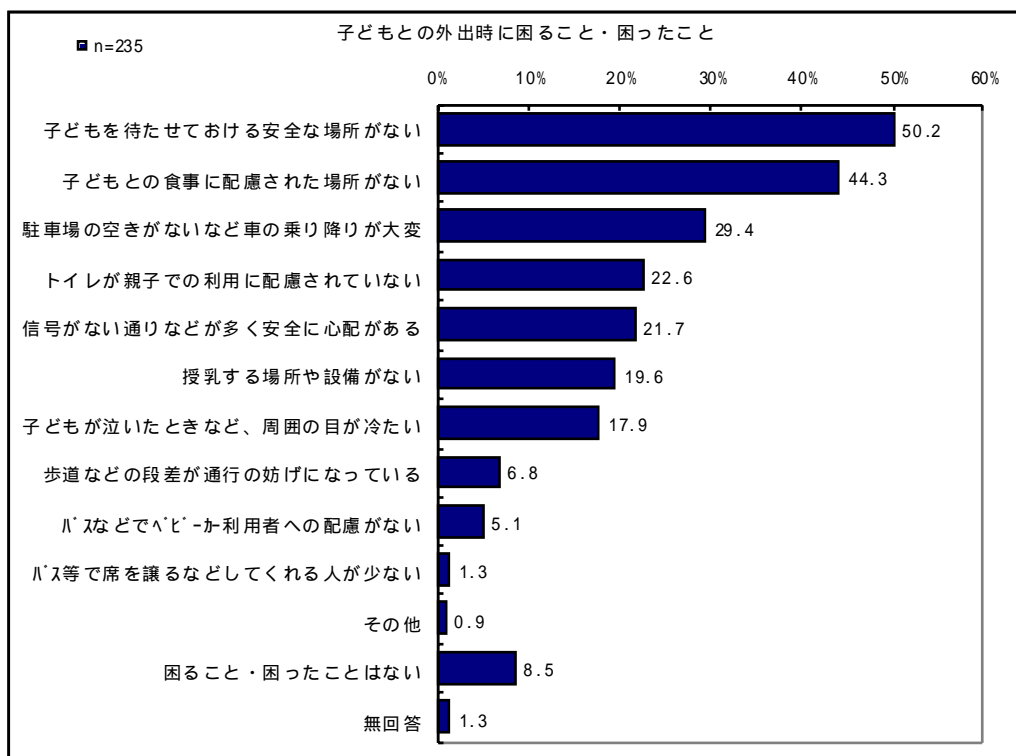
### 現状と課題

住宅については、福祉的な視点からの住宅政策とともに、アレルギー対策や児童遊園など、幅広い視点から整備を進める必要があります。

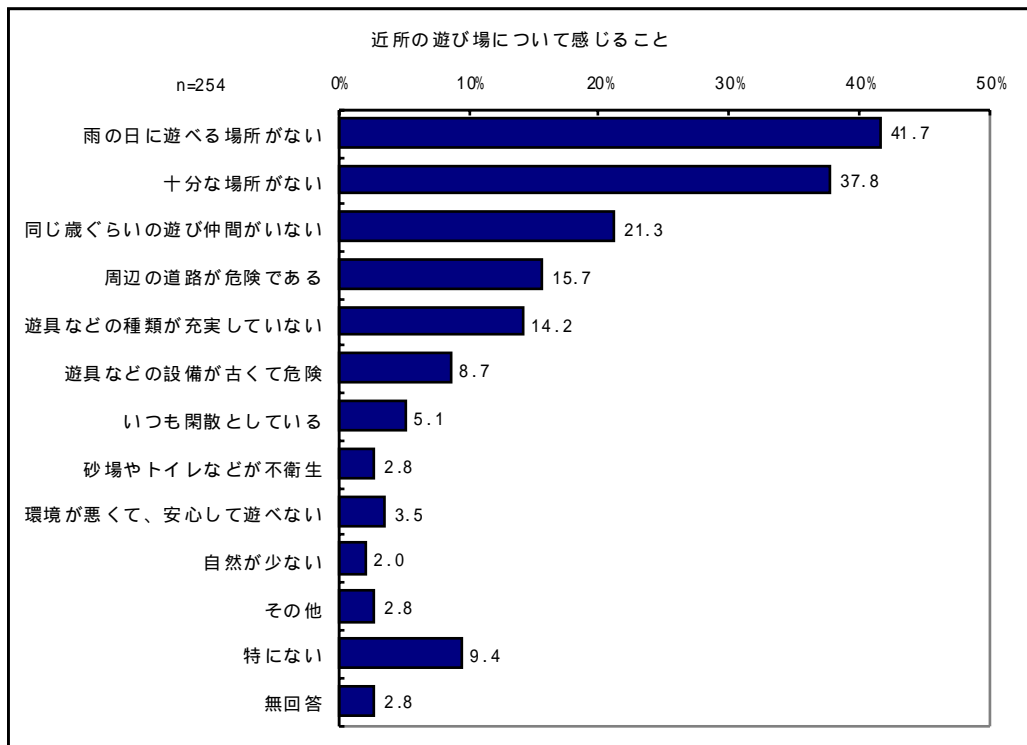
子どもと子育て家庭にとって、子どもの目線からみたまちづくりは、安全性の確保はもちろん、快適な生活環境づくりのために重要な課題です。道路や公園等の整備については、バリアフリーの考え方を基本に安全かつ快適なまちづくりが求められています。

公園や集落会館の遊具等が整備されていますが、一方で雨が降ったときに遊べる場所が欲しいといった屋内施設などにも要望がみられます。また、遊具の安全管理が課題となっています。

外出時に困ることとして「買い物や用事を済ますあいだ、子どもを待たせておける安全な場所がない・少ない」、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がない・少ない」を多くの人があげています。



近所の遊び場として「雨の日に遊べる場所がない」、「思い切り遊ぶための十分な場所がない」をあげる人が多くなっています。



## 施策の方向

### 1 良質な住宅の確保

これから家を建てようと思っている子育て家庭や、次代を担う世代を中心に、アレルギーやバリアフリー対策のほどこされた広くゆとりのある住宅を持てるよう、情報提供に努めます。公営住宅に関しては効率的な利用を図り、住民ニーズに応じた整備等を進めます。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
賃貸住宅の供給促進	住民の多様な住宅需要に対応するため、一定の所得者に家賃補助を行う特定優良賃貸住宅の誘致を進めるとともに、制度紹介を行います。	建設課	実施	継続
ハウジングガイドブックの配布	公営住宅の利用方法、住宅資金融資制度、建物の改造・改築への助成制度などを紹介したハウジングガイドブックを作成し配布します。	建設課	実施	継続

## 2 良好な居住環境の確保

地域コミュニティが生まれやすいような環境づくりを目指し、児童遊園の設置と遊具の充実、子供の遊び場の確保など良好な居住環境の整備を図ります。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
都市計画マスタープランの推進	目標とする住環境の水準を定め、計画の基本理念に基づき住宅政策を推進します。	建設課	実施	継続
児童遊具、公園の整備・充実	子どもの安全な遊び場を確保するため、公園の整備・充実を図ります。	建設課	実施	継続
シックハウス対策	居住者等が有害化学物質（ホルムアルデヒド・クロルピリホス）による室内空気汚染によって衛生上の支障が生じないように、建設材料及び換気設備について審査を行います。	建設課	実施	継続

### 3 安全な道路交通環境の整備

子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、国・県道の安全対策を要請するとともに、通学・通園路を中心とした村道の歩道整備等の道路整備を進めます。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
道路整備事業	交通安全上の配慮はもとより、災害時の避難、緊急車両等の通行や消防活動の円滑化を図ります。	建設課	実施	継続
カーブミラーの整備	交通事故防止のため、見通しの悪い箇所にカーブミラーを整備します。	環境課 建設課	実施	継続
生活道路での通行車両の進入抑制・速度抑制	生活道路での安全確保のため、警察署と連携し、車両の進入抑制・速度抑制を図ります。	建設課	実施	継続
交通安全看板等の設置	村内における交通事故等の抑止のため、電柱等に交通安全に関する看板等を設置します。	環境課 建設課	実施	継続
夜間の交通事故防止対策	生活道路として利用されている村道に、照度アップ等照明の改良も含め、道路照明灯の整備を図ります。	建設課	実施	継続

## 4 安心して外出できる環境の整備

### (1) 公共施設、公共交通機関、建築物等のユニバーサルデザインを考慮した整備

妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消や車イスが自由に行き来できる通路幅の確保等に努めます。

### (2) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーカー、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備等に努めます。

### (3) 子育て世帯への情報提供

「子育てバリアフリー」マップの作成・配布や、各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供に努めます。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
公共施設等のバリアフリー化の推進	秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例（平成15年4月1日施行）に基づき、道路や公共施設のバリアフリー化を進めます。	総務課 福祉課 建設課	実施	継続
既存施設のバリアフリー化推進	施設バリアフリー状況調査結果に基づき、バリアフリー化されていないと判断された既存施設について、必要箇所から計画的にバリアフリー化を進めます。	福祉課	実施	継続

## 5 安全・安心まちづくり推進等

### (1) 防犯施設の整備

通学路や公園等における防犯灯の設置、保育所・幼稚園に緊急通報装置等の防犯設備の整備を進めます。

### (2) 公共施設の安全対策

道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所並びに共同住宅の構造・設備について、修繕や改善が必要な時には、防災・防犯を考えた設備の整備を進めるなど、利用する村民の安全対策に努めます。

### (3) 公園等の整備

生活に安らぎと潤いをもたらす、様々な要望に応える多様な機能を持った公園の整備を推進します。

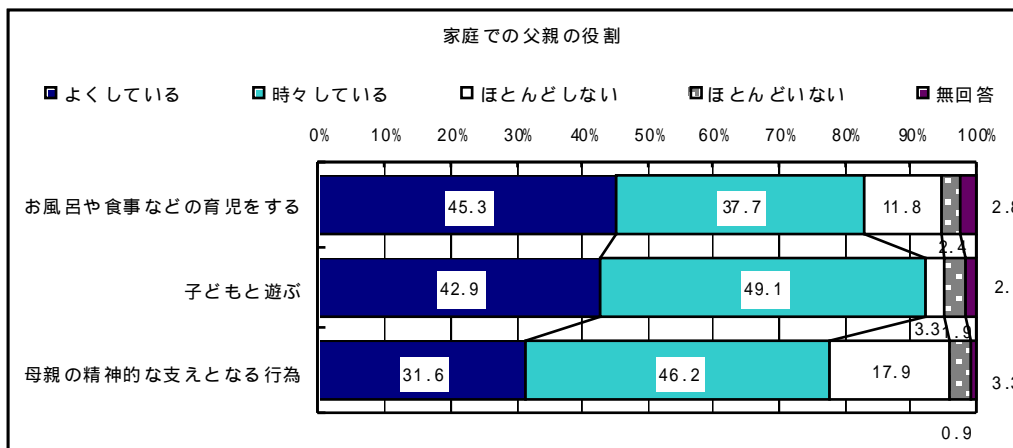
事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
防犯灯設置事業	夜間における犯罪等の防止を図るため、防犯灯を設置し管理します。	環境課 建設課	実施	継続

## 施策 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

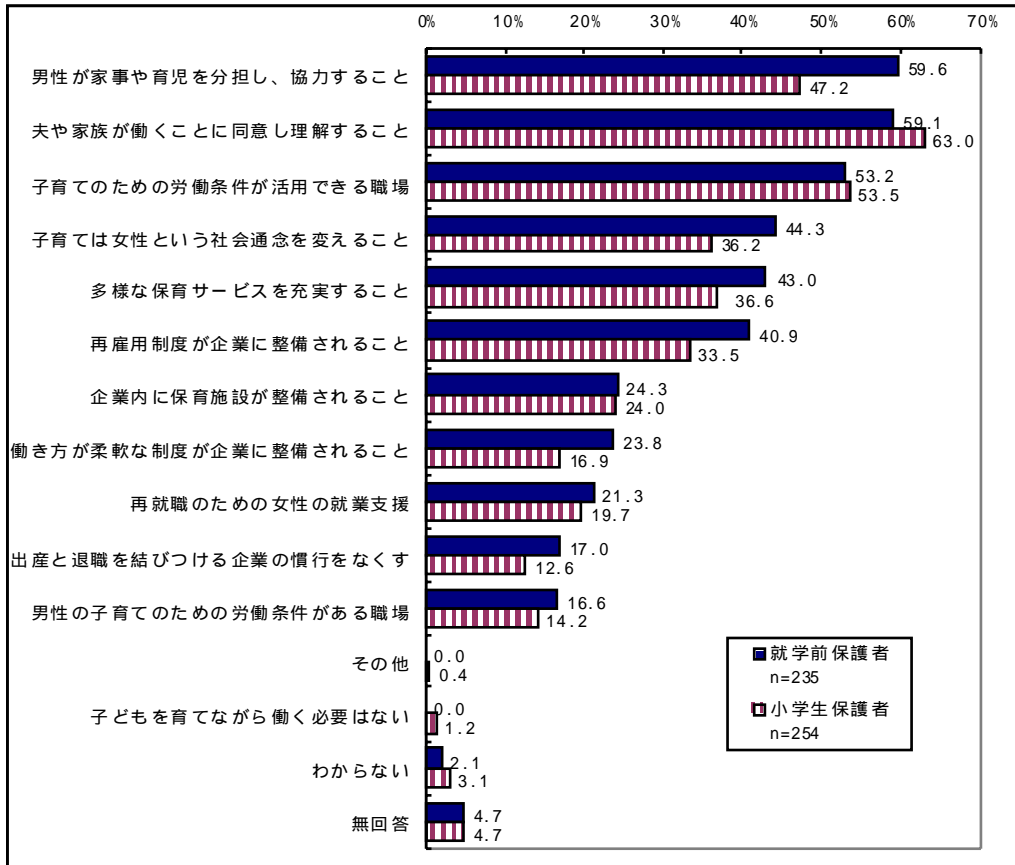
### 現状と課題

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法等の整備により、制度的には、子育て世帯を支える環境は整備されてきましたが、国内景気の低迷もあり、子育て世帯を巡る就業環境には厳しいものがあります。特に女性の就業は厳しく、妊娠・出産に伴って仕事をやめる人も数多くみられます。今後は、女性の就業対策も必要ですが、夫婦間で子育てを共有できる社会づくりも大きな課題です。

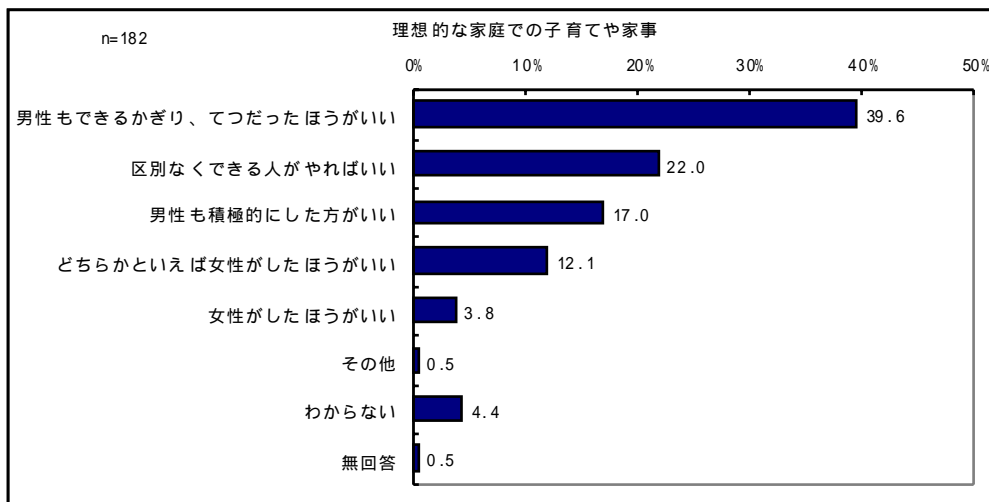
家庭での父親の役割について、育児としてお風呂や食事、子どもとの遊びを、「よくしている」「時々している」という回答の合計が8割を超えています。母親の精神的な支えとなる行為についても「よくしている」「時々している」という回答の合計が8割近くになっています。



女性が働くことに必要なこととして、就学前児童の保護者では「男性が家事や育児を分担し、協力すること」「夫や家族が働くことに同意し理解すること」と回答した人が6割程度となっており、小学生の保護者では「夫や家族が働くことに同意し理解すること」と回答した人が一番多くなっています。



中高生は、理想的な家庭での子育てや家事について「男性もできるかぎり、てつだったほうが良いと思う」ということを最も重視しています。



## 施策の方向

### 1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

地域全体で、子育てを進めていくためには、家庭だけでなく、地域の住民、事業所等の協力も必要となります。男性を含めたすべての人が、仕事と生活、子育てを両立できるよう、「働き方の見直し」を進める必要があります。

そのために、国、県、関係団体等との連携を図りながら、積極的に広報・啓発、研修、情報提供を行い、労働者、事業所、地域住民等の意識改革をめざします。

また、従業員数が300人に満たない事業所に対しても、次世代育成行動計画の一般事業所計画の策定を呼びかけます。

#### (1) 職場環境の整備

子育てしながら働きやすい職場環境づくりを進める為、職場研修会等を開催し理解を深めるような機会を提供するとともに、職場の雰囲気を変えて行くように進め、休暇の取得しやすい環境づくりができるよう指導していきます。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
男性の育児参加の推進	男性の育児休業取得を推進するため、事業所及び従業員等に対して啓発を行います。また、子育てについての理解を深めるため職場研修会等を実施するとともに、条例等の見直しを図り、育児休暇等を取得した場合は休暇期間中パート職員等の雇用を考えていきます。	産業課 総務課	-	年1回研修会を開催

## 2 仕事と子育ての両立の推進

### (1) 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育ての両立支援のために、保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実を行っていきます。また、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図ります。

### (2) 男女共同参画の視点にたった制度・慣行づくり

社会制度や慣行は、性別による区別を行っていない場合であっても、現実には男女に中立的に機能していないこともあります。このため、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、様々な活動に参画していけるよう条件の整備や社会制度、慣行づくりの啓発を図ります。

### (3) 家庭・学校・地域における男女平等教育及び男女共同参画の推進

男女平等意識や性別役割分担意識は、生活体験の中で形成されるため、幼児期からの男女平等の視点にたった一貫した教育・学習が重要であり、すべての年代に対して人権や男女平等についての学習の機会を提供していきます。

### (4) 雇用の場における男女共同参画の促進

雇用の場における男女共同参画を促進するため、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの完全な定着に向けて啓発活動の一層の充実を図るとともに、女性の能力発揮を促進するための情報提供や起業支援など職業能力開発の情報提供に努めます。

### (5) 仕事と子育ての両立の推進

昼間保護者のいない小学校低学年児童の放課後の健全育成と保護者の仕事と子育てとの両立支援のため、放課後児童クラブへの入会を希望する児童の受け入れを行う。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
放課後児童健全育成事業（再）	放課後及び土曜日・長期休業中の放課後児童クラブの開設を進めます。	学務課	-	定員20名 2か所 桜木内・西明寺小学校に放課後児童会を設置
産休明け保育（再）	出産後の養育者の就労と子育ての両立支援のため、生後9週目からの産休明け保育の充実を図ります。	福祉課	1か所	2か所
延長保育事業（再）	保護者の就労時間等に対応するため、通常保育の時間帯の前後に延長して児童を預かります。	福祉課	1か所 定員6名程度	2か所 定員20名程度
一時保育事業（再）	保護者の通院や農繁期など、家庭での保育が一時的に困難になる児童を保育所で預かります。	福祉課	1か所 定員3名程度	2か所 定員9名程度
求人情報の提供	身近に求人情報が得られるように、ハローワークとの連携を密にして情報提供を行います。	産業課	実施	継続
労働時間の短縮	女性と男性の労働者が、職場生活と家庭生活及び地域活動に共に参加することができるように、事業所に対して労働時間短縮への啓発を行う。また、ノー残業デーの推進を図ります。	産業課 総務課	実施	継続
社会制度・慣行づくり	職場、家庭、地域など様々な場における制度や慣行について、性別による役割分担とならないよう啓発に努め、男女共同参画社会の形成を進める社会制度、慣行づくりに努めます。	環境課	実施	継続
家庭における平等教育と男女共同参画の推進	幼児期から性別にとらわれず、一人ひとりの多様な個性や人権を尊重し、男女共同参画を高める意識や価値観を育む家庭教育が行われるとともに、家庭内においては、対等なパートナーとして男女が協力し合い、家族の一員としての役割を果たしていけるよう家庭教育学級や成人学級などを通じて推進していきます。	生涯学習課	実施	継続
学校教育における平等教育と男女共同参画の推進	学校教育においては、男女共同参画社会についての意識を養う場として、学童期から男女平等や男女共同参画の意識の定着を図ります。	学務課	実施	継続

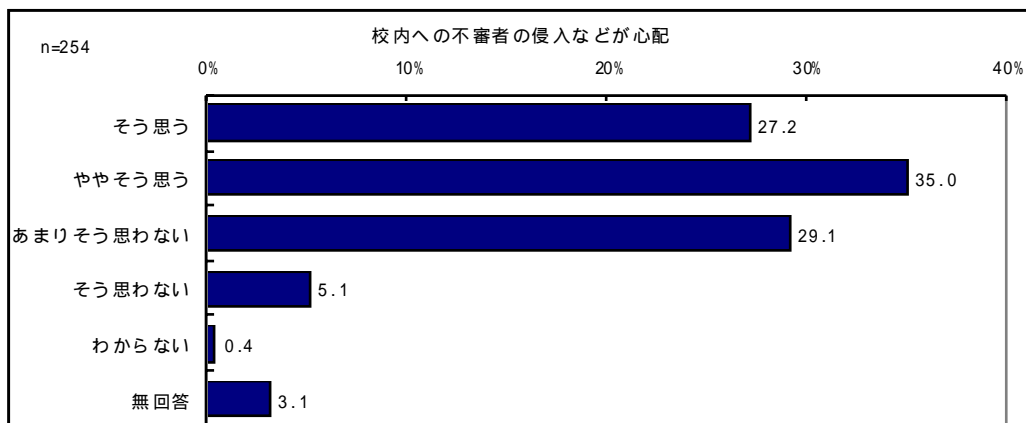
## 施策 6 子ども等の安全の確保

### 現状と課題

交通安全は、交通安全協会や警察署を中心に交通安全教室を保育所や小学校において実施していますが、事故を起こさせないためには、さらに教育の充実を図るとともに、道路環境の整備など、総合的かつ継続的な交通安全対策が必要です。

防犯対策としては、地域住民の協力により実施している「子供、女性 110 番」など、地域全体で犯罪を未然に防止する活動を行い、犯罪を起こさせない環境づくりを一層進める必要があります。

校内への不審者の侵入を心配している人は6割(「そう思う」と「ややそう思う」の合計)を超えています。



## 施策の方向

### 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

#### (1) 交通安全教育の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図るとともに、カーブミラー・ガードレールなどの設置、安全帽の配布や横断旗の設置、警察による交通安全教室の開催など総合的な交通事故防止対策を推進します。

#### (2) 交通安全団体の支援

各保育所、幼稚園、小・中学校等のPTA活動など自主的な交通安全団体の活動を支援します。

#### (3) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を進めます。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
黄色い帽子配布事業	交通安全を確保するため、幼稚園、小学一年生に黄色い帽子を配布します。	環境課	実施	継続
交通安全啓蒙資料配布	交通安全についての関心を持たせるため、資料として小学一年生へ「ぼくとわたしのおやくそく」を配布します。	環境課	実施	継続
交通指導員の配置	園児、児童の交通安全を図るため、交通安全運動期間中、交通指導員等を通学路等に配置します。	環境課	実施	継続
交通安全団体支援	交通安全協会に対し、補助金を交付し交通安全を推進します	環境課	実施	継続
チャイルドシート購入者補助金制度	村内在住者で6歳未満の乳幼児のために、運輸省の定める保安基準に適合するチャイルドシートを購入する保護者に対し、税込価格の2分の1以内1万円上限を補助します。	環境課	実施	継続
西木村交通安全対策協議会	警察署、学校、交通安全関連団体、各種団体により交通安全対策協議会を組織し、交通安全運動に取り組みます。	環境課	実施	継続

## 2 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

### (1) 防犯対策

地域、警察署との連携により子供が関係する犯罪等の情報の共有化を進めます。  
また、学校、地域、各種団体との連携により防犯活動の充実を図ります。

### (2) 地域での見守り

各保育園、幼稚園の保護者会や、各小・中学校のPTA、地域における見回り活動など、自主的な防犯活動を支援します。

### (3) 防犯講習の実施

子どもが犯罪の被害に遭わないようにするために、学校やPTA活動等の場を利用して防犯講習を実施できるよう検討します。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
子供、女性110番の設置	犯罪被害に直面し、また遭いそうになり救助を求めてきた子供、女性を保護し、110番通報するための「子供、女性110番」を設置することにより、犯罪を未然阻止し、安全で安心できる地域社会の実現を目指します。	環境課	45か所	継続
西木村防犯協会	村防犯協会に対して支援を行い、防犯に関する活動を推進します。	環境課	実施	継続

### 3 防災活動

乳幼児の保護者や児童、障害者等への災害予防対策については、村の地域防災計画に基づき取り組むこととし、今後も防災意識の啓発と村内の保育所・幼稚園・小中学校での避難訓練を実施します。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
避難訓練等の実施	保育所、幼稚園、小・中学校において、避難計画に基づき定期的に避難訓練を行います。	学務課 福祉課	実施	継続

## 4 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関と連携したきめ細かな支援に努めます。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
児童相談の充実（再）	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、民生児童委員、主任児童委員が家庭児童の福祉に関して相談に当たります。 担当地区内の家庭状況を把握し、日常電話や訪問により個々の相談に応じ、必要な支援の分析をして関係機関を紹介します。	福祉課	年2回 民生児童委員・主任児童委員・教職員が連携して対応	継続

## 施策 7 要保護児童への対応などきめ細かな取組 の推進

### 現状と課題

児童虐待は、全国的にも大きな問題となっています。最悪の場合、児童が死亡するケースもみられ、深刻な状況がみられます。児童虐待については、単に児童相談所に対応すればよいというわけではなく、両親の家庭状況や子育て不安から発生しているケースも少なくないことから、保健・福祉分野だけでなく、地域社会のなかで、早期発見、早期対応に努めていく必要があります。

ひとり親家庭については、離婚件数の増加とともに増加傾向にあります。母子及び寡婦福祉法の改正により生活支援から自立支援に取組み方針が転換されており、自立支援対策が重要になってきています。また、従来から父子家庭に対しては施策も少ないことから、父子家庭に対する生活支援も課題となっています。

障害児については、保育所での受入れ、通所在宅各サービス等の充実を図り、家族の介護負担軽減が必要となります。

## 施策の方向

### 1 児童虐待防止対策の充実

#### (1) 虐待防止ネットワークの構築

##### 虐待防止ネットワークの構築

虐待防止ネットワークについて、児童相談所、警察署、民生児童委員、主任児童委員、行政等が連携して虐待防止に取り組めるよう組織の編成を図ります。

ネットワーク設置後は、その強化に努め、広報・啓発活動やケース検討、関係者の研修等の事業を進め、虐待の事前防止と発生後の早期の対応に努めます。

##### 地域や民間の参加促進

児童虐待は、各家庭の問題にも踏み込むところでもあり、行政の力だけでは十分な対応も難しいことから、民生児童委員、主任児童委員はもちろんのこと、各種団体等も含めた幅広い参加を促し、ネットワークの強化に努めていきます。

児童虐待に気づいた人が、通告できるシステムを推進します。

##### 虐待防止研修会の開催

主任児童委員や地域の援助者を募り、虐待防止研修会を開催します。研修受講者を家庭支援協力員として登録し、地域の子育て支援活動、相談等を支援します。

#### (2) 早期発見、早期対応

虐待の早期発見のため、新生児訪問や妊婦相談、健診事業等の各種事業の場を活用します。

#### (3) 相談機能の強化

虐待防止のために、保健、福祉、学校、幼稚園、保育園等と連携をとり、相談体制の構築を図ります。

#### (4) 保護者への支援

保護者の息抜きの場として、一時保育等の活用や子育てサークルへの参加を促します。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
地域子育て支援センター事業(再)	子育て家庭に対する支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、育児不安についての相談指導、子育てサークルへの支援等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。また、保育園を開放し、入園児童と在宅児童の交流や保護者との情報交換等を図ります。	福祉課	1ヶ所 相談件数月5件 子育てサークル1団体 園開放月1回	2ヶ所 相談件数月15件 子育てサークル2団体 園開放月2回
児童虐待防止ネットワーク事業	保健、福祉、医療、教育、警察等の関係者により構成されるネットワークを作り、地域ぐるみで対応する体制を整備し、児童虐待の早期発見、早期援助を推進する	福祉課	-	各関係機関と連絡調整のうえネットワークを作る
緊急一時保護	緊急一時保護が必要な児童に対し調査を実施し、必要と認められる場合、児童相談所に通告を行います。	福祉課	実施	継続 啓発のためハンドブックを発行する
児童相談の充実	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して専門的に相談、指導に当たります	福祉課	実施	継続 研修会を開催する

## 2 ひとり親家庭の支援の推進

生活環境や結婚観が多様化し、離婚の増加等により母子家庭等が今後も増える可能性もあるため、母子家庭の経済的自立や保育支援等を行っていきます。今後とも就労支援や貸付制度等の情報提供を進めながら母子家庭を支援していきます。

また、国・県の施策が少ない父子家庭についても、民生児童委員、主任児童委員の活動等を通じて地域の父子家庭の状況を把握し、適切な支援に努めます。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
生活援助対策事業の推進	ひとり親家庭に対して、安定した日常生活を送ることができるよう児童扶養手当や福祉医療費支給等の支援をします。	福祉課	実施	継続
(財)秋田県災害遺児愛護会援助給付金	交通、労働または自然災害により、父、母を失ったとき、見舞金や入学、卒業祝金などが支給されます。	福祉課	実施	継続
女性・母子相談	女性・母子(ひとり親家庭含む)に関する相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介などを行います。	福祉課	実施	継続
母子生活支援施設入所	保護の必要が認められる(自立が困難等)母子家庭または母子に準じる家庭に対して入所相談を行います。	福祉課	実施	継続
ひとり親家庭児童祝金	ひとり親家庭の子どもが中学校を卒業したとき、10,000円が祝金として支給されます。	福祉課	実施	継続
母子・寡婦福祉資金貸付	母子家庭の母及び寡婦の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。	福祉課	実施	継続
母子家庭の母親の就業促進	母子家庭の母親の就業を促進するため、労働関係機関等と連携しながら、求人情報の提供、技術習得機会の提供等を行います。	福祉課	実施	継続

### 3 障害児施策の充実

障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。

また、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進します。

障害児に対しては、各保育所で受け入れを図るとともに、保護者に対する療育相談を推進すること等、家族への支援を図ります。

事業名	事業の概要	担当課	H16年度	H21年度目標
児童相談の充実（再）	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して専門的に相談、指導に当たります	福祉課	実施	継続 研修会を開催する
障害児保育（再）	障害のある子どもであっても入所の制限無しに、保育を実施します。	福祉課	実施	継続
乳児健康診査（再）	発育や運動発達状態、また、精神機能の状態の観察を行い、疾病や異常の早期発見を行います。また、育児の不安なども聴取し、不安の軽減や解消を図るように努めます。	福祉課	年10回	継続

# 資料編

## 特定 14 事業に係る目標事業量の設定

本村の保育・子育て支援事業に関する通常保育事業・延長保育事業・一時保育事業等の 14 事業（特定 14 事業）の内、実施予定の事業にかかる目標事業量は、次のようになります。

（現在、実施予定のない夜間保育事業・休日保育事業等は掲載していません。）

事業名	現況 (平成 16 年度)	目標 (平成 21 年度)
通常保育事業	1 か所	2 か所
	50 名	150 名
内訳 0 歳児	6 名	16 名
1、2 歳児	14 名	44 名
3 歳児	10 名	30 名
4、5 歳児	20 名	60 名
延長保育事業		2 か所
		20 名
内訳 延長 30 分		12 名
延長 1 時間		8 名
放課後児童健全育成事業		2 か所
		20 名
内 1 ~ 3 年		15 名
一時保育事業	1 か所	2 か所
	3 名	9 名
地域子育て支援センター事業	1 か所	2 か所

## 特定14事業

- 【居宅による支援】 (1) 病後時保育・派遣型  
(2) ファミリー・サポートセンター事業
- 【短期預かり支援】 (3) 放課後児童健全育成事業 (4) ショートステイ  
(5) トワイライトステイ (6) 病後時保育・施設型  
(7) 一時保育事業 (8) 特定保育事業
- 【相談交流支援】 (9) つどいの広場事業  
(10) 地域子育て支援センター事業
- 【保 育】 (11) 通常保育事業 (12) 延長保育事業  
(13) 休日保育事業 (14) 夜間保育事業

### (1) 病後時保育・派遣型

内 容 病後時保育・派遣型とは、疾病回復期にある児童で、保護者の就労その他の理由により家庭での保育に支障がある者について、その家庭又は保育士、看護師その他の者の居宅において適当な設備を備えること等により保育を行うものです。

現 状 未実施

ニーズ調査 母親が働くために特に必要と考えるサービスで、「病後時保育」と回答した方は、就学前児童の保護者で30名、小学生の保護者で20名となっています。

目 標 平成16年度現状 未実施  
平成21年度目標 後期計画で検討する

### (2) ファミリーサポートセンター事業

内 容 ファミリーサポートセンター事業とは、地域において保育等の援助を受けたい人と行いたい人が会員となる組織により、保育所への送迎等育児についての助け合いを行うものです。

現 状 未実施

ニーズ調査 ファミリーサポートセンター事業を利用したいですかという問いに対し、48名の方が「利用したい」と回答しています。

目 標 平成16年度現状 未実施  
平成21年度目標 後期計画で検討する

### (3) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

内 容 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)とは、保護者の就労等により放課後に家庭で児童だけになってしまう小学校低学年の児童に対し、放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るものです。

現 状 未実施

ニーズ調査 放課後児童クラブを利用したいかとの問(複数回答)に対して、「平日に利用したい」と回答した方が53名、「土曜日に利用したい」が54名、「日曜・祝日に利用したい」が27人、「長期休暇中に利用したい」が73名となっています。

目 標 平成16年度現状 未実施  
平成21年度目標 2か所 定員20名

### (4) ショートステイ

内 容 ショートステイとは、保護者の疾病、出産、事故等により児童の養育が困難になった場合に、児童福祉施設等で児童を一時的に養育、保護するものです。

現 状 未実施

ニーズ調査 項目なし

目 標 平成16年度現状 未実施  
平成21年度目標 後期計画で検討する

### (5) トワイライトステイ

内 容 トワイライトステイとは、保護者が就労等で帰宅が夜間になる場合に、児童福祉施設等で児童を一時的に養育、保護するものです。

現 状 未実施

ニーズ調査 項目なし

目 標 平成16年度現状 未実施  
平成21年度目標 後期計画で検討する

### (6) 病後時保育・施設型

内 容 病後時保育・施設型とは、疾病回復期にある児童で、保護者の就労その他の理由により家庭での保育に支障がある者について、保育所、その他の施設、病院又は診療所において適当な設備を備えること等により保育を行うものです。

現 状 未実施

ニーズ調査 母親が働くために特に必要と考えるサービスで、「病後時保育」と回答した方は、就学前児童の保護者で30名、小学生の保護者で20名となっています。

目 標 平成16年度現状 未実施  
平成21年度目標 後期計画で検討する

### (7) 一時保育事業

内 容 一時保育事業とは、就労形態の多様化、または保護者の育児疲れや急病等により家庭での保育が困難な場合等に対応するため、保育所において入所していない児童を一時的に保育する事業です。

現 状 利用延べ児童数の月平均は9人程度となっている。

ニーズ調査 家族・親族以外の誰かに一時的に預けて、リフレッシュしたいと思うかという問いに対し、89名の方が「ある」と回答しています。

母親が働くために特に必要と考えるサービスで、「緊急時の一時預かり」と回答した方は、就学前児童の保護者で69名、小学生の保護者で64名となっています。

目 標 平成16年度現状 1か所 定員3名  
平成21年度目標 2か所 定員9名

### (8) 特定保育事業

内 容 特定保育事業とは、就労形態の多様化に伴い、3歳未満児の保護者が特定の日に保育が困難と認められた場合等に、週2～3日程度又は午前か午後のみ等の必要に応じて柔軟な保育を行うものです。

現 状 未実施

ニーズ調査 項目なし

目 標 平成16年度現状 未実施  
平成21年度目標 後期計画で検討する

### (9) つどいの広場事業

内 容 つどいの広場事業とは、主に乳幼児(0～3歳)を持つ保護者が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流するとともに、子育て相談に応じる場を身近な地域に設置するものです。

現 状 未実施

ニーズ調査 項目なし

目 標 平成16年度現状 未実施  
平成21年度目標 後期計画で検討する

### (10) 地域子育て支援センター事業

内 容 地域子育て支援センター事業とは、在宅している乳幼児や保護者を対象に、子育てに関する心配事の相談や指導、園開放を行って子ども同士のふれあいや遊びの場を提供するなど、地域の子育て家庭支援を行うものです。

現 状 相談件数は月5件程度で、毎月1回園開放を行っている。

ニーズ調査 地域子育て支援センター事業を利用したいですかという問いに対し、49名の方が「利用したい」と回答しています。

目 標	平成16年度現状	1か所
	平成21年度目標	2か所

### (11) 通常保育事業

内 容 通常保育事業とは、保護者の就労または疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所で保育を実施するものです。

現 状 本村における通常保育事業は、へき地保育所のかみひのきない保育園と認可保育所のひのきない保育園の2園で実施していますが、定員は15名と50名です。現状の園児数は、かみひのきない保育園が8名で、ひのきない保育園が定員いっぱいの50名となっていますが、今後は50名以上の申込となり待機児童が発生すると見込まれます。ひのきない保育園の定員を超えた児童であっても、保護者の通勤方向等の事情から、かみひのきない保育園には入所していかない状況と考えられます。

西明寺地域では、にこにこ幼稚園を廃止して認可保育所とすることを計画しているため、それら児童及び3歳未満の乳幼児の定員合計を100名程度と見込んでいます。

ニーズ調査 子どもの現在の過ごし方以外の希望はありますかという問いに対し、21名が「公立の保育園に預けたい」と回答しています。

保育園を利用していない理由として、22名の方が「近くに保育園がないから」と回答しています。

目 標	平成16年度現状	1か所	定員50名	(へき地保育所を除く)
	平成21年度目標	2か所	定員150名	(へき地保育所を除く)

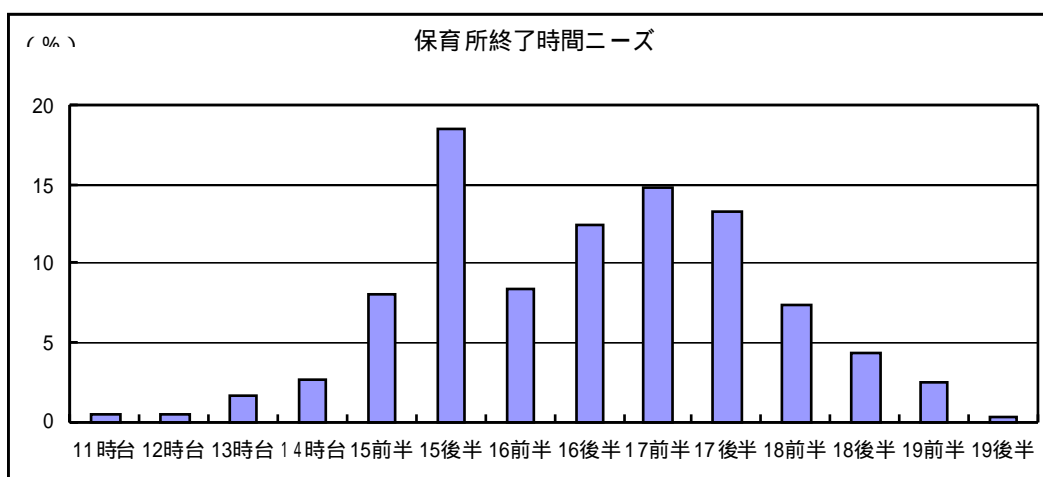
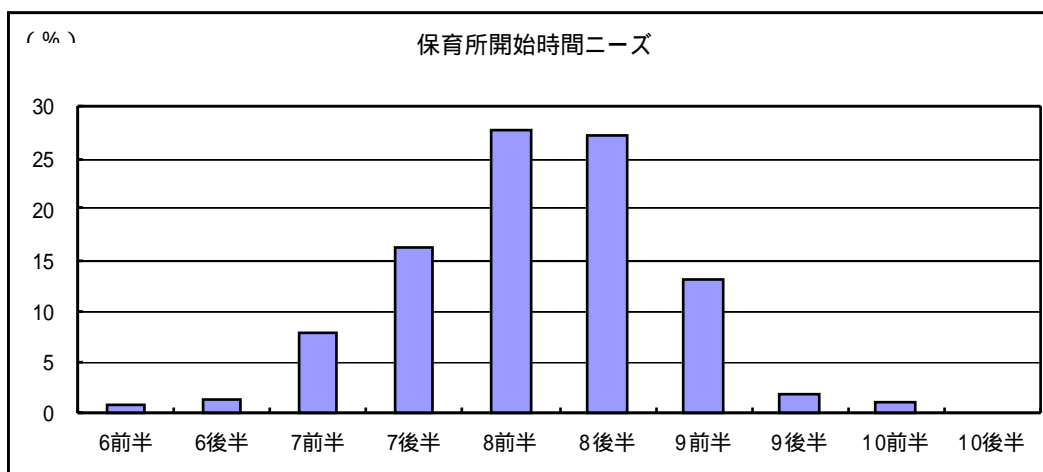
### (12) 延長保育事業

内 容 延長保育事業とは、保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を延長して保育を行うものです。

現 状 村単独事業として実施。利用延べ児童数の月平均は1人未満となっています。

ニーズ調査 母親が働くために特に必要と考えるサービスで、「延長保育」と回答した方は、就学前児童の保護者で75名、小学生の保護者で61名となっています。

目 標	平成16年度現状	未実施(村単独事業として実施)
	平成21年度目標	2か所 定員20名



これは、田沢湖町、角館町、西木村の回答を合計した割合となっています。

### (13) 休日保育事業

内 容 休日保育事業とは、日曜祝日等において、保護者のやむをえない理由により  
 児童の面倒が見られない場合に、保育所において保育を行うものです。

現 状 未実施

ニーズ調査 日曜日に利用したい保育園等のサービス希望回数については、「ほぼ毎週  
 利用したい」と回答した方が3名、「月1～2回利用したい」と回答した方が  
 31名となっています。

母親が働くために特に必要と考えるサービスで、「休日・夜間保育」と回答し  
 た方は、就学前児童の保護者で36名、小学生の保護者で35名となっていま  
 す。

目 標 平成16年度現状 未実施  
 平成21年度目標 後期計画で検討する

#### (14) 夜間保育事業

内 容 夜間保育事業とは、保護者の就労等により、夜間児童の面倒を見られない場合に保育所において保育を行うものです。

現 状 未実施

ニーズ調査 母親が働くために特に必要と考えるサービスで、「休日・夜間保育」と回答した方は、就学前児童の保護者で36名、小学生の保護者で35名となっています。

目 標 平成16年度現状 未実施  
平成21年度目標 後期計画で検討する